

# 【日本古代史の謎を解く】

『記紀』と註解のドグマを排し

全編真実の歴史を追及する

岡 庸之亮

目次

はじめに

一

第一部古代天皇と治世年数の延長

四

第一章 紀年延長と長寿との関係

四

第一節 書紀紀年についての諸説

四

第二節 古事記宝算と書紀紀年

六

第三節 紀年の推定

一〇

第二章 辛酉革命説批判

一六

第一節 革命勘文批判

一六

第二節 識緯説論者への批判

二六

第三章 太歳干支

三二

第一節 橋本増吉説批判

三二

第二節 書紀紀年は如何に定められたか

千三百年の謎を解明する

四三

第三節 神武紀元の原形

四六

第四章 古事記崩年干支

五三

第一節 諸説の検討

五三

第二節	末松説と古事記崩年干支の作為	六一
第五章	紀年と史実	六六
第一節	神武く仲哀間の系図を探る	六六
第二節	神功皇后伝説を中心として	七四
第二部	卑呼は邪馬台国女王に非ず	八四
序文		八四
第一章	弥生時代・庄内併行期の鏡	八五
第二章	倭人伝小論	一〇二
第三章	初期大和政権論	一一三
第一節	初期大和政権と磯城一族	一一三
第二節	崇神朝の伝説を読む	一二四
第三節	出雲国の服属	一三四
第四章	古墳時代初期の出土鏡	一四一

はじめに

我が国の古来の伝承については『古事記』『日本書紀』『風土記』として西暦七〇〇年代初めにまとめられているが、その初めは『古事記』の序文にあるように、天武天皇が、「朕わが聞きく、諸家の齋もたる所の帝紀及び本辞、既に正実まことに違い、多く虚実を加う。今の時に當り、其失あやまりを改めずば、未だ幾いくばくの年を経ずして、其の旨滅びなんとす。斯乃これすなりち、邦家の経緯にして、王家の鴻基こうきなり。故惟かたこれ、帝紀を撰録し、舊辞を討覈とうかくして、偽いつわりを削り実まことを定め、後葉のちのよこに流えんと欲おもう」

と詔され、舎人とねりのひえだのあれの稗田阿禮に勅語して、帝王日嗣及び先代旧辞を読み習わされ、其の時、稗田阿禮は二十八歳とあるが、実際に『古事記』が太安麻呂おのやすまろによつて撰録して献上されたのは、それから約三十年後の元明天皇の御代、和銅五年（712）正月のことであつた。更にその八年後の養老四年（720）に『日本書紀』が撰述され、これが正史とされ、千年以上も神典として尊重されて来たのである。

これについて私が、現在の史学界の在り様を見ると、津田左右吉の云う如く「要するに編纂に際して確実な資料というものがなく、……後世の事実を材料として捏造したものである」という説をそのまま鵜呑みにして、神武天皇以下、古代の天皇の存在はおむね架空であり造作されたものであるとの見解が多数説になっており、日本の古代史は中国の『魏志倭人伝』などの記述と断片的な考古学の成果を継ぎ合わせて構成されていると言つて過言ではあるまい。それでは中国史の記述がどの程度信用できるものであろうか？東洋史学者の宮崎市定氏は、「いつたい中国では、史学は経学よりも一段と劣つた学問と考えられ、正史においても列伝は本紀よりも劣るが四夷伝はその列伝の中で

も最下等の価値しか認められていない粗末極まる部分なのである。こういう記録から学び得ることはごく大体のインフォメーションに過ぎない」と言われている。

現代の史家がたまたま上代の記事の中に不合理な記事があるというだけで、日本の上古史を全否定しようとしているのは不審に堪えない。全否定の中からは何も生まれえない。

私は、現在通説の如く取り扱われている、邪馬臺国卑弥呼女王説、神武以下古代天皇架空説、三角縁神獸鏡卑弥呼下賜説などへの反駁説などを本書でとりあげるが、その先ず前提となる古代天皇の年令や、治世が極端に長く延長されている問題を取り上げる。

この問題こそ現代の我々が『日本書紀』や『古事記』などの古典を読む上での躓きの石であり、天武天皇の削偽定実の本旨と全く違うものだからである。

そしてこの為に那珂通世・三品彰英増補の『増補上世年紀考』（養徳社昭和二三年刊）に取り組んだ。この書を批判発展させたものが本書の第一部である。私の意見は簡単に言うと、現在でも学会の通説になっている神武天皇の即位が『易緯』の「辛酉革命説」により、推古天皇九年から二百六十年前の辛酉の年に定められ、これを定めたのは聖徳太子であろうとする。これについて私が研究していくうちに、この説が全く取るに足らないものであり、聖徳太子が紀年を定められたというのも、根拠の薄いものであると確信するに至ったからである。

最も私は、今の『日本書紀』の紀年が正しいと言っている訳では無く、私の意見は『日本書紀』の紀年は、当初は雄略天皇二十二年己未から千百四十年前の己未年に設定され、ここから五行相生説により、辛酉に変更されたというものである。この己未という年は神功皇后三十九年（239）に『太歳干支』がおかれ、この意義については、いろいろ

議論があるが私見では、これが神武即位の原点でありここから九百年（干支一五運）遡る延長が図られており、これを指示したのは、やはり当時の国家制度の確立を意図し歴史的にも中国に幾分でも肩を並べようとしたからであろう。その意識過剰の為に今日の私たちはかえって迷惑するのであるが、これについて私は「古事記の天皇の年齢」と「日本書紀の紀年」との間に数字的關係があることを発見した。これは古事記、日本書紀の研究の上に重要な事実として従来考えられていた以上に両者の關係が密接であり、太安万侶が紀年策定まで踏み込めなかったことが、古事記が正史とされなかった原因と思われる。

『日本書紀』の紀年については、明治中期、那珂通世が『上世年紀考』において、しんせうかくめい辛酉革命説を論じて以来、概ね学会の定説となつて書紀紀年は否定されその結果、書紀の記述そのものにも不信の傾向が強くなり、神武天皇以下の架空説や後代造作説、反映説がまかり通り、最近では紀年についての論述も殆ど取り上げられなくなっている。然し嘗て久米邦武が、「年曆は歴史の尺度なり。歴史事実の経過したる距離を正当の位置に据えざれば、両々の關係を紊乱びんらんして壊破かいはす」と喝破した如く紀年論なき史論は、概して地図のない地理学のようなものであるから私は古代史の『日本書紀』『古事記』の年紀について那珂通世以来百年のこの機会に神武紀元の問題即ち『讖緯説』『辛酉革命説』また『古事記』の分注崩年干支の信用度などの通説に対してこの論攷ろんかうの第一に新しい考え方を導入して再考検討を加え日本古代史に一石を投じようとするものである。文中、故人については敬称敬語を略させて頂いた。

## 第一部 古代天皇と治世年数の延長

### 第一章 紀年延長と長寿との関係

#### 第一節 書紀紀年についての諸説

那珂通世は、『記紀』所伝の天皇の聖寿や伝説上の人物の寿命が以上に長く、そのことは、

「蓋<sup>けだし</sup>、列聖在位ノ年数ヲ延長シタルニ因リテ生ジタル結果ナリ。又、応神以前諸帝ノ御年ト在位ノ年数トヲ比較シテ其御降誕ノ年ヲ算スルニ大抵、父王御年六、七十歳ノ後ニ在リ。(斯くの如きは)生理ノ常則ニ於テ有ルベカラザル事ナリ」と述べているが、この結論が決定版で間違いの無いものであるかどうかについて三品彰英は、

「私見を以つてすれば、博士の所論には尚、方法論的に反省しなくてはならぬものがある。那珂博士は、長寿記事の由来するところは書紀が紀年を延長した結果であり、これによって国史の紀年延長の事実を実証し得ると論じられるのであるが、列聖の長寿は独り書紀の所伝のみでなく、『古事記』に於いても亦、類似した長寿を伝えてあるのであって、而して『古事記』は、紀年なるものを掲げていないのであるから、長寿と紀年との関係は従来の如く解釈する訳にはいかぬ。即ち論理的に列聖の長寿は紀年延長を実証する論據足り得ず、若し列聖の長寿と紀年延長との間に何らかの関係が有り得るとするならば、それは従来の説とは逆に書紀選者が、紀元を古く持つて行く為にそれ以前から伝へられていた列聖の長寿のことが好都合な補助資料となったという消極的な面を想像し得るに過ぎぬ。那珂博士も『記』の長寿

は、伝承者の（古ヲ尚フ心ヨリ）次第に増加したものであるとされているが、それは歴史的観念に基くものでなく、老齢に神秘的な敬意を感ずる古代社会の特性から出ずるものであるろう。」と云う。

「然しながら、この聖寿の数値が紀年延長の結果や伝承中に偶然に数値が増加したのではなく、この書が或時期に編集され史家の整備を経たものである以上、この数値も何らかの企図に基いて作られたのではないかという疑問も起こるのである」。

とも述べて次に 注1太田亮の所説を紹介する。

『古事記』は、雄略朝以後、顕宗帝は宝算と治世年数を併せ載せ武烈、継体、敏達、用明、崇峻、推古の諸帝には治世年数のみを載せ清寧、仁賢、安閑、宣化、欽明の諸帝には両者を共に缺いている。しかるに雄略朝以前は、神武天皇以来、すべて宝算を載せている。そして記事においても雄略以前は豊富なのに、以後は、単に后妃と皇子、皇女の御名及び都の名を載せた位で、唯、系図を文章にした観がある。それ故、清寧朝より欽明朝までの事実は、対韓関係を除けば反って明瞭を缺いている。古事記歴代宝算は、従来年代研究者の多くがこれを顧みなかったが、

『書紀』崇神朝六十八年は『古事記』宝算百六十八歳と、

『同』孝元朝五十七年は『記』同帝五十七歳と

『同』孝霊朝七十六年は『記』同帝百六歳と

『同』孝昭朝八十三年は『記』同帝九十三歳などは或は関係あるかも知れぬ。

果たして然らば書紀作者の年代校定の際に古事記を参考したことが明了であってそれ

は古事記が書紀以前の作である一つの証拠でもあると考えられる。（後略）



次に注2神田秀夫は、書紀の配年を辛酉革命説により推古天皇の九年辛酉（601）から千二百六十年（60×21）遡ったところに神武天皇の紀元元年辛酉を置こうとしたことは明らかであるから配年の構想も干支一運の六十年を単位としているとして表を作った。表は省略するが、

第一表のA神武から考安までの六代の合計は三百七十年とし、D仁徳〜清寧元年までを百七十年とし、E1清寧二年〜欽明元年 六十年、E2欽明二年〜推古八十年などとは恣意的な配年構想である。

第二表は全く意味不明の表であるが、特に仁徳〜清寧元年に百八十年を割り当てるのはどういう原則か？亦、推古八年でなく雄略までしか挙げていないのは何故か？これでは当初の推古八年から神武元年までという基本構想に欠陥があると言わざるを得ないのである。

注1太田亮著『日本古代史新研究』（昭和三年磯部甲陽堂）

注2神田秀夫『古事記の構造』（昭和三四年明治書院）

## 第二節 古事記室算と書紀治世年数

由来、『日本書紀』の紀年は、辛酉革命説により推古天皇九年辛酉から千二百六十年遡った西暦前六百六十年辛酉に、神武天皇即位の年代を置くとするところに、現代の学者の所見がほぼ一致しているといわれている。然し千二百六十年遡るといふこの見

解は、明治中期の那珂通世の所説に始まっており、辛酉革命説の淵源である昌泰延喜

の昔、三善清行は、齊明天皇七年庚申（660）より千三百二十年遡った所に置くとした筈である。

「巴上一部神倭磐余彦天皇即位辛酉年自り天豊財重日足姬天皇七年庚申年に至る。合して千三百二十年已畢んぬ」（昌泰四年革命勅文）

那珂によれば、これは三七・二十一部の計算の上から誤っているとしたが、果してそうであればこのような簡単な計算も出来ない者が信用出来る学者と云えるだろうか。

私はこれらの通説に反して、日本書紀の紀年は、何度も書き直され増補訂正を重ねたものでありその原典は、一旦雄略天皇までまとめられていたものであると考える。

先ず私の考えでは『日本書紀』の治世年数の合計は『古事記』の雄略天皇以前の天皇の宝算合計から「一定年数を」差し引いたものである。

そうすると雄略天皇以前神武天皇まで二十一代の年齢合計は、千九百十八歳である。

これから書紀の各天皇の治世年数の合計千百三十九年を差し引くと七百七十九年となる。この数字は各天皇二十一代の「即位年齢」の合計である。七百七十九を二十一で

除すると約三十七となり、これは書紀編纂時に近い世代の天智天皇から元正天皇まで七世の即位年齢の平均である。更にこの差の七百七十九は書紀編者の空位一年の読み

違いによる七百八十ではないかと私は考える。そうすれば七百八十は千支一運六十×十三の数字である。それでは十三の数は何を意味するか。私は、これは五行八卦の合

計であると思う。従来の学説では、日本書紀の紀年は讖緯説により決定されたとするが、讖緯説は大体、前漢末から起ったものであるのに対して易や陰陽五行説は、中国

哲学創始のころからの根本原理であつて、岩波文庫の『易経』の解説にも日本書紀の

檀原の詔に「大壮」「屯蒙」「隨時」「養正」などの『易経』の語が引かれていて、日本書紀の編者は、易学の造詣の深い人であったことが窺われるとしているし、更に多くの学者が易・五行の法則が、日本神話の根底をなすとしているのである。これに古代の天文曆法を加えたものが中国哲学の原典であるとともに、日本書紀編纂の且つ、紀年にも応用された原理原則である。

更にこの治世年数の合計千百三十九年を各天皇に割り当てては、従来の学者は殆ど例外なく神武天皇及び闕史八代、崇神から仲哀、或は神功、応神から雄略までに分けて考えるのが普通であるが、私はこれを破棄して神武、孝霊七代、孝元、仲哀七代、応神、雄略七代の三つのグループに分けて計算されたと考える。

先ず神武、孝霊間の年令合計五百九十八才から在位合計四百四十二年を差し引くと、即位年齢合計百五十六才となる。これを分解すると、それぞれ(一三×四六)(一三×三四)(一三×二二)と十三の倍数となっている。

同様に、孝元、仲哀の年令合計七二五プラス三の七二八、在位合計四二二プラス三の四二六、即位年齢合計三二二は(一三×五六)(一三×三二)(一三×二四)、応神、雄略間の年令合計五九五マイナス一〇の五八五、在位合計二七六マイナス三の二七三、即位年齢合計三二二は、(一三×四五)(一三×二二)(一三×二四)となる。剰余はそれぞれ空位にからんでいるものである。

これを【治世年数算定の第一表】として次に掲げる。

<p>【年齢仮計算】</p> <p>総計 一九一才（二三×四七）  神武く孝靈 七代</p> <p>小計 五九八才（二三×四六）  孝元く仲哀 七代</p> <p>小計 七二八才（二三×五六）  応神く雄略 七代</p> <p>小計 五八五才（二三×四五）</p>	<p>差又は空位</p> <p>七</p> <p>〇</p> <p>（・）三</p> <p>一〇</p>	<p>『記紀』記載</p> <p>一九一八才</p> <p>仮に同じ</p> <p>七二五才</p> <p>五九五才</p>
<p>【在位】</p> <p>総計 一一三一年（二三×八七）  四四二年（二三×三四）</p> <p>四一六年（二三×三二）  二七三年（二三×二一）</p>	<p>八</p> <p>〇</p> <p>（・）三</p> <p>三</p>	<p>一一三九年</p> <p>仮に同じ</p> <p>四一三年</p> <p>二七六年</p>
<p>【即位】</p> <p>総計 七八〇才（二三×六〇）  一五六才（二三×二二）  三二二才（二三×二四）  三二二才（二三×二四）</p>	<p>（・）一</p> <p>〇</p> <p>〇</p> <p>七</p>	<p>七七九才</p> <p>仮に同じ</p> <p>仮に同じ</p> <p>三一九才</p>

「神功皇后の摂政年数は応神朝にふくむ。紀年についての結論は第三章の治世年数計算第二章に在り」

次に『記』の年令についてであるが、那珂は「古を尚ぶ心よりいつとはなく次第にその数を増加したものである」とし、三品は「老齢に神聖的異常的な敬意を感じる古代社会の特性に出づるものである」とするが、この場合に限って言えばこれは伝承上の問題というよりも、その構成から見てやはり作爲があるのではなかるうか。私はこれを神武から雄略までの総合計一九一八才から九〇〇才を差し引いたものが実年令と見る。九〇〇は（六〇×一五）、一五は三五の数である。（史記天官書 為国者必貴三五 为天数者必通三五）

神武く雄略 二二代 合計一九一八才ー九〇〇才＝一〇一八才

平均 一〇一八才÷二＝四八 五才

各天皇の平均年齢は四八・五才となり、ほぼ実際に近い数字ではあるまいか。

次に書紀と古事記の宝算が相違していることが問題になるが、書紀の宝算は治世年数が定まった後に立太子や即位年令を常識に従って付け加えた後に逆算したもので誤算や未記入が多い。従って神武から雄略までの書紀記載の数字は無視すべきである。

### 第三節 紀年の推定

二品は曆朝の治世年数については、尙、実証性を付加する必要ありとして那珂が、諸国帝王の代数の平均を取ったアストン氏の試みを批判して、直系の世数により毎世の平均年数の算出を試み朝鮮、支那各王朝の例を参考して、一世平均年数が二五・六年から三十一年までの間にありとして弘安国の所謂「三十年ヲ世ト曰フ」に近い結論を出し書紀が、神武より崇神までの十御世の治世を六百三十一年とするのに対して右の一世平均年数より算定してこの期間を約三百年と推定したことを紹介した。

次に久米邦武は、明治三五年『仲哀帝以前紀年考』なる論考に於いて、一世三十年説に反省を加え、仲哀以前の平均年率を推算するに当たり同時代の血縁関係を考慮し、長子相続の場合は二十三年に次子の場合には二十七年にその平均値を採った。而してこの計算に当り、一世の平均率とは各天皇の寿命の平均ではなく降誕より降誕までの平均差なりとして、早婚・晩婚に関係あり、日本の貴人は早婚で二十一・三年の平均が普通であると論じた。

次に橋本増吉は那珂説を批判して、我が上代の紀年を知るのに必要なのは父子直系の

一世平均年数ではなく其の歴代のご在位平均年数であるとしてわが国や中国、朝鮮、欧米諸国の諸王朝の平均治世年数を列挙し帝王一代の年数が多くの場合、父子継承の一世平均年数よりも常に短く、これは、帝位が直系のみに相続されるものではなく、時に傍系に相続されまた、殺害、廃位などがあることによると結論し、この結論は我が上代諸天皇のご在位年数を推定する場合にも無視することは出来ず『記紀』の伝承によれば崇神天皇から成務天皇に至る三代の間は父子継承で仲哀天皇だけが叔姪関係であるけれども、この時代の『記紀』の伝えがどれだけ信頼せられるべきかは、疑問であるからその記載に囚われるべきではない。而して一般的結論の中数に従い御一代平均二十年とし、その各時代のご在位年数は、不明としておくのが妥当とした。次に、安本美典氏注<sup>3</sup>は、古代の年代を考えるには、

『王』の平均在位年数が、中国、西欧、日本のいずれにおいても西暦紀元以後で確かなデータに基づく限り古代に遡るにつれて短くなる傾向がある。那珂の論考では『王』の平均在位年数が、時代により異なることが考慮されていない。

『王』の平均在位年数などを統計的に取り扱う際、那珂の処理の仕方は記述統計学的な処理に終始しているが、以下の考察ではデータの処理や結果の検討を現代統計学の確率論に基づく推計学的立場から行ったとして表を作成された。(省略)

安本氏は以上の調査結果から次の様なことが云えるとして、

(1)時代を遡るにつれて平均在位年数が次第に短くなる傾向が可成はつきりと見られる。

(2)全世界的に見て一々四世紀の平均在位年数は凡そ十年でかなり短く、五々八世紀に

おいてもせいぜい約十二年である。そして十七〜二十世紀の平均在位年数は、凡そ二十年で、一〜四世紀の二倍に伸びている。

(3)世紀以後全時代の全世界の平均在位年数は一五・七九年である。

以上の結果、安本氏は日本の古代の天皇の在位年数も十年程度であると推定され、ここから神武天皇の時代を西暦二百七十年から三百年ころまでとして、私が知る限り最も新しい時代に設定し更にここから五代、五十年を遡れば天照大神の時代の二百二十〜二百五十年ころになるとし、卑弥呼<sup>11</sup>天照大御神であると主張された。

私も安本氏に倣って独自に計算をしてみた。資料は平凡社の『世界大百科事典』、近藤出版社『世界帝王系図集』から取った。安本氏の言われるように那珂、橋本、久米らの推計は記述統計学的手法であるので個々の王や王朝についての言及が多いが、近代的な統計学的手法をとれば、大数の法則によって母数は出来るだけ多い方が良く、その反面各時代や地域の特異性をも考慮する必要もあるから、この二つの兼ね合いにおいてその数字は決定されるべきであろう。

時代別については

- ①漢・ローマ時代より前の古代、
- ②漢・ローマ時代から六世紀までの古代
- ③中世（七〜十六世紀）
- ④近世（十七世紀以後）とした。

在位年数については比較的資料が多いが、そのほかの平均年令、父子年齢差（一世代を表す）については、それぞれ判明した範囲にしたので母数は少ない。

この調査の結果によると在位年数の総平均は、安本説と同一の数値一五・七年となっている。時代別は対象が違うのではつきり比較出来ないが近世から中世・古代と遡るにつれて短くなっているが、紀元前になると逆に長くなっている。

全世界的、全時代的に見たとき、父子年齢差は約三十年で那珂や中国に於ける言い伝えに妥当性が認められる。

「世界」 在位年数		
① 紀元前（漢・ローマ時代より前）	五百一王	のべ八六一九年 平均一七・二年
② 古代（漢・ローマ以後六世紀まで）	五〇四王	五九〇四年 一一・七年
③ 中世（七～一六世紀）	一一六八王	一八四八八年 一五・八年
④ 近世（一七世紀以後）	四七八王	八二七三年 一七・三年
総計	二六五一王	四二二八四年 一五・七年
平均年令		
①	一五王	八七九才 五八・六才
②	八六王	四〇四〇才 四七才
③	一七三王	九〇五七才 五二・四才
	一一三王	六七〇〇才 五九・三才
合計	三七八王	一〇六七六才 五三・四才
父子年齢差		
①	六王	一八七才 三一・二才
②	三五王	一〇三〇才 二九・四才
③	七六王	二二五八才 二九・七才
④	七一王	二二九二才 三〇・九才
合計	一八八王	五六六七才 三〇・一才

猶、地域的特性に配慮して我が国の神武～孝明までの天皇について統計をとってみた。

その時代別は、



紀年の作為の明らかな神武ノ雄略間二十一代

紀年の作為の不明確な清寧ノ推古十二代

舒明ノ文徳 二十一代

清和ノ孝明（北朝五代含む）七十一代に分けて調査した。

〔日本〕		
年令 神武 <small>ノ</small> 雄略 二十一代 一一二天皇 合計 清寧 <small>ノ</small> 推古 十二代 一二二天皇 舒明 <small>ノ</small> 文徳 二十一代 一九天皇 清和 <small>ノ</small> 孝明（北朝五代 七一天皇 （ ）の合計 一〇三天皇	（この区間のみ 古 一九一八才 六三六才 一〇五五才 含む七一代） 三〇二四才 四九五九才	事記の記述をとる 平均九一・三才 五三・〇才 五五・五才 四五・一才 四八・一才
父子年齢差 二十天皇 八天皇 一三三天皇 六七天皇	一一七〇才 二八七才 四〇一才 一六六八才	六三・五才 三五・八才 三〇・〇才 二四・九才
在位年数 二十一天皇 十二天皇 一二二天皇 七一天皇	一一三八年 一四七年 一二一九年 一一〇〇年	五四・二年 一二・二年 一〇・九年 一五・五年

さて、これらの表を分析してみるとまず、記録が不確実であろうと考えられた 清寧ノ

推古間の数値が、次の史料が确实と見られる 舒明ノ文徳の時代とほぼ似通っており、

個々の紀年に誤りはあるとしても、全体としては正しい伝承を示しているのではないかと思われる。の清和く孝明の時代は権門が政治を恣<sup>せし</sup>まみにし、幼帝を擁して廢立常なき状況を示しており、古代を推定する基数としては問題が多いので、の清寧く文徳間三十三代の平均により、の神武く雄略間を推定すると年令は約二倍、在位年数は約四・七倍になっている。よってこの期間は、一一三八÷四・七＝二四二・〇、大略二百四十年間である。而して二四〇÷二＝約十一年であるから、先述の一世平均を三十年としてこの在位一代十二年を満足するには、一世に約三代の天皇があることになる。従って神武く雄略間二十一代は一部を除いて殆ど直系相統<sup>せい</sup>になっているが、これからすれば一世、三人の傍系相統などがあることになる。系図は書きかえなければならぬ。これについては後説する。

注3 安本美典『卑弥呼の謎』（昭和六十三年講談社）

## 第二章 辛酉革命説批判

### 第一節 革命勘文批判

辛酉革命説については諸家挙つてその説を是としているところであるが、私は敢えて

この際、再検討を加えておきたい。先ず、那珂通世は『上世年紀考』に

「神武天皇ノ即位元年ヲ推古以前一千二百余年ノ辛酉ノ歳ニ置ケル八元来事实ニモ言伝ヘニモ基ツキタルニ非ズ辛酉革命ト云ヘル讖緯家ノ説ニ據リタル者ナリ」として『革曆類』に載せられた文章博士三善清行の上表を掲げたが、ここでは要点を追加再録する。

「豫め革命を論ずる議」

(前略) 臣竊かに易説に依りて之を按ずるに、明年二月帝王革命の期、君臣剋賊の運に當る。凡そ厥の四六二六之数、七元三变之候、之を漢国に推るに、則ち上は黄帝自り下は李唐に至る、嘗て毫釐之失無し、之を本朝に考うるに則ち上に向いては神武天皇自り始めて、下に向いては天智天皇に至る、亦た分銖之違無し、然れば則ち明年事变あり、豈意を用いざらんや。云々、(中略) 但し变革之際必ず干戈を用う、蕩定之中誅斬無きに非ず、何すれば帝王革命なるや、此れ周易革卦之变也。(中略) 上下相害して、版蕩之理已に窮まる、君臣之位初めて定まる、国之不祥、此より甚だしきは無し。(中略) 伏して望むらくは聖鑿豫め神慮を廻らし群臣を勅励して、戒嚴警備して、仁恩其の邪計を塞ぎ、矜壮其の意図を抑え、青眼を近侍に廻らし、赤心を群雄に推れば、則ち封豕之徒、自然に面を革む。(後略)

昌泰三年十一月二十一日

「元を改めて天道に応ぜんことを請う之状」(革命勸文)

「合証拠四条」

一 今年大变革命の年に當る事。

易緯に云う。「辛酉を革命と為し甲子を革命と為す。」鄭玄曰く、「天道遠からず三

五にして反る。六甲を一元と為し。四六二六交りて相乘して七元三变有り。三七

相乘して廿一元を一部と為す。合して一千三百廿年。」…中略…

謹みて按ずるに、易緯辛酉を以て部首と為し。詩緯戊午を以て部首と為す。今、主上

戊午年を以て昌泰元年と為す。其の年又た朔旦冬至有り。故に論者或は以為、戊午を

以て受命之年と為す応しと。然して本朝神武天皇自り以来。皆辛酉を以て一部大變之首

と為す。此の事文書未だ出でざる前に在り。天道の神事自然に符契す。然れば則ち兩説

有りと雖も、猶、易緯に依る可きなり、又詩緯十周三百六十年を以て大變と為す。二説

異ると雖も年数亦た同じ。今緯説に依る。和漢舊記を勘合すれば…辛酉年春正月即位。

是を元年と為す(以下原文略意識に因る)。昌泰四年二月二十一日

先ず清行は、その前段の昌泰三年の上表に明年は、帝王革命の期に当たり必ず事変あり

として、このことは中国においては「上黄帝より、下李唐に至るまで嘗て毫釐之失無し、

之を本朝に考ふるに上神武天皇から下天智天皇に至るまで亦分銖之違の違なし」と強調

するが、ここでは神武天皇即位元年辛酉を周僖王三年齊桓公始霸の年としているが周僖

王三年は西紀前六七九年(壬寅)にあたり、前六六〇年辛酉の神武天皇即位より一九年

も前である。この時の辛酉は周景王一十七年に當る。「又、同天皇四年に靈時を鳥見山

中に立てたこと以て又革命の証となすべし」とし中国では「齊の桓公が各国を征伐し周景王元年である」とするが景王元年は西紀前六七六年乙巳であつて甲子とは何の関係も無い。(中国紀年の違いは紀年法の違いであるとの説もあるがここでの論理は辛酉を西暦六百六十年前に置くとする「紀」に基準をとるべきである)。而して神武天皇即位の辛酉は良いとして鳥見山中で祖霊を祭られたことを革命的事件とするのはどうか。天皇が行く先々で祭祀をされるのは、その職務上当然のことで、それでは丹生川上や菟田川原での祭祀はどうか、強弁と云わなければならない。続いて清行は、神武天皇以降四六二六の变革年数を挙げるが允恭天皇まで清行は景行天皇五十一年辛酉に稚足彦尊の立太子と武内宿禰を棟梁之臣つしほりのおみとしたこと、五十四年甲子に伊勢綺かたはたのみや宮より纏向宮まきむけのみやに還られたことを挙げているのみで、その他は悉く日本紀を闕くとして中国の例を挙げている。成務の立太子や武内宿禰を大臣にしたこと纏向宮まきむけのみやに還られたことが、革命的事件であるとは思えず、中国に於いても秦懐公元年や周威烈王元年(前四二五年丙辰、甲子は同九年)孝公始霸、斉威烈王などの例を挙げ、漢に於いては文帝、宣帝、後漢安帝などの元年を挙げるが、革命的事件とするならば、秦にては始皇帝即位、漢では高祖劉邦や後漢光武帝の即位例を挙げるべきで次の前涼王や前趙王、後魏大武帝即位などが革命的事件とは、とても思えないのである。

亦、清行は四六二六について、四六、神武天皇即位辛酉より孝昭五十六年辛酉に至る二百四十一年、孝元卅五年辛酉から崇神卅八年辛酉まで百二十年を二六とするのは良いとしてそれ以外孝昭五十六年辛酉から孝安三十三年辛酉まで六十年を二六とし、崇神卅八年辛酉より景行五十一年辛酉まで百八十年を四六とし、景行五十一年辛酉より

応神三十二辛酉まで百八十年を二六とし、応神三十二年辛酉より允恭元年（十年の誤り）にいたる百二十年を四六とするなど清行の数字的感覚はどうなっているのか問いたい。ここなで清行の挙げる例は全く妥当性が認められず、神武即位の辛酉のみが孤立していると言わざるを得ない。なお、注4所功氏は允恭天皇元年（壬子）が同十年（辛酉）になっているのは単なる誤解ではなく、神武元年より一千八十一年目の允恭十年は『易緯』に言う四六二六を三度重ねた（ $240 + 120$ ） $\times 3 = 1080$ 年、同時に『詩緯』に言う十周（三百六十年）を三たび重ねた（ $360 \times 3$ ） $= 1080$ 年、王者受命の年である。しかし允恭天皇十年紀には特別の事件が無いため、これを強引に即位元年と改作して大変革命の年に見せ掛けたとする作為説をとられている。

（注）続いて清行は「史漢を按ずるに一元（六十年）の終りと雖も必ず変事あり」とするが、一体革命とはどの程度の変事を云うのか全く解らない。而して「本朝古記大變の年は異事なし。蓋し文書記事の起りは養老の間に始まるを以て、上古の事、皆口伝に出ず。故に代々の事変遺漏あるべし」と弁解する。それでは神武より養老まで一千三百余年を經過している。神武の辛酉のみが記憶されてそれ以外一千余年全く該当する事変なしとするのは、おかしな話である。

そして先には、文書記事は養老の間（七百二十年ころ）に始まると云ったかと思うと次には、允恭以後（四五〇年ころ）古記頗る備わるとして清寧天皇二年（辛酉）に弘計、億計が見つかり、五年（甲子）に清寧天皇が崩じ、弘計が即位したことを挙げているが、これが果して革命的事変に当るだろうか。

次に推古天皇九年辛酉に聖徳太子が斑鳩に宮を構えられた事を挙げ、事大小となく皆太

子に決すとして恰も聖徳太子の活躍がここから始まった様に見せかけようとしているが、太子が摂政になられたのは推古元年であり、又、是の年新羅を討ち任那を救うのと有りとしているが、それは前八年のことで九年にも詔は出されたが、結局このときは実行されていない。十二年甲子に始めて冠位十二階を賜い十七条の憲法を制定されたのは歴史上の大事件であり、清行は是で鬼の首でも取ったように甲子革命の駿に非ずやと喜んでおり、後世の学者の中にもこれによって聖徳太子が辛酉革命や甲子革命の信奉者であったかのような説をなすものがあるが、一つの仮説が成立する為には、多くの統計上の証拠が必要であつて、一千何百年の間に一件や二件該当する事件があつたとしても、その説が成立する論拠にはなり得ない。次に清行は、齊明天皇七年（辛酉）天皇崩、天智天皇当年即位として、是を一節の首なりとして、ここより遡つて一千三百二十年前に神武天皇即位元年を置き又、そこから二百四十年（四六）下ったところに昌泰四年（辛酉）を置いて革命の証拠にしようとした。しかし天智天皇の即位は天智七年（或本では六年）であつてここでも強引につじつまを合わせようとした清行の企みがみえるのである。これについて、那珂は『水鏡』、『如是院年代記』、『海東諸国記』等を典拠として「辛酉ヲコノ天皇ノ即位元年トシタル伝ヘモアリナルベシ」と清行を弁護しているが『水鏡』、『如是院年代記』は、翌年の壬戌を即位元年としているし又、『水鏡』は清行から三百年後の一千二百年ころ、『海東諸国記』は五百五十年後の一千四百五十年頃の書物であつて論拠にするべきではない。次に「天智天皇即位辛酉自り日本根子高瑞浄足姫天皇（元正）に至る養老五年（721）辛酉合して六十年。其年五月、日本根子高瑞浄足姫太政天皇崩とするが、これは日本根子天津御世豊国成姫天皇（元明）（同年十二月七日崩）

の誤りであり又、「然れども猶を文武天皇改元せず」とあるが、これは聖武天皇の誤りで文武天皇は既に慶雲四年（707）に崩じられている。又、改元は七年甲子でなく、八年甲子二月四日に神龜元年となったものである。その後六十年、天応元年辛酉四月光仁天皇不豫。桓武天皇受禪。同日即位、光仁天皇十二月崩。その後、承和八年辛酉には、異事なきもその前年淳和上皇崩。翌年嵯峨上皇崩御。皇太子恒貞親王廢位。文徳天皇立太子。そして去年の秋「彗星」が見えたのは「此れ旧きを除き新しきを布くの象」であり、去年の秋以来「彗星」が見えたのは、聖主長寿。万民安和之瑞であるとし、次に称徳天皇画天平寶字九年（乙巳）を改めて天平神護元年とされた例を引いて逆臣藤原仲麻呂を誅せられたことを改元の先例と見なそうとしているが、これらはいずれも辛酉革命と関係の無い文章である。而して清行は、この結びに、

「去年以来、明年革命之年に当ると陳ぶ。今年に至り徵驗已に発す。初めて天道信有るを知る有り、聖運期する有るのみ。」

と述べている。是れは前年昌泰三年十一月二十一日に朝廷に送った前記の書を云い、徵驗已に発すというのは、翌、昌泰四年（九〇一）正月二十五日、菅原道真が突如右大臣の座を追われ太宰権師に陥されたことを述べているのである。そうして次の「臣伏以」以下の文は「聖主其の神機を動かしたまひ 賢臣其の広勝を決せり」として、改元を促す文章で結ばれているが、聖主とは醍醐天皇で、当時若年のため賢臣（時平一派）の云いなりであったろうから、このような勸申は清行と藤原一門の通々の茶番であったに違いないのである。

要するに清行がこのように根拠薄弱な辛酉革命の理論を押しつうとしたのは、



勿論、菅原道真を陥しいれんがための姦計である。而してその背後に藤原氏一門が蠢動していたことは云うまでもあるまい。菅公と清行との関係は方略試の際、道真が清行の才能を問題にしなかったことに始まる。その後、藤原氏を抑えようとした宇多天皇の親政と共に道真の全盛時代と清行の肥後守への左遷があり、清行帰京後の道真の冷遇があつたろうという。寛平九年（八九七）七月三日、宇多天皇は三十一歳で讓位され十三歳の醍醐天皇が即位された。道真は最高位右大臣にまで昇進したが、それに対する藤原氏側の公卿たちの反撥は激しかった。清行はこれ等の公卿たちと親交を結び、次第に道真排斥の走狗となつていったようである。

昌泰三年（900）十月十一日、清行は右大臣道真に書を送り次の様に述べた。

書状 奉管右相府書 三善清行

（前略）某は昔、遊学之次、偷かに術数を習う。天道革命之運、君臣剋賊之期。緯侯之家、論を前に創る。開元之経、説を下に詳かにす。其の年紀を推るに猶、掌を指す如し。（中略）…伏して見るに、明年辛酉、運变革に当る。二月建卯、將に干戈動かんとす。凶に遭い禍に衝たる未だ誰も是を知らずと雖も、弩を引き市に射れば亦た当に薄命に中るべし。（中略）…伏して惟みるに、尊閭は翰林自り挺して槐位に超昇せらる。朝之寵栄、道之光華、吉備公の外、復た美を與にするは無し。伏し冀うらくは、其の止足を知り其の栄分を察せよ。（後略）

而して其の四十日後、始めに掲げた「豫め革命を論ずるの議」を朝廷に上つたのである。一方では道真に私信を送つて辞職を勧めると共に干戈を用いても追いつすぞ

と凄み、朝廷へは邪計と意図を持った人物が近侍の中にいるので誅斬があるかも知れないと上申しクーデターの可能性をほめかしているのである。そして、その大義名分となったのがこの易緯の辛酉革命説なのである。そのような点からすれば、昌泰四年の革命勅文は道真を追放し終わつた後でのアリバイ作りとでもいうべきもので清行にとってはそれほど重要性を持つものではなかつたろう。更に那珂説を見ることが出来る。(那珂前掲書第三章)

皇朝には足利氏ノ世ノ頃マデ緯書頗ル存シタレドモ今ハ全クウセタリ。清之ノ引キタル『春秋緯』ノ語ハ保延七年辛酉(1141)右京大夫藤原敦光、建仁三年癸亥(1203)陰陽博士阿倍晴光等ノ勸奏ニ『春秋合誠図』ニ曰クト云ヒ(中略)『推度災』ノ遺文ハ明ノ孫穀ガ『古微書』及ビ『玉函山房輯佚書』ニ数十条見エタレドモ清行ノ引キタル語ハ已ニ佚セリ。【易緯】ノ語ニツキテハ、元亨三年辛酉(1321)大外記中原師緒ノ勸奏ニ

「易緯十卷之中件くだんの文無し、此の外他緯に有りや否や、曾て愚管を以て窺い見ざる所也、粗ば典籍を考うるに五経曆算、易説を引く此の文有り、曆紀経に同じ歟、此の書等聖人之著作に非ず、尚疑殆ぎたいを貽のこし、緯侯之説より出ず、幽玄之義と謂つ可し、我、本書之所見无きが若し、何説を以て四六二六の乗数を立て、革命当否之沙汰に及ぶ可きや、今の度宜しく群才決せられ、将来に垂すい法ほうせらるや」

ト云ヘリ。『曆紀鏡』ト云ヘルハ唐ノ王肇ガ著セル『開元曆紀鏡』ト云ヘル書ニシテ清行ノ革命ノ議ハ大抵其ノ書ノ趣旨ニ本ツキタルガ如ク見ユ。」とある。那珂の挙げる原典は多く散逸しており、那珂が証拠として挙げている藤原敦光、阿部晴光・

賀茂在成・菅原和家（1504）などの逸書の文は清行よりも、二百年から五百年も後世のものであって、清行が参照した文章かどうかも疑われる。易緯や詩緯などの緯書が『見在書目録』の異説家の部類の載せられているのを見ると、少なくともこれらの緯書は、当時の思想の主流ではなく、清行があちこちの文書を引っ張り出して継ぎあわせたものであることは、昌泰三年十月清行が道真に送った書を見ても証明される。易緯の文章については中原師緒の指摘の如くその文章の存在そのものが疑われているのに、那珂はその不当性には触れず清行の革命の議が唐の王肇の著わした『開元曆紀鏡』の趣旨に基づいたものであろうと問題をすりかえている。

さて『開元曆紀鏡』とは一体いかなる書物であろうか。その内容については応和四年（964）五月の時原朝臣長列の勘申の中に見ることが出来る。即ち、

「今年甲子年に当る。徳化を施かれる可き事」

右謹みて王肇ウチノホ曆紀鏡を検するに曰く。帝王命を受く必ず三元甲子之年に在り。而して或は辛酉を以て革命と為し、或は戊午を以て革運と為す。進退異ると雖も、帰数略ぼ同じ。上元甲子の年自り三乗六、百八十年を以て陽乘一変と為す。次に四乗六、二百四十年を以て陰乘一変と為す云々。（以下抄録）帝堯八十五年甲子従り夏桀七年甲子に至る。合して四百廿年、此れ七乗六を以ての数也。……成湯受命甲子自り合して六百六十年。此れ八乗六を以てし、三乗六を以ての数也。黄帝廿二年上元甲子従り文王に至る合して廿五甲子一千五百歳。此を第一部と為す。云々

とある。清行が革命の証とする四六二六の年数七回のうち三回も百八十年が出て来る「ことを見る」とやはり清行はこの曆紀鏡を本としていることが判る。

同じく応和四年清行の孫の三善道統も、この

「右帝王受命必ず三元甲子之年に在り。而して或は辛酉を以て革命、或は戊午を以て革運と為す」をとり、「今謹みて案ずるに王肇開元曆紀經帝王革命の法に曰く、帝王革命革卦之気変也。云々」とする。注

更に『村上御記』によると

「十八日。此の日保憲・長列・兵部丞三善道統みよしとつとつを蔵人所に召し、今年革命の年に当るや否やの由、問は令む。濟時申す。道統申す祖父清行朝臣伝うる所を案ずるに王肇開元曆紀鏡今年革命に当らず。但し易説并詩説無きに非ず。依りて徳行を施かれに何の妨げか有らん。保憲申して云く。道統家の所説に依り陳申するは尤も可なり。但し易説詩説同じく聖人の所伝也。」(以下略)

以上を通じて見るとどうやら清行の易緯によるとする辛酉革命説是那珂の見る如く開元曆紀鏡から採ったものであるようだ。それでは清行が何故『開元曆紀鏡』の名をあげないのか。それは曆紀鏡が帝王受命の年を甲子に置き、辛酉は付帯的な扱いになつていて都合が悪かつたからであろう。清行にとっては道真を引きずり降ろすということが当面の課題であり翌年に迫つた辛酉に合わせるように易緯を改竄したものである。さすれば普通易緯説とされる第一項は中原師緒がいつように実際には無かつたのが真実だと思われる。亦た、同項の千三百二十年も那珂の言つ如き単なる数字的誤りではなく、斉明七年を辛酉革命説に合わせんがためのデッチ上げとみるべきであろう。

注4 所功『三善清行』(昭和四五年吉川弘文館)

注ア「豫め革命を論ずる議」「改元烏兔記（革曆類）」（昭和四四年吉川弘文館『新訂国史大系本朝文集』巻卅一）

注イ、「請改元心天道之状」（革命勅文）（『群書類従』巻四六一昭和一四年内外書籍）

注ウ、書状 奉管右相府書 三善清行（昭和四四年吉川弘文館『新訂国史大系本朝

通世著・三品彰英増補文集』巻七）

注工心しん和四年革命勅文（『続群書類従』巻二九一公事昭和一二年続群書類従完成会）

## 第二節 識緯説論者への批判

ただこの辛酉革命説が清行が『開元曆紀経』から採つたものだとしても清行が文章の改竄かいざんをしたということが明らかになつただけで、それによつて那珂の説が免責される訳ではない。何故ならば『開元曆紀経』が何時の成立かは不明だが、開元という年号は唐の玄宗の時にしか無く玄宗即位二年の西曆七一三年から開元二九年（741）までであつて『書紀』が選進された養老四年（720）まで七年間の間に原書をまとめ挙げ、その原書が日本に渡来して編者がその内容を理解消化して紀年に応用することは先ず不可能であるという方がよく、まして聖徳太子（七世紀前半）がこれを紀年に応用したなどはもつての外の説である。

次に那珂は革命革命の運数の説を唱えたのは清行に始まつたのではないとして欽明天皇以来推古天皇、天武天皇時代のことを挙げ、次に養老五年辛酉（721）二月の詔、宝龜十一年庚申（1020）十一月宣命を挙げ「此等ノ運数ノ説八古ヨリ行

ハレタルコト著シ」としているが当面の問題は、神武天皇即位の辛酉革命説が、果して讖緯説より出たのかどうかであって、それらの説明には日本書紀成立の養老四年（720）五月以前の説を挙げるべきで後世の説を挙げても説得力は無い。当時の人々がこれを天理の当然と信じたというが、当時とは何時のことか、少なくとも藤原時代の如き後世ではなく、書紀成立の七二〇年以前で無ければならないのは自明の理である。

中原師緒の勅文『革曆部類』によると、

「件の勅文は神日本磐余彦天皇元年辛酉に當ると雖も、部始以今之を推るの義、天神地祇之代、年紀眇遠ひょうえん所見詳らかならず。神武天皇以降自りさいせき載籍多しと雖も、曾て以て辛酉革命之当否之義を言わず。漢家之濫觴を温むるに、靈寶・王肇等しく黄帝十九年辛酉を以て部首五帝三王に当たると説くと雖も大同小康之代。經典之を載せて曆運之符瑞れきつんのふすいを論ぜず。兩朝之規無く殆ど分明ならずや。但し件の朝臣之を道と為して儒を頌して算術を究め勸奏之趣かんそうのおもむき、遵行之跡差しんていや久しかりき。然れども何ぞ本朝之先規を闇おきて異域之年紀を勸かんつ可きや。」（京大図書館）

と清行以前、辛酉革命を論じた説もその証拠も無き事を述べたが那珂自身の説によると昔ノ学者ハ辛酉革命ノ説ヲ信ジタルコト右ニ延ベタル如クナレバ、年数ノ慥た力ナラザル神武天皇ノ元年ヲ後世ヨリ推定センニハ辛酉ヨリ庚申マデ千三百二十年此レ即チ鄭玄ノ謂ヘル一部ぼニシテ同七年辛酉天皇崩ジ給ヒテ天智天皇皇位ヲ継ギ給ヘル年ハ第二部ノ首ナリト言ヘリ。此ノ説ニ尽キテ考フレバ神武紀元ヲ推定シタル人ハ先ズ天智天皇ノ初年ヲ第二部ノ首ト定メテソレヨリ一千三百二十年前ニ逆推

シタルモノト思ハル。然ルニ此ノ一千三百二十年ト云ヘル数ハ甚ダシク疑ハシキモノナリ。鄭玄八明ラカニ六甲ヲ一元ト為シ七元三變有リ。三七相乗二十一元ヲ一節ト為スト云ヘリ。即一元八六十年、七元八四百二十年、之ニ三ヲ乗ズレバ一千二百六十年ニシテ一千三百二十年ニ非ズ。一千三百二十年八十二元ニシテ三七相乗ノ数ニ非ザレバ此ノ数ハ恐ラクハ一千二百六十年ノ違算ナルベシ。鄭元ノ説ニ於テ一節ハ果シテ二十一元ナラバ神武紀元八天智天皇ノ初年ヨリ推シタルニ非ズシテ其ノ六十年前ナル推古天皇九年辛酉ヨリ二十一元ノ前ニ推シタルモノナラン。推古朝ハ皇朝政教革新ノ時ニシテ聖德太子大政ヲ執リ給ヒ、始メテ曆曰ヲ用ヒ冠位ヲ制シ憲法ヲ定メ専ラ作者ノ聖ヲ以テ自ラ任ジ給ヘル折カラナラバ此ノ朝ノ辛酉ヲ以テ第二節ノ首ニオカレタルハ蓋シ此ノ皇太子ノ御所為ナラン。

清行の一千三百二十年説が那珂の云う如き単なる一千二百六十年の違算であるとすれば、清行なる「学者」はこのような簡単な算数も出来ないことによつて全く頼りない「学者」と云わざるを得ず、その「革命勅文」なるものも信用できないものであると先にも述べたが、今まで見てきたように四六、二六の適用の故意の誤り、開元曆紀經の隱匿、允恭元年の作為、天智天皇の即位年次の改変など目的の爲には、手段を選ばず改竄するのが清行の常套手段であるから、この紀年においても那珂の云う様な単なる違算ではなく、天智天皇即位を齊明天皇七年に置き、上は一千三百二十年前に神武即位を置き、下は四六、二百四十年後の昌泰四年に革命變革の辛酉を置こうとしたつじつま併せの結果であつて、那珂は此のこと理解しながら「辛酉革命説」をとらんがために故意に此の事実を看過しているのである。聖德太子を辛酉革命説の創始者とす

る那珂の説には全く反対する。これについては既に那珂自身が中原師緒の易緯十巻の内にそのような語句はないという説を認め、之は「開元曆紀経」から採つたものだと  
いう説を採っているはずである。開元の年期は西暦七一三年に始まっている。

どうして一〇〇年前の聖徳太子がそれを見ることが出来ようか。年紀のことは置くとしても聖徳太子の如き大天才が讖緯説のような迷妄を信じられる訳は無い。当時の情勢を見て聖徳太子が交際された隋朝は、讖緯説反対の最先端にあつて、太子がそのような空気を察知感得されない筈が無い。

これについて三品は又、「書紀撰者が、辛酉革命の思想に基づき神武建国を辛酉の年に定め、それより以前の甲寅に天皇東征の原始を置いたのは、所謂甲寅太歳の原則に則つたものであり、戊午の年にかの長髓彦を誅伐されたのは戊午革運の聖運を語るものとする全く達識な断案であり那珂博士は誠に古史の秘密を看破した論説なりと之を讚し、併せて補正を加えられているのである。ついで久米邦武博士もこも説を襲しゅう踏たつされ、既に学会では異説を見ないまでになつていった。斯くの如く書紀神武紀元の構成原理としての讖緯思想の検出は紀年批判の最初に現れたと同時にまた、将来を律する断案的な見解の樹立であり伴信友翁以来の学会の鉄案である。」とした。然しこのような断定は西洋において古来、天動説を動かすべからざる真理としていた如き学会の名における権威主義の現われではないだろうか。学問の世界に於いては、どのような大学の説であるにしても一応は皆仮説に過ぎないのであって、断案とか鉄案とかいうような言葉は、自己を一つの枠に閉じ込めてしまふ愚かな見解であると思う。

さて那珂は次に伴信友の『日本紀年暦考』を引いて『日本紀』の紀年が甲寅・戊午・辛



西・甲子の四千支を当てて、中国の星雲の説を併せて年紀を整えたものであるとし、甲寅の干支が『爾雅』に「十干先甲、十二支先寅、曰撰提格」。『淮南子』に「天維建元、常以寅始起」、『三五曆記』に「起歲撰提（寅）而元氣肇始。有神人號天皇」などの原典を挙げているが、これ等は皆、甲寅元始を説明するだけで、他の三千支については全く触れていない。他の三千支は甲寅が定まれば、その順番に従って自然に回つて来るのであって、那珂がこの三千支にも特別の意味を持たそうとしているのは成心があつてのことであろう。これについて那珂は「歳在申年、常有事故」の如く古くから歳につけて吉凶を定める説があつて、清行が革命革命の星運の説を主張して神武天皇以来の上古の紀年を定めたのは誠に古史の秘密を看破した論説であると賞賛している。而して那珂は件の説を祖述しつつ古事記の東征の道中が十六年であるのに対して書紀の紀年が短くなっているのは「辛酉革命ノ歳ヲ元年ト立テラレングガ為ナリト知ラル」と結んでいるが、之は速断に過ぎるといふべきで、先の例文からいえば、むしろ元始に甲寅を当てる為であつたというのが真相であろう。次に那珂は自らの讖緯説に対する見解を述べているが、今一つ意を尽くさない所もあるので省略し、ここでは代わりに明の王緯の『青眼叢録』より中国での『讖緯説』に就いての標準的な見解を挙げておく。注5

「其の書漢哀平之世（BC七）AD四）に出づ。蓋し夏賀良之徒之を為す。以為經有れば緯有り故に緯書と曰ふ。其の言誕謾詭譎詰を致す可からず。是の時、王莽符命を好み將に此を以て其れ纂逆せんとし公孫述之に效う。光武に至り亦たを以て自ら篤好を累ねて推崇す。當世の儒者習いて内学と為す。賈逵此の論を以てす。左氏学曹褒して此

れを以て漢の禮樂を定む。大儒鄭玄輩専ら識を以て經を言つ。而して何休之徒亦た言  
足らざるなり。然して推つに桓譚・張衡力之れ非にして回する能わず。是れより先  
孔安國、毛公以来皆な相承して以て為妖妄中庸之典を亂る。魯恭王に因り河間に獻王得  
る所の古文を参して之を攷し以て其の義を成す之を古學と謂う。而して世儒、讖緯に惑  
いて反りて之を非毀す。魏王肅に至り古學を推引す。王弼・杜豫從いて之を明かにす。  
是れ自り古學稍や立ちて讖緯之學浸微す。宋大明中（457～463）に逮び、始めて  
讖緯之書を禁ず。隋末に及び使を遣わして天下之書籍を搜し與に讖緯に相渉る者悉く之  
を焚く。唐以来其の學遂に熄む。然して之を考するに唐志九部四十八卷猶存す。而して  
孔穎達九經正義を作り往々緯書之説を援引す。宋歐陽公嘗て刪らんと欲して之を去り以  
て偽妄を絶ち、學者をして其の惑亂する所を為さしめず。然して後、經義純一の其の言  
を果さず。行きて鶴山魏氏に逮び九經要義を作り始めて黜削を加えて其の言を絶つ。  
今、易緯乾鑿度猶存す。」

清行が昌泰四年に上奏した『革命勘文』は朝廷により取り上げられ昌泰四年七月十五日、  
延喜と改元された。そしてその後辛酉革命説により一時を除いて辛酉・甲子の年の改元  
が明治の御世になるまで延々一千年近くも続けられた。改元の際毎に天皇から改元すべ  
きや否やの諮問があり諸臣から勘文が上げられるのであるが、その説くところは殆ど易  
緯を用うべきか、詩説を採るか又、開元曆紀經をとるべきかの技術的問題に過ぎず、結  
局どちらを採っても別に悪いことではないからとか、先例に従うべしとか、若し災難が  
起つたら改元しなかつた責任を問われるのではないかとかの官僚的発想がその主体であ  
つて辛酉革命説の本質を問うものは稀であつた。然し、かの建武の中興の頃に於いては

諸事刷新の機が訪れ先に挙げた中原師緒は、

「今是等之文に就いて其義を案ずるに緯侯之説、偽り謬りて實少し。孔子之説に出でず。又門徒之祿に非ず。…經史之義に據り讖緯之説用う可からざらんや」と主張した。

又、花園院は「但寿天に弑つ無く。身を修めて命を俟つ。是れ君子之志也。是れを以て天運の術数を用いず唯だ徳を修む」と正論をのべられ、北畠親房も「儒家仍りて符命之事を述ぶ。徳性之道に本づかず」と慨嘆している。又「清行朝臣密奏の如きは、幾まじを見て事を假る。将来之法に乖まくに非ずや」とて、宇多天皇が退位され道真の前途も既に定まったという前兆を見て辛酉革命をデッチ上げたので、とても予言の法とか、予言が当たったとか言う如きものではないとしている。長い治世の中には、かような具眼の士もあるにはあったが、結局藤原氏の圧力によってこの制はとりあげられ、その後は先にもべたような誠に日本人的な悪癖により、改元は延々と続けられ、またそれによって辛酉革命説に真実性を付与することになったのである。

注5 明 王緯『青巖叢録』(『中国歴代経籍典六台湾中華書局』)

### 第三章 大歳干支

#### 第一節 橋本増吉説批判

次に三品は、伴信友の大歳干支についての記事を引用するがここでは要約のみ紹介する。書紀の天皇元年の條の末毎に「是年也太歳干支」という記事があるが、これは支那の古書『春秋』『史記』『漢書』『三国志』などの編年史、又『尚書』などにもその例はない

(日次の干支はある)。わが国にても『書紀』以外の史書にもその例はない。継体紀二十五年の条の注に『百濟本紀』を載せ、それに太歳辛亥三月云々と記されているのを見ると『百濟本紀』の例によるのかも知れない。しかしその例外もあつて先ず神武紀の即位前に初めて太歳甲寅と記されまた、綏靖紀即位元年の前年にも是年也太歳辛巳即ち撰政元年とあり、また六十九年神功皇后崩年にも太歳己丑(翌年心神天皇元年にも太歳辛寅)その他天武紀二年の末にも是年也太歳癸酉と見えている。

伴は、

「神武紀甲寅太歳については上に論<sup>あげつ</sup>へる如しとするが、綏靖即位前年の太歳は手研<sup>たぎしみのみこと</sup>耳命に關係あり。神功紀の例外については神功皇后撰政の差別を表されたもの、又、天武紀については大友天皇紀を削除した際、誤つて二年にしたもの」とした。

次に菅政友は、伴説をほぼ繼承するが、伴の言い残した神功紀卅九年の太歳己未について、是れも、原本にはこの年を神功元年としたが、後に辛巳年を元年と改めた時、削り残したものとした。

伴説について三品は、伴氏の論考だけでは、書紀の太歳記事なるものの意義が明らかで無いとし、次に橋本増吉氏の所論を学ぶとして橋本説を掲げているがここでは直接原著注6『東洋史上より見たる日本上古史研究』から採録し、冗長に亘るところは適宜カットする。

太歳とは『淮南子』<sup>えなんし</sup>天文訓には、

「斗杓を小歳と為し、正月寅を建つ。月左従り十二辰を行く。咸池を太歳と為し子は開を為し太歳を<sup>つかさど</sup>主る。太陰寅に在り、丑閉を為し、太陰を主る。歳名を撰提格と曰つ。

其の雄を歳星と為す。天神之貴きは、青龍より貴きは莫し。或は天一、或は太陰と曰う」  
とある。以上で見ると『淮南子』天文訓では太歳は咸池かんちを意味し（注 斗杓とくようは北斗における柄の部分の二つの星を意味しこの場合の太歳咸池は凶星である。）

従つて『淮南子』天文訓で歳星と反対の方向に周行する歳星の神靈とされるものは、太陰又は青龍、天一と呼ばれる。然るに『史記』天官書には『歳陰』という語が『淮南子』の太陰と同一の意味に用いられており、『日本書紀』の編者もこの『太歳』なる語を以て歳星の神靈で歳星の反対の方向に周行めぐる思想上の靈体であるとしたことは疑いない。

中略 『春秋緯合誠図』に「天皇大帝北斗星」と見え『三五曆記』に「歳、撰提に在り、元氣始肇まる。神靈一人有り十三頭、號なづけて天皇すめらみことと曰う」とあるが如き思想に基づき我が国では「スメラミコト」を写す漢文字として「天皇」なる尊号を使用することとなり、「太歳」と天皇との間に密接な関係を認めんとする思想も同時に輸入せられ太歳の運行と天皇の聖運との間に特殊の一致を認めて之を表示したのが『書紀』に太歳記事の特記せられている所以であろう。（以下略）

以上は橋本の文章の一部であるが、原文は非常に難解な文章であると共に前段の「歳」と天皇の聖運との関係が、これに続く後段で辛酉革命説に結びつき、それが聖徳太子によつて定められたであろうという過程は一向に判らない。因みに神武紀元辛酉には太歳は付されていないのである。

ここでは「太歳」について話を判りやすくする為に注7飯島忠夫の『天文曆法と陰陽五行説』から引用して参照する。

「支那の古代曆法では日と月の周期の外に木火土金水の五星の周期を用いる。この中で

木星は最も主要な星で此の星が約十二年で天を一周する事実に基づき歳の週期を十二年としこの星の名を歳星と呼ぶ。五行の中の木を代表する所から木星と呼ばれる。木星の週期は単に木星そのものの移動だけでなく、別に神霊なる太陰又は天一・青龍等を仮想し、それが十二次中の星紀の初点で木星と相別れて反対の方向に同一の速度で運行するものとする。この神は天神中、最も尊貴でその運行は星紀の初点から天の赤道を十二に等分しそれを天神の運行に従って、寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑としこれを十二辰と名づける。天神は一歳に一辰を移る。太陰即ち天神の寅にあるを寅の年、卯にあるを卯の年といひ、以下皆これに準じ太陰の所在によって吉凶を定める。この関係を図示すれば次の如くである。

木星 丑子亥戌酉申未午巳辰卯寅

太陰 寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑

黄帝曆、顛たぎやく瑣曆、殷曆、(夏、周、魯曆は不明)では木星の反映たる太陰の所在の関係

は右の如くであるが、三統曆ではこの間の関係を変更し太陰と云わず「太歳」と称した。後漢四分曆以来は、太歳と木星は全く分離してしまい、その関係は次のごとくになる。

木星 丑子亥戌酉申未午巳辰卯寅

太陰 寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑

太歳 子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

三品は更に橋本説を祖述しているが、ここでは再び直接橋本の前掲書より抄録する。

然るに、是等列聖の即位元年には例えば推古天皇元年の条に「是年也太歳癸丑」とある様に必ず、太歳的位置を示す記事があるが、神武天皇と神功皇后の場合だけが他と異な

つているとしてその例外記事を挙げ、その理由として橋本は、

「天皇記或は日本書紀が、神功皇后の聖運つまり御年代を先に定めて、これを中心として前後の列聖の聖運を配布しようとした意図の表れであり書紀（或は天皇記）編者が神功皇后を魏志倭人伝の耶馬台国女王卑弥呼に比定しその使節が初めて魏都に朝貢した景初三年己未（西紀二三九）を記念したわが国の歴史に於いて最も重大な注記である。」  
とする。更に橋本は

「六十六年丙戌の条下にある晋起居注の武帝泰始二年の記述も書紀編者が卑弥呼と同一人と認め神功皇后に擬したものとして他の列聖以上に皇后の偉大さを明らかにしようとしている」とするのである。然し卑弥呼が城策の奥深く滅多に人に姿を見せない存在であるのに対し神功皇后は外交、戦争などの記述を示しているのであって、その性格は全く違つのであり又、卅九年や四十、四十三、六十六年の記事を以て書紀または、天皇記の編者が記入したと決めてしまつのは問題が多すぎるのではないか。これらの分注を以て後世の纒入と見る説も存しておりまた、国史の制定目的の一つが国威発揚にあることは明らかで、我が国が他国へ朝貢したこと以てその歴史の第一ページを飾ろうなどと考える人は当時でも決して居なかつたであろう珍説である。まして橋本が天皇記の編者に擬している聖徳太子は強大な隋とも対等な国交を志された方であつて橋本の考えは大きくヒントがずれていると言わざるを得ない。又、景初三年はともかく泰始二年を神功皇后の時代に置かなければならない必然性は橋本の説明にも拘らず全く無いと思う。続いて橋本説を祖述する。

「けれども神武天皇の場合は全くとその事情を異にし既にその御即位の元年も辛酉革

命説によりて定められた位であるから御在位の年数も亦、讖緯説に因ると言うことも有り得ると考えられる。例えば神武天皇のご在位年数として日本書紀に記された「七十六年」という年数は、例えば『淮南子』天文訓に、

「天一元始正月寅を建つ。日月俱に宮室五度に入る。天一以て始めて七十六歳を建つ。日月復た以て正月宮室五度に入る。余分無し。名づけて一紀と曰ふ。凡て二十紀一千五百二十歳を大終とし、三終にして日月星復た甲寅元始まる」

とし、その他『春秋命曆序』『易緯乾鑿度』『漢書』律曆志、孟康の注、『周髀算經』などを引用して天地の終数併せて十九歳で一章と謂ひ、その二倍三十八歳を一元と謂ひ、その二倍七十六歳を一紀或は一部と謂ひ、二十紀或は二十部一千五百二十歳を一遂と謂ひ以て大終となせしことが知られるのである。「天一」は即ち後の「太歳」で歳星の神霊を意味し天皇の聖運と密接なる関連を有するのであるから木星の運行と関連して一章、一紀大終の法が行はれたことは疑ひないのである。而もその一紀七十六歳は即ち神武天皇の聖運七十六歳に一致するのを見るとその両者の間に離るべからざる関係を有することは何人も疑うべからざるところである」

と述べている。橋本はここで『淮南子』『天文訓』や、『漢書』律曆志、『周髀算經』まで讖緯書にしてしまっているが、これらは皆、中国古代暦法の天文数値を示したもので、それらの著者がその数値を讖緯説によって解釈するのは自由であるが、暦法の専門家でもある橋本にとって果して有意義なことであろうか。私は橋本のように『記紀』を単に解釈するという立場ではなく、造作されたところは排除し、出来るだけ史実に忠実であるうとしてゐる。そこで十九年、七十六年の意義について中国古代暦法の立場から前掲の



飯島忠夫の論考を藉りることにする。

「漢代に伝えられた古代の暦法には黄帝曆、はんぎんぎやく顓頊曆、夏曆、殷曆、周曆、魯曆がある。これ等の完備した書籍は今では伝って居ないが、南北朝宋の著名な曆学者、祖冲之の書に、「古之六術並同四分」とあり此の六術は前掲の六種の古曆をいひ、又、四分というのは、後漢の四分曆を指し、『後漢書』律曆志に詳細な記載があるのでその内容を知ることが出来、又、それ以前の曆法も明らかとなる。」

四分曆の構成は一年の日数を三百六十五日四分の一とし、十九年に七個の閏月を設ける。この剰余の部分が四分の一であるということが、その名称の基であり、十九年中に二百三十五月を含む。

然して一月の日数は $(365 \cdot 1 / 4 \times 19) \div 235 = 29.9$ 二十九日九百四十分の四百九十九である。一月の日数を三百六十五日余とするのは所謂、朔望月で、四分曆では、月の初めに朔を置く。一年の日数を三百六十五日余とするのは、前の冬至から次の冬至までの日数を取ったのである。冬至には太陽が最も低くなるから一本の棒を立てて其の陰を測り繰り返せば一年中の他の日より最も長くなるからこの様にして相当の長い年数の間、継続して測定を行えば一年の日数は、かなり精密に知られる。

一月と一年の日数の現行の測定値は $(29.530588 \times 365.2422)$ であり、これを四分曆の少数換算値 $(29.530851 \times 365.25)$ とを比較すれば一月の日数では $(0.000263)$ 一年の日数では $(0.0078)$ だけそれぞれ四分曆の方が超過している。これは古代の算定が不正確だったためであるが、然し不正確とは云え、これほどまでに接近しているのは、古代の天文学の行った観測が頗る忠実なもの

であったことを証明している。

四分曆では冬至の時刻と朔の時刻とが夜半に於いて一致する点を定めて、それを計算の起点とし十九年毎にそれを繰り返させる。此の十九年の周期を一章と名づける。

一章の中にある日数は  $(365 \cdot 1/4 \times 19) \div 6939 \cdot 3/4$  日であつて、 $3/4 \times 4 = 27759$  を一段上の周期として一部と名づける。此の一部の年数は、即ち七十六年  $(19 \times 4)$  である。四分曆では又、一年の日数の三百六十五日四分の一を二十四に等分して二十四氣と呼ぶ。その名称を列記すれば次の如くである。

冬至	(中)	小寒	(節)	大寒	(中)	立春	(節)
雨水	(中)	啓蟄	(節)	春分	(中)	清明	(節)
穀雨	(中)	立夏	(節)	小滿	(中)	芒種	(節)
夏至	(中)	小暑	(節)	大暑	(中)	立秋	(節)
処暑	(中)	白露	(節)	秋分	(中)	寒露	(節)
霜降	(中)	立冬	(節)	小雪	(中)	大雪	(節)

或る部の初の日、即ち冬至と朔と合する日が、甲子に当たるところを基点として毎日に十干十二支を配当していけば、八十年後冬至の日がまた甲子となり二十部を経て再び部の初の日が甲子に当ることとなる。二十部の年数は  $(76 \times 20)$ 、 $(80 \times 19)$ 、一千五百二十年である。これを一紀と名づける。或る紀の初の年の干支(四分曆では庚申)から毎年順次に配当して行けば三紀を経て再び紀の年が最初の年と同一の干支に当るこ

とになる。三紀の年数は(1502×3)＝四千五百六十年である。

以上であるがこの四分曆の一章十九年、一節七十六年の値は西方に於いてもバビロンに始まりギリシヤのメトン、カリポスの曆法の値と全く同一である。従つて十九や七十六年という数値は橋本の云う如く讖緯説に基づくものではなく中国の古代曆法の四分曆の数値であることが判明する。

橋本はさらにいう。「然るに神武天皇の場合に於ける太歳の記し方は他の場合と全く異なり、御即位元年にも崩御の御年にもう記されないで、その七年前の甲寅の年を以て神武天皇御東征御出師となせし所以は既に伴信友大人が『日本紀年曆考』の中に論じられ通りに『爾雅釈天』『淮南子』天文訓『三五曆記』『史記天官書』『漢書』天文志にあるように凡て歳星の神霊なる天一、太陰、歳陰、太歳の運行に關して記される場合は必ず「甲寅」の年を以て之を始むることとなっているので、我が国上古の年代を制定するに當り、一方に於いては既に辛酉革命説によりて神武天皇即位元年を以て、推古天皇八年より一千二百六十年前の辛酉の年に定むると共に他方に於いて木星の神霊なる太歳即ち天一、若しくは其の本源なる太一を以て天皇に擬定せる結果、天皇の聖運を以て太歳の運行に比擬し、ここに神武天皇元年辛酉より七年前なる甲寅の年を以て天皇御東征の原始と定めしは一点の疑問を容るべき余地なきを思うのである。かくて古事記に十六、七年となつている神武天皇御東征の物語が日本書紀では七年に短縮せられ而も御出征後の出来事も戊午年の条に五瀬命の戦死を始め遂に長髓彦を撃破して中州を平定し我が国礎を定め給いし最も重大な事件が集められているなども詩緯に「十周參聚氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政」なる戊午革運の思想にかかる疑ひも認められるやうに考え

られるのである」。

古事記の東征期間が十六、七年にもなっているのが「甲寅御出師」を規定するため短縮されているのは、橋本説の通りであると思うがそれは橋本の云う讖緯説によるものではなく、神武天皇御東征の元始に顛頊曆の曆元を象ったものである。再び飯島説に拠るところとする。「五行説により周の火徳に代って天下をとるのは水徳の天子であるという理由で秦は水徳を得ていると定め、そこで水徳を有する上古の帝王顛頊は秦の先祖となり、その曆法も顛頊から授けられたとしてその名を帯びた。この曆法は冬の始の十月を歳の初めとするもので、その理由は五行を春夏秋冬に配当すれば春は木、夏は火、季夏は土、秋は金、冬は水であるから水徳に因んで冬を歳の初めとした。然し春の初めを正月とすることは従前通りであったから、秦始皇帝の天下統一の二十六年（前231）から漢武帝の太初元年の前まで百十七年間はいつも十月から始めて十一月、十二月、正月、二月、三月の順で一年の月を数へ、最後の月を九月とし閏月を置く年には後九月なるものを設けた。東征の出立を十月に定めたのはこれに基づく」。

甲寅を定めれば後の戊午、辛酉、甲子は別に讖緯説を採らなくとも順番に従って自然に回って来るのであって、重要なのは太歳記事が何故肝腎の辛酉に記されて居ないのか説明することではなからうか。

橋本は又、神武天皇の崩御の後に三年の空位を置き其の最後の己卯の年に太歳記事を置く理由を、神武天皇の神威が及んでいたとか、三年の服喪期間を置いたなどと説明するが苦し紛れでこじつけも甚だしい全く理解の出来ない考え方である。私はこれらの太歳記事の異例を書紀の編者が神武即位の年を辛酉に決定するまで何度か変更したため、其

の痕跡が残ったものであると考えるが、問題が大きいため改めて第二、三節において考究する。

橋本は章をまとめるにあたり、崇神天皇の六十八年と神功皇后の摂政期間の六十九年と関係があるとか、崇神天皇から成務天皇までの四代が讖緯思想に関係があるとか言い六十八年が一紀七十六年から陰数八年を減じ、六十九年が一紀七十六年から陽数七年を減じたと言うことも必ずしもあり得ないことも思われなしとし更に歴代の年数各々に対して讖緯説に基づく数値計算をなお詳細に試み、その結論として「要するに日本書紀に記された神武天皇より仁徳天皇に至る列聖の聖運で、分なお未だ十分の説明を加えることの出来ない部分が残存することはもとより自覚する」と言っているのである。

これについて三品が「讖緯説と書紀紀年との思想的関係が橋本氏の所説に到ってかくも著しい発達を遂げたとし、その結論に対し賛意を表し教示に感謝する」と諸手を挙げて賛同しているのは全く驚くほかない。

日本書紀の編者が驚く程曆法に通暁していたことは、三品の上記著書の出版と同時期に発表された小川清彦の『日本書紀の曆日について』の論稿で書紀紀年が、五世紀の半ば頃までは儀鳳曆（平朔）により以後は元嘉曆によって設定されているとの仮説が、その後注8内田正男氏編の『日本書紀曆日原典』の表により殆ど誤りの無いことが明らかにされている。これによると書紀の紀年が定められたのは、儀鳳曆の唐に於ける施行の麟徳二年、我が国では天智天皇（六六五）を上限とすることは確実である。更に書紀に拠ると初めて公式に元嘉曆と儀鳳曆が施行されたのは持統四年（六九〇）であり、論者はこのような事実を踏まえて論ずるべきで聖徳太子が紀年を定めたとか、曖昧な讖緯説によ

る制定説を採るべきでは無いと思う。

注6 『東洋史上より見たる日本上古史研究』（昭和三十一年東洋文庫）

注7 飯島忠夫『天文暦法と陰陽五行説』（昭和十四年恒星社）

注8 内田正男編『日本書紀暦日原典』（昭和五十三年雄山閣出版）

第二節書紀紀年はいかに定められたか

千三百年の謎を解明する。

次に橋本は、「ここに注意すべきは懿徳天皇と孝昭天皇との間に一年の空位が置かれて居ることであり、この空位により八代の列聖は三代と五代の前後に二分されている。之れ蓋し讖緯家の「三皇五帝」等と同一系統の思想により定められたもので決して無意味のものではあるまい」と述べているが、私見によれば空位の配置は三皇五帝ではなく、先に示した治世年数計第一表に於いて空位は総年数と実質治世年数の差を示すものであったが、此の度はこの治世年数を更に細分するためにその合計を三帝つつ七区分にして三帝毎の合計を出すという操作をしたもので、空位はその際の三帝毎のしきりとなっているのである。橋本の言う欠史八代の如きは後世の学者の説に過ぎず、書紀編者にはそのような観念は無かったと考える。前回の計算では神武から雄略までを二十一代として計算したが第二次の計算では先ず神武の治世七十六年を定めて之を枠外に出し、その代りに神功皇后を入れ二十一代としたものである。その計算は先ず神武と雄略間の年令合

計一九一八歳から神武の一三七歳を差し引けば残りは一〇五五年である。年令合計から治世年数を差し引いたものがこの区間の即位年令合計であるからその数は七二六となり、この七二六を二一で割って平均すると一人当たり三十四才強になる。よって第二次の計算をして治世年数を出すためにはこの三十四という数字に着目すれば、ほぼ算出出来る。而して各天皇に割り当てられる際にはこの三十四と四分暦の一章十九の倍数、干支六十の数値を使用し残りの数は平均値により調整している。これは後世になると履中、反正、雄略など実治世年数に近いと思われるところから先の仮数が使えなくなったためであろう。次に治世年数計算第二表を示す。

第二表(1) 『日本書紀』 治世年数計算過程

グループ年令合計 (神武一三七才)	即位年令合計 (六一才)	仮治世年数 (七六年)
一三九才	三四才(三四×一)	一〇五年
三三二	六八(三四×二)	一五四
二八八	一〇二(三四×三)	一八六
三八五	一七〇(三四×五)	二一五
一八二	六八(三四×二)	一一四
二〇七	一〇二(三四×三)	一〇五
二五八	一七〇(三四×五)	一七〇
合計 一七八一	七一四(三四×二一)	一〇六七年

第二表(2) 『日本書紀』 治世年数計算表

天皇	年齢	即位	治世	摘要
総計 (神武)	一七八一才 一三七才	七二六才 六一	一〇五五年 七六 (空位三)	仮計1067・12
グループ計	一三九	三四	一〇五	仮計に同じ
綏靖	四五	一一	三三	105,72
安寧	四九	一一	三八	19×2
懿徳	四五	一一	三四 (空位一)	34

雄略 安康 允恭 グループ計	反正 履中 仁徳 グループ計	応神 神功 仲哀 グループ計	成務 景行 垂仁 グループ計	崇神 開化 孝元 グループ計	孝霊 孝安 孝昭 グループ計
二二四 五六 七八 二五八	六〇 六四 八三 二〇七	一三〇 (一〇〇) 五二 一八二	九五 一三七 一五三 三八五	六八 六〇 五七 二八八	一〇六 一二三 九三 三三一
一〇一 五三 三六 一九〇	五五 五八 (・)四 一〇九	二〇 四三 六三 一〇九	三五 七七 五四 一六六	六〇 三〇 〇 一〇三	三〇 二一 一〇 六一
二三 三 四二 六八 (空位一)	五 六 八七 九八 (空位二)	四一 六九 九 一一九 (空位二)	(空位一) 六〇 六〇 九九 二一九	六八 六〇 五七 一八五	七六 一〇二 八三 二六一
飯計 88・20	飯計 105・7	飯計 114・5	60 60 219・120 飯計 215・4	34×2 60 19×3 飯計 186・1	19×4 34×3 261・178 飯計 254・7



#### 第四節神武紀元の原型

古来の各種史書の殆どは辛酉革命説を取り、学者の間でもそれに異説を唱えるものは余り居ない。これは日本書紀が正史とされていた所から、その年についての記述はあまり疑われること無く、又、それに触れることを忌憚した結果である。しかしながらこれに対して対して異説を述べている書も無いではない。以下は注8友田吉之助の『日本書紀成立の研究』を参考にしながら私見を述べたものである。

先ず『濫觴抄』に

「本朝年号 継体十六年壬寅善記元年（或記云。元年壬寅目前千七百七十八年。年号無云々）。今、案ずるに神武天皇元年辛酉従り、継躰十五年辛丑に至る千七百七十一年か。但し甲寅の年神武即位之説之れ在り。若し此の説に據れば、千七百七十八年か」。

とある。『濫觴抄』は事物の始原について記した書籍であつて鎌倉時代末期乃至室町時代の成立とされているが、この記事により当時、神武天皇元年を辛酉年とする説以外に甲寅年とする説の存在したことを知ることが出来る。

『宋史』所引裔然の壬年代記に、

「彦漱第四子号神武天皇。筑紫宮自り大和洲檀原宮に入り居します。即位元年甲寅。

周信王の時」とある。裔然が入宋したのは十世紀末であるから、十世紀末において甲寅年を神武元年とする年代記が存在したことを意味する。この他、元年を甲寅とし、或は辛酉を即位八年とする書は『天書』『倭姫命世紀』『天照坐伊勢二所皇大神宮御鎮座次第記』『伊勢二所皇御大神宮御鎮座傳記』『元元集』第八卷御遷幸指図『神皇実録』『麗

氣記』などがある。

次に『神武紀』の、特に即位年を中心とした記述は、先に述べた太歳が記されていないことだけではなく、記述全体が何か異常である。そこで先ず『書紀』の辛酉年條を掲載する。

『日本書紀』辛酉年條

(1)辛酉年春正月庚辰朔、天皇檀原宮に帝位に即く。是の年を天皇元年と為す。正妃を尊びて皇后と為す。皇子神八井命・神淳名川耳命を生む。

(2)故に古語に稱めて曰く、畝傍の檀原宮に底磐之根に宮柱太しく立て高天原に博風峻峙て始めて天下を馭めたまう天皇を、號けて神日本磐余彦火火出見天皇と曰しあげる。

(3)初めて天皇天基を草創めたまう日に、大伴氏之遠祖道臣命、大久米部を帥いて、密策を奉承て、能く諷歌倒語を以て妖氣を掃討す。倒語之用始めて茲に起る。

いま(1)の段は良いとして、(2)の段の「故に古語に之を稱して曰く」の文で「故に」というのは理由を表す接続詞であるから以下の文はその前に述べられていることを称賛する役割を果たすべきである。然るにこの文章の前には「是の歳を天皇元年と為す。正妃を尊びて皇后と為す。皇子神八位命・神淳名川耳命を生む」とある。ここで『旧辞本紀』の文章を見ると、

先ず己未条の前半は『日本書紀』と同文であるが、次に続く文章は

『書紀』可治之。是の月即ち有司に命せて帝宅を經り始む。

『旧事記』庚辰(20日)、有司に詔して帝宅を經り天太玉命の孫天富命、手置帆負、彦狭知の二神の孫を率いて齋斧齋鋤を以て山材を採り正殿を構え立つ。故所謂畝傍の檀原に

底磐根に宮柱太立て、高天之原に博風峻峙て、始めて天下を馭めたまう天皇、天基を草創たまふ日なり。」

『旧事紀』己未年二月庚辰条では書紀で辛酉年正月に係る文章がほとんどそのまま移され其の文は天富命、手置帆負、彦狭知の二神の孫を率いて山材やまのきを採り構え立てた正殿を称讚する語となっているから書紀の文章より筋が通っているといえる。

又、③の部分も前段と関係なく突然現れて来たような文章である。試みにこの部分を『旧事本紀』天皇本紀神武天皇一年条に見ると、

二年春二月甲辰乙巳、天皇功を定め賞を行ふ。(中略)道臣命に詔して曰く。汝、忠にして且つ勇。能く導之功あり。因りて先に日臣を改めて道臣となす。しかのみならず大来目おおくめのいくさのかみの督將として元戎つわものを帥をひいて密策きしひのびごとを奉承うけて能く以て諷歌倒語そえうたさかしまことを傳へ妖氣を掃討す。此の如き功、衷まじなり軍將いゝのみと後裔のちのよにに流伝つたえしむ。其倒語の用始めて此時に発る。即ち大伴連等の祖なり。復た道臣命に宅地を築坂邑に居しめ優寵めぐみます。(以下略)

こちらは天皇が論功行賞に於いて道臣命の功績を褒めて賞の理由として「密策きしひのびごとを奉承うけて能く以て諷歌倒語そえうたさかしまことを用いて妖氣を掃討した」ということを挙げているのでこの方が筋が通っているといわなければならない。注9『先代旧事本紀』(十卷本)は平安初期に撰せられたと考えられているが、その内容は殆ど『古事記』『日本書紀』なかには『古語拾遺』などから引き写したものであり、古来偽書とされる事が多かった。しかしそのうちの一部は『記紀』の伝承と違つ本書独自の記述があつて、その中に古代を考える上での重要なヒントがあるのである。天理図書館蔵の十卷本は、昭和六十年度、国の重要文化財に指定されたのはそれを認められたからであろう。とにかくこの場合書紀の辛酉年条はどうも後から付け加えられた匂いが強い。さて右について仙覚の『万葉集注釈』

卷一(文永六年・一二六九)「玉手次たまたすき畝傍あきの山乃檀原ひしりのみよの日知乃御世ひよ從よ」の句の注釈を見

る。(原文はカタカナ主体で書かれているがここでは漢字主体とした) 檀原の日知乃御世従とは、大日本人代第一帝神武天皇三月辛酉朔丁卯に 令みことのりを下さしめて曰いわまわく、われ東むむかしを征うちしより於こゝに茲六年になりたり。当まはに山林ひらきを被おほ拂おほ、宮室おみやを経おさめ營めぐ恭つして、宝位たかみくらに臨みみて元元みたら鎮しづむべし。觀みる夫畝傍山あきほらひの東南たしの檀原たじの地は、けだし国の壘ち区ななり

可みよ洛へ。是月この即すなはち有あ司つかひに命あはせて、經み始せ帝ひ毛も、故ゆゑに古語ふることばに稱なづして曰いわく、畝傍あきほの檀原たじに

して、底した磐つ根いわねに宮柱みやしらべ太ふと立たて高天原たかみに搏ちぎ風か峻た峙りて始は馭せ天下あめ之の天皇みかどと云いり。委見あきら日本記第

### 三

「委見日本記第三」とあるから日本記第三から引用しているのは明らかであり、神武天皇三月辛酉朔は己未年にあり、丁卯は七日である。この日本紀が旧事本紀の文と符合しているのを見ると、現存書紀以前に『旧事本紀』と同じ趣旨の『旧日本紀』又はその系譜に属する文献があつてそれを原拠の一つにしていると思われる。

翻かつて移動うつされている文の意味を考えると、『旧事紀』己未年三月辛酉朔庚辰(二十日)条には「草創天基之日也」とあり、現存書紀の辛酉年庚辰朔の条のこれと同じ文は「アマツヒツギヲハジメタマフ日也」と古訓が附されており、この言葉が即位を意味するのは明らかである。友田氏は先述の著書の中の付記に於いて「旧稿『神武天皇元年の研究』(神道学第三十号)」で旧日本紀に於いては己未年を即位の年としていたと推測したが、旧事本紀に於いてはこれを奠都を謳歌した言葉であると解すべきものと思われるので旧稿に於いて述べたことを訂正する」とされた。

これについて私は友田氏が旧稿を改めてまで「アマツヒツギヲハジメタマフ日」を強いて奠都と解さなくてはならない必然性は無いように思う。旧事本紀には或は奠都と解さ

れるような書き方がしてあったとしても友田氏の言われる旧日本紀と共通の原典には即位の年を己未年にしていただけと推測することも可能ではないか。大和征服をほぼ終え奠都をして二年後に初めて即位するというような悠長な行動は現実性に乏しい。奠都、即ち、即位で良いのではなからうか。

私が推理するのには、この己未年には非常に重要な意味が隠されていると思うのである。翻つて現代考古学の発掘の成果を見ると、大和朝廷の淵源が西暦三世紀にあることは明らかである。従つて現存書紀の紀年と三世紀との間には凡そ九百年間の懸隔がある。

ということは書紀の紀年は原典に対して九百年、干支十五運の延長がなされているということではないか。ここで先に推測した神武即位の己未年の干支十五運前を見ると即ち神功皇后三十九年の己未年に重なる。そうすると橋本説の如く、国威発揚の目的もあるであろう国史の紀年に、皇室の先祖の卑弥呼が支那に朝貢したことを記念するために、ここに太歳干支を置いたというような不自然な説明をする必要は無いのであつてこの三十九年の己未年（239）は、神功皇后とは関係なく現存書紀の原拠にあつた神武即位を示していると推察するものである。而して日本紀の原典には、ここから数えて降ると二百四十年の雄略天皇二十三年己未年（479）からの歴史が書かれていたものと考える。此の一千百四十年（240+900）が如何なる数字であるかということ、先に述べた四分暦の一節七十六年と『史記天官書』に「為国者必三五」とある三五を乗じたもの（60×15）、又先に述べた顛項暦の暦元である紀元前三六六年と同じ甲寅年正月旦立春甲寅である年を過去に遡つて求めるとB・C一五〇六、二六四六、三七八六、四九二六年であつて、それぞれ一一四〇年を隔てているがそれらの数字を念頭に置いて定

めたものであろう。

それではこの己未年が、何故辛酉年の即位に変えられたかという点、これは陰陽五行説の五行相生から採ったものだと思われる。『淮南子』天文訓によると、干支と五行の關係について、「甲乙寅卯は木である。丙丁巳午は火である。戊己は四季の土である。庚辛亥子は水である。水は木を生じ、木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生ずる」とある。土の十二支は辰、未、戌、丑に当てられるので土の己未年から金の辛酉年が生じたとしたものであろう。又、同書に「未、己にあるを屠維と曰う。酉、辛にあるを重光と曰う。」とある。屠維（己未）は「屠とは別、維とは離の意。万物が各々その性を成すさま」、重光（辛酉）は、「万物が成熟し終わり煌煌たるさま」によつて判断されたと思う。

次に綏靖天皇即位前年の太歳己卯は、干支の始めである甲子を以て、神武即位の年に擬せんとした名残りであろう。甲子から七十六年目が己卯である。中国の古代曆法では原初、甲寅を以て曆元としたが、晋の三紀甲子元曆より唐の宣明曆に至るまでは元嘉曆（庚辰歳）、戊寅元曆を除いて皆甲子を曆元としており、書紀編纂当時使われた麟徳曆（儀鳳曆）の如きも甲子を曆元としているのである。甲子を以て曆元とし、後に甲寅に移つた痕跡については、日本書紀綏靖天皇紀に、

廿五年春正月壬午朔戊子。皇子磯城津彦玉手看尊を立てて皇太子と為す。

安寧天皇即位前紀にも

『磯城津彦玉手看天皇、神淳名川耳天皇太子也。母曰五十鈴依姫命。事代主神之少女也。

天皇以神淳名川耳天皇廿五年、立為皇太子。年廿一』とある。

然るに安寧紀三十八年の条には、

『卅八年冬十二月庚戌朔乙卯。天皇崩。時年五十七』とある。今宝算五十七歳について計算してみると、綏靖二十五年は西紀前五五六年であり安寧三十八年は西紀前五〇〇年であるから、その期間は四十六年であり、安寧天皇は西紀前五五六年に廿一歳であるから崩御のときは六十七歳でなければならない。

これについて友田氏は神武天皇元年の位置が十年移動された疑いは甲寅年から辛酉年に引き上げられたものに、神武・綏靖間の空位三年を足したものであると説明されるが、その中で綏靖二十五年と安寧三十八年の位置がかって三十六年であつたとされているのは解せない。現在四十六年だから、甲寅から辛酉に移る場合は年数は短縮するはずであるからかって五十六年としなければならないはずである。これは書紀の書紀の神武天皇即位元年が、甲寅から辛酉に移つたためでなく甲子から甲寅に読み替えた際に起こつた現象であると考えられる。

注8 友田吉之助『日本書紀成立の研究』風間書房 昭和四四年

注9 校注鎌田純一『先代旧事本紀』 神道大系編纂会 昭和五五年

## 第四章古事記崩年干支

### 第一節 諸説の検討

『古事記』崩年干支注記については、はやく寛政四年（1792）ころ本居宣長の『古事記傳』の中において触れられている。

「○舊印本眞福寺本又一本などに、此次に戊申年十二月崩と云七字の細註あり、今は延佳本又一本に無きに依れり。抑如此なる細註、此より次々の御世の段にも往往あり。下巻なる御世々々には無きは少し。さて此はみな後に書加へたる物ぞとは一わたり誰も思ふことなれども、猶熟思ふに最も甚古き事とぞ思はるる。其故は、何れも其支干年月、皆書紀に記せると異なりただ下巻の最末に至りてのは書紀と合へり。若しいたく後世の人の所為ならむには、必ず書紀の年紀に依てこそ記すべきにかの紀と同じからざるはず他の古書に據ありてのことと見えればなり」と言い、『記』の崩年干支が古の一つの傳えであり或は太安麻呂が書き加えておいたものではなからうかとさえ述べている。しかしながら宣長においてはこの注記は未だ史料としての研究対象ではなく結局『記傳』には採り挙げなかった。

この崩年干支を史学研究のための資料として始めて取り上げたのは菅政友である。菅は明治二十四年四月発行の『史学雑誌』第十七号に『古事記年紀考』を発表してこの崩年干支を崇神天皇の頃から我が国に渡来しつつあった大陸や半島の人々が伝承したもので



あろうとしたが菅の研究中最も特筆すべきは仲哀から応神までの紀年の根拠として百済史の紀年と対称する方法を正式に採用したことであろう。菅は百済史の肖古王を第十三代近肖古王に貴須王を第十四代近仇首王に比定し日本書紀の紀年の研究に新生面を開いた。この研究は古事記崩年干支にも応用せられ、成務天皇崩年乙卯を西紀三五五年、仲哀天皇崩年壬戌を三六二年、応神天皇崩年甲午三九四年、仁徳天皇崩年丁卯を四二などとした。而して菅は垂仁・景行・成務三朝の年数については崇神崩御の明年からまでを甲子一運中の三十七年か二運中の九十七年とするか他に求むる証が無いので決め難くした。今、菅の挙げる紀年を略載すれば次の通りである。

『古事記』

崩年干支	「日本紀年紀」	西暦換算数
崇神	戊寅 神功五八年	(258)
成務	乙卯 仁徳四三年	(355)
仲哀	壬戌 仁徳五〇年	(362)
応神	甲午 仁徳八二年	(394)
仁徳	丁卯 允恭一六年	(427)
履中	壬申 允恭二一年	(432)
反正	丁丑 允恭二六年	(437)
允恭	甲午 安康元年	(454)
雄略	己巳 仁賢二年	(489)
継体	丁未 継体二一年	(527)
安閑	乙卯 安閑二年	(535)
敏達	甲辰 敏達一三年	(584)
用明	丁未 用明二年	(587)
崇峻	壬子 崇峻五年	(592)
推古	戊子 推古三六年	(628)

菅政友以後の明治期史学者の間では『古事記』崩年干支を『書紀』紀年と比較してその史料価値を認め研究対象とする学者は多かったが、そのいずれもが菅説を基本として特に干支の繰り上げ方を特定の御世につき一運とするか二運とすべきか、または一・二テ

所の干支を誤伝として修正する程度で、那珂通世の『上世年紀考』での趣旨も、多くはこの菅政友説に準拠していると云えよう。而して那珂は垂仁・景行・成務三代が三十七年間では次の仲哀天皇の七年と合わせても四十二年間のしかならず崇神天皇まで四世の年数と見るのは短か過ぎるとして、九十七年説を取る。然し干支紀年は百濟より伝わった後の事であるから、それ以前の数代を隔てた崇神天皇の崩年の如きは後世に追算したものであるから正確を期し難しとして菅政友の崇神天皇の頃より渡来人によって紀年の法が始まったという説や吉田東伍の『日韓古史断』に神功皇后の新羅征伐に先立ち西北海表の交通往復が存在し文学記録の術は崇神朝から始まったとする説を論駁して、「皇朝の文学は応神天皇の御代に百濟国より伝わりしことは史に明文あり、代に定論ありて動かすべからず」とした。

那珂は又、星野恒が応神の崩年甲午は仲哀の崩年壬戌から三十二年しか離れていず余り短か過ぎるとして仲哀天皇の崩年壬戌を干支一運六十年前にあて吉田東伍も此の説をとったことについて菅説を受け継ぎ百濟史により近肖古王に合わすべしとして仲哀崩年を西紀三百六十二年にとつたが星野説も捨てきれずとして応神天皇の崩年甲午（394）を戊午年（418）の誤記であるとした。これによると神功・応神朝の合計は五十六年となり仁徳天皇の在位は九年となる。又、那珂は雄略天皇の『記』崩年干支己巳（489）は書紀崩年己未（479）の誤写であろうとし、継体天皇の崩年は『紀』の原本の二十八年（534）を取り、二十五年辛亥（531）は後人の改修したものとし、『記』説の丁未（527）は一説とする。明治期の論争は一般に書紀紀年の誤謬を挙げ、『記』崩年干支に正当性を認めようとする傾向が強かった、大正から昭和初期に入るとそれに

対する批判も出て来るようになった。先ず、原勝郎は、明治期の紀年に関する論争について、

当時の論争は、一方において書紀の価値に疑いをささみ、他方においては有名な「真福寺本古事記」に見える所の十二天皇崩御の干支に信用を措き之によりて書紀紀年の誤謬を訂正せむと欲するものである。(中略)然し其の推定された紀年は検証を経ぬ仮定説にほかならぬ。

と批判する。又、津田左右吉は、

「多分、書紀において紀年の定められた前に同じ企て、同じ試みが何人かの手によって行はれた其の名残ではなからうか。もしさうとすれば、それは帝紀の最初の編述の際ではなくそれよりも後のことであろう。といふのは後世に附加されたものと見るべき終りの方の部分までそれが見えるからである。だから是は帝紀の年代の余りにも漠然たるを飽き足らなく思つて、それを細かく擬定しようとしたところから生じた後人の所為らしい」とする。

橋本増吉の注<sup>1</sup>にもこの古事記崩年干支は触れられているが、橋本は、先ず同書(54頁)では、

「推古天皇二十八年(620)と天武天皇九年(680)の二回にわたつて、天皇の紀年が作られた筈で古事記の献上が和銅五年(712)正月で、更にそれより八年後、養老四年(720)五月に日本書紀が完成しているのであるから、おそらくその頃にこの注記が加えられたものではないか、なんとすれば書紀の紀年が出来、既に公式の紀年が定まつた後に、別の紀年を作為する試みがなされたとは到底考えられない」と云い、ま

た同書（五八九頁）では、「継体天皇の崩年について書紀の編者が記注崩御紀年なるものが本来古事記に附記されていなかったであろうという考えを正当ならしむると認められる」と述べている。これで見ると橋本は記注崩年干支が付け加えられた時期を七二〇年の数年前に設定したと云えよう。又、

「三〇四年、中国では五胡十六国の時代が始まり、この機に乗じて三二四年、高句麗と百済が楽浪・帯方を奪取して勃興したその刺激によって我が国も勃興したので、この時代を崇神天皇の御代に比定して、古事記注の戊寅の年を三二八年にする第一の理由がある（同書五八五頁）」とし、同書六八五頁「紀年の推定」の章では「仲哀天皇より崇神天皇に至る年代を御一代平均二十年とし崇神天皇のご即位紀二六三ころとも思えるが、然しこの紀年はあまり信ずるに足らないので更に御一代平均三十年として崇神天皇即位をば二一三ころとして認めることも出来る」とし、最後には「各時代のご在位年数は不明とするのが穏当としている。然し信ずるに足りない記注干支のうち、基準年となる仲哀天皇の崩年には壬戌をとり、神功皇后摂政元年を西紀三六三年と推定し、西紀三八九年（書紀紀年に干支二運を加えたもの）ころまで二十七年間が、摂政期間であると述べ、その論点は統一性を欠く。

次に末松保和は、今までの諸家の崩年干支の研究が、それぞれの天皇個々を対象に其の皇の干支を考え、その間隔は日本書紀の記事紀年を標準として計られた傾向があったとの反省に立って古事記の崩年干支を古事記の本文からも、朝鮮・中国資料からも独立して此の十五の崩御干支年月日を一つに纏まった集団の古事記本文と別系統の知識として、捉えることは出来ないかと考えてその結果、此の一まとまりの崩年干支を最後の干

支（推古天皇の戊子年）を起点として、それを西紀六百二十八年にあて順次遡って各干支を干支一運内に求め各年の西紀を当てるという方法を取って見た。その結果は次の通りである。

戊寅三一八 乙卯三五五 壬戌三六二 甲午三九四 丁卯四二七 壬申四三二  
丁丑四三七 甲午四五四 己巳四八九 丁未五二七 乙卯五三五 甲辰五八四  
丁未五八七 壬子五九二 戊子六二八

末松は此の数字的結果は従来と変わらないがその取り扱い方、理解の仕方は異なるとした。

昭和二、三十年代において、紀年論は一時又、盛んに取り上げられた。その中で坂本太郎、井上光貞などの大家は、この古事記崩年干支に否定的な見解を持っていた。反対に新進の史家の中には、古事記崩年干支に全幅の信頼を寄せる人たちもいた。その中で前者として坂本太郎は、

「崇神以後の十五代に注せられた有名な天皇崩御の年月日の記載も、史実性に多くを期待出来ないとは私は考える。なお、それは本来の帝紀にあつたか否かさえも疑問でその点では治世年数や享年にもまして信用できないものではあるまいか。年月日の記載などは本文に殆ど無い古事記の中に崩御の年月日だけ詳しく記されているのは確かに不調和であつて同時代の思想とは受け取れない。古事記の文としても後から加えられた趣が濃厚である。まして、それより一段古い帝紀の中にあつたものとは私には思えない」注1とする。

これに対して殆ど対照的な意見は『古事記の構造』を出した神田秀夫である。神田は次

のように述べている。

「かような日本書紀の紀年の虚構に対して凡そ対蹠的な、殆ど虚構の跡の認められないものは古事記の崩年干支である。それは管見によれば、三世紀に魏・晋が置いた帯方郡治下の南鮮を逃れて日本群島に移住した韓人たちが伝え始め、これを受けて四世紀末以後、即ち建国後の日本に帰化した人々が伝え継いだものらしく他の資料とも殆ど矛盾を起こさない客観度の高いものである。これを帰化人伝承としてその価値の再認識を要請しているのは戦後の筆者らである」。

神田のような考え方は戦後の史家に多いがこれらは菅政友以後この崩年干支に対して寄せられた賛否のうち、肯定的意見のみを鵜呑みにして厳密な考証を経ない大雑把な意見であると思つ。

次にこれ等の極端な一例として水野祐説を取り上げる。水野氏は昭和二十七年、氏

の初めての史論である『日本古代王朝史論序説』（早稲田大学出版会）を出版された。

その中の古事記崩年干支についての所説は、その量において当時の最も豊富な論考であった。水野氏によると古事記の原典になったと思われる帝紀は一種だけでなく何種もあった。このうち十五天皇の崩年干支の記載に特色づけられる帝紀の一本が最も重要であつて書紀はそれ自体独自の紀年法に基づいてそうした帝紀類の古説を勝手に改作したものであり、太安万呂が最も信頼すべき帝紀の一古説としてこの崩年干支をそのまま古事記に注記しておいたものであるとする。然しこのような説は史的には何の原拠も持たない想像に過ぎず、そして次には崩年干支が何故十五天皇に限って注記されているのであるつかとして、「かつて我が国においては」初代の天皇より推古天皇

に至るまでの代数が十五代であり初代の天皇を崇神天皇としその天皇の崩御の年を戊寅歳とする帝紀が存在していたということをおぼやせる。これは日本古代史上に極めて重大な問題を提起する」という。然しながらこのような水野氏の推定は一方的過ぎるのではあるまいか。仮に古事記崩年干支の記載された帝紀が存在していたことが事実であったとしても一方では今日正史として残っている書紀や、それと皇代数を一にする古事記本文の原拠になった帝紀も有る筈であるから単なる注記に過ぎない崩年干支よりもっと重大であるのは理の当然であろう。そして氏の言う、私としても崩年干支の欠けている若干の天皇についての即位は認めなければならぬ。その数は私見によれば安康（実は木梨太子）、顕宗（実は飯豊）、欽明の三天皇であると考えられこの一古帝紀の伝承が極めて信頼すべきものであるように思われる」という。然しこのような考えは極めて恣意的であって、その史料が何処から出てくるのか説明する必要があろう。次に水野氏は、書紀編纂の原則に一紀一巻の原則が有るとして二天皇以上を合巻したものは後になって付け加えられたものとし、しかも古事記崩年干支注記の無い天皇紀が殆んど合巻になっている事実が認められるとしているが、水野氏の挙げる合巻になっている二十一帝のうち成務・履中・反正・允恭・安閑・用明・崇峻の七帝、つまり三三%の天皇に崩年干支が有り逆に一帝一巻になっている十三帝（神功含む）のうち、神武・垂仁・神功・武烈、欽明の五帝に崩年干支が無い。これは三八%であって、この数は普通、統計的に有位数であるとされる五%を遥かに超えており、水野説の成り立たないことを示している。又、統治年数の短かい天皇の記述が少なくなるのは当然のことであって、このような原則を持ち出すことは全く理解に苦しむ。

そして、「この十五天皇に前述の三天皇を加えた推古天皇までの十八天皇が最古の歴代天皇に関する一基数をなし得るものであると信じて疑わない」とするがこのような信念は全く学問的な根拠を持たないと云わざるを得ない。氏はこの十五崩年干支を末松説を発展させた者だと言われているが、肝心の末松はこれを訂正して、

「私はその当時（昭和八年）この一団の崩年干支が示す歴史知識は、古事記や日本書紀よりも、人皇第一代を一層新しくおき、戊寅年十二月に崩じ其の戊寅年は三一八年に比定され更に推古天皇を第十五代の天皇にするものではないかと言った。けれども今日では、それは言いすぎであるのみならず、私自らの理解の仕方からも逸脱したものだと考える」としているのである。

次に水野氏はこの崩年干支により十八天皇の皇位継承上に二大断層が存在し三王朝交替という事実が推定出来ると強弁しておられるが、全く私の理解能力の外にあることである。氏の三王朝交替説については少し本筋から離れるが一応述べておく。水野説では原大和国家の崇神王朝が先ずあって、その天皇が崇神・成務・仲哀と続きこの王朝の後に仁徳王朝、更に継体王朝が現代に続くとしている。最初の崇神王朝は、仲哀天皇が九州で戦死したことによって滅び、当時、卑弥呼の女王国と対立関係にあった応神天皇が大和を平定して統一国家を形成したとする。しかし一方では、狗奴国王であった応神天皇は原大和国家を引き継いだのではなくまだ九州にいたので大和の初代天皇は、仁徳であって仁徳天皇を始祖とする「仁徳王朝」が「武烈天皇」まで続くとする。この王朝交代説の当否はここでは論じないが、それはともかくこの王朝交替説がどこで古事記の崩年干支の正当性に「結びつく」というのであろうか。征服王朝が被



征服王朝の記録を後生大事に保存してそれを自らの正当性を立証する為の史料とするであろうか。まして氏の言う心神天皇は大和朝廷の王ではなく九州の狗奴国王である筈であつて古事記の崩年干支に記録される謂れはないはずである。氏は、そして私見に基づく限り神武天皇より開化天皇に至る九天皇が実にすべて後世の作為より歴代に加えられた天皇であるので注記が崇神天皇において最初の崩年干支の注記としているのは、この天皇を以て人々が推測し得る限りでの最初の天皇であり、又、其の人皇第一代の天皇が戊寅歳に崩御になったという相当古い伝承が存在していたものと解される。この十五個の崩年干支が古帝紀類の一つに基づいて古くから古事記本文に記入されてきたもので書紀の干支よりも一層古説として価値ある資料であるから、それを基に書紀の記載を究明し以上のような結果を得るに至った」と結論づけている。

## 第二節 末松説と古事記崩年干支の作為

再び末松保和の『古事記崩年干支』より其の一節を要約して紹介する。「現在の通念では古事記の崩年干支は、分注になっているとされるが、それはあらゆる古写本がそうになっているのではない。例えば、前田本は室町時代末期を下らぬ写本であることは諸家の一致した見解である。この前田本においては、かの崩年干支は中巻においてはすべて分注となり、下巻にては一条を除いて他は皆大字となり本文として記されている。同じく室町時代の写本と認定される猪熊本における書き方も前田本と全く同じである。故にそれらによれば古事記崩年干支のあり方は、眞福寺本式と前田・猪熊本式と少なくとも二様あることを認めざるを得ない」として表を掲げるが、それを略す

れば次の如くである。

「中巻」崇神ノ応神は眞福寺本と前田・猪熊本ともすべて分注。

「下巻」眞福寺本

前田・猪熊本

仁徳 丁卯年八月十五日崩也。

丁卯年八月十五日崩也。

履中 壬申年正月三日崩。御陵在毛受也。

壬申年正月三日崩。御陵在毛受也。

反正 丁丑年七月崩。御陵在毛受野言也。

丁丑年七月崩。御陵在毛受野言也。

允恭 甲午年正月十五日崩。

甲午年正月十五日崩。

雄略 己巳年八月九日崩。

己巳年八月九日崩也。

継体以下（眞本）はすべて分注（前本）はすべて本文。（太字は本文）右を厳密に見ると、眞福寺本では崩年干支のみについては分注として統一されているが、履中・反正の両条では御陵記事を伴っているし、前田本では中巻の四条は、皆分注であり下巻の十一條のうち十條は、みな本文は太字であるが雄略の一條のみ分注となっている。眞福寺本が履中・反正の両条で御陵記事を伴っていることについて多くの人は単なる写し方の誤りと解するであろうが私は、たとえそれが右の二ヶ条に限られた事実であっても、やはり一応はそのままに認めて御陵記事を伴った崩年記事とする。

末松氏の右の着眼に注目したい。ここにその事実は先学諸氏もそれに言及していることを見たことはないが、『旧辞本紀』天皇本紀の綏靖天皇以降の天皇の記事は殆どが『書紀』と同文で、その間に物部氏の系図をちりばめたもので、年紀も書紀の紀年を引き写した構成になっているが其の中で、仁徳天皇条が「八十三年歲次丁卯秋八月十五日崩」として古事記の崩年月日を採用しているのである。更に次の履中天皇紀では、「八十七年

春正月大鷦鷯天皇崩」として再び書紀紀年に戻り履中天皇についても「六年春三月壬午朔丙申崩」として書紀紀年を取るが又、分注として「壬申年正月三日崩」の古事記崩年月日を併記しているのである。古事記の崩年月日が記されているのは、この二件のみであるが、これは何を意味するのだろうか。先に末松は履中・反正の崩年月日や御陵記事の二件のみが特別扱いされているとしたが、恐らく古事記の崩年月日のうち、これら仁徳・履中・反正の三帝の崩年月日が先ずあってそれをもとにこれ等一連の崩年月日が策定せられたのではあるまいか。それではその三帝以外の崩年干支はどうであろうか。私見によれば既に確実な史料が存したと思われる用明・崇峻・推古以外の他の九帝については、書紀の紀年が擬定されたものである様に古事記の崩年干支についてもある時期に作為擬定されたと考える。先ず基点である履中天皇（432）を遡り三十八年前の応神天皇（394）、更に七十六年前の崇神天皇（318）、降って五十七年後の継体天皇（527）又五十七年後の敏達天皇（584）に結ぶ。この古史の中でも名の知られた有力天皇を結ぶラインは悉く先述の古代暦法の四分暦の一章十九年の倍数になっているのである。それでは残りの七帝の年紀はどうなっているか。先ず仁徳天皇の崩年（427）を基準として、七十二年を遡るところに成務天皇の崩年（355）を置き、降って二十七年のところ、成務天皇の崩年（三五五）を置き更に八十一年を降って安閑天皇の崩年を置く。これらの数字はみな、九の倍数になっているのである。更に残りは反正天皇の崩年（437）から七十五年遡るところに仲哀天皇の崩年（362）降って百五十年のところ、用明天皇の崩年（587）がある。これ等は十五の倍数である。私はこの九・

一五の数は九星説によると見る。九星説は九宮ともいい、漢代に出来た奇門遁甲の一種

であって其の根拠は一から九までの数を 図の如く配列したもので、これは縦・横・斜めにそれぞれ数えてもその和が皆十五になるというもので漢代の学者はこの数の組み合わせに大きな神秘性があるとした。そしてこれに方位を配して 図とし更に易の八卦を配して 図としこの九の区画を九宮と名付け、九宮にはそれぞれ天神を配し一白・二黒・三碧・四緑・五黄・六白・七赤・八白・九紫と呼ぶ。そして最上の天神である太一が巡幸するものとした。九星説は今日でも占いや運勢判断に使われているが当時もこの種の数字遊びが、いろんな部面で行われていたことは想像に難くない。これによって配置に外れた天皇に崩御干支が記載されていないのは、この数字的遊戯に当て嵌らなかつたからに過ぎず水野氏ほかの者が言う如き架空の天皇の証拠ではないと思う。次に表を示す。

六	一	八
七	五	三
二	九	四
西北	北	東北
西	中	東
西南	南	東南
乾	坎	艮
兌	中	震
坤	離	巽



十年間は干支九運五百四十年が延長されており、その間の実数は九十年間である。次に垂仁、神功二百九十八年間は二百四十年間が延長されており実数は五十八年間であり、神功皇后の退位は己丑である。更に応神、雄略間二百年間は百二十年（干支二運）が延長されており実数は九十年である。

それでは個々の天皇の紀年はそれぞれ、どのように延長されているのであろうか。先ず『記』によると神武天皇の年令は百二十七歳であり、『紀』では百二十七歳になっている。此の十年の差は『記』が東征出發から即位までの期間を十六年余としているのに対し、『紀』は六年余としているのでその差が出ているためであろう。勿論『紀』が甲寅元始をとろうとして作爲を凝らしたためである。

ここでは先述の如く、古事記の宝算百三十七歳から、干支一運六十年を差し引いた七十歳が神武天皇の年令の原型でありこれは、東征出發時四十五歳と東征期間十六年及び神武の推定十六年間を合算した数字である。神武紀が延長されたという痕跡は一例を挙げると神武紀四年、三十一年の記事と、『旧事本紀』天皇本紀神武条との比較は次の如くである。

『日本書紀』四年春二月壬戌朔甲申。詔して曰く。我が皇祖之靈。天自り降臨。朕が躬を光し助けたまえり。今諸の虜已に平げて海内事無し。以て天つ神を郊祀りて、用て大孝を申べたまう可し。乃ち靈時を鳥見山中に立て。其地を號けて上小野榛原・下小野榛原と曰う。用て皇祖天神を祭りたまう。

州有<sup>一</sup>年夏四月乙朔。皇輿巡り幸す。因りて掖上の憐間丘に登りまして国状を廻らし望みて曰はく。研哉乎國を獲つること。（以下略）

四年春二月壬戌朔。天皇御正安殿曰。我皇祖之靈矣。（同文につき中略）

于時。皇輿巡幸。因登掖上憐間丘。而廻望国状曰。（以下略）

旧事本紀の神武条が日本書紀と共通の原典から移されたものであることは先に述べたがここでも書紀が卅一年としているものをわざわざ四年の条に移さなければならぬ必然性はないから、書紀のほうが卅一年へ移した作為の跡が濃いように思われる。この様に神武の治世を十六年間とすると、第二代の綏靖から第十代崇神天皇に至る九代は七十四年間となり平均すれば八年強である。このようなことが起こり得るためには、この系図が直系相統であるとする『記紀』の記述に疑問を挟まねばならない。先ず記紀の系図の構造から追求して行くと、第七代孝靈天皇までの系図はそれぞれ次のようになっている。

古事記の説話は、「三嶋溝咋みしまみぞくいの女むすめ、名は勢夜陀多良比賣せやたたらひめ、其の容姿麗美かあかたぢうるわしくありき。故、

美和之大物主神みののおおもものぬしのかみ、見感みめでて、其の美人おとめのに為れる時に、丹塗にぬり矢やに化なりて、其の大か便わに為

れる溝より流れ下りて、其の美人おとめ之の富登ほとを突きき。爾に、其の美人驚おどきて立ち走り伊須

須伎。乃ち其矢を、将もち来て床の辺に置けば、忽ち麗おとこしき丈夫おとこに成りて、其の美人を娶

りて生める子、名を富登ほと多たら良らい伊須いす須す伎き比売ひめ命こと。亦の名、比売ひめ多たら良らい伊須いす須す伎き余理より比売ひめ

と謂いふ。（これは富登ほとといふのは、女性の陰部の事を云うのでそれを憚はて、後に名を

改めたのであろう）としている。勢夜陀多良せやたたらは「矢を立てられた」と云う意味でその結

果、イススキ（ぶるぶるぶるえた）といふので生まれた姫が、ホトタタライスキヒメ

といふのである。古事記は古い言い伝えをそのまま記したものであるが、あまりにも

即物的なので、日本書紀の編者はこれを玉櫛媛やヒメタタライスキヒメと云うような美

称に代えて権威付けを図ったものであろう。このような日本書紀編者の意図はその後も表れており、第二代綏靖の后をやはり事代主神の五十鈴依媛、第三代安寧の皇后は事代主神の曾孫淳名底仲媛命、第四代の懿徳の后は姪の天豊津媛命として神系、皇系をとっている。

『日本書紀』

事代主神 ○ 鴨君 淳名底仲媛命又は淳名襲媛

(少女) 五十鈴依媛

三嶋溝櫛耳命 玉櫛媛 (大女) 媛蹈鞞五十鈴媛 安寧

綏靖

神武 — —

息石耳命 天豊津媛命

孝昭 天足彦国押彦命 押媛

懿徳

(尾張連祖瀛津世襲妹) 世襲足媛 孝安 孝靈

押媛(姪)

細媛命(磯城県主大目女)

これに対して古事記は第二代綏靖の后を師木県主祖河俣毘売とし、第三代安寧の后を河俣毘売の兄波延の女阿久斗比売、第四代の懿徳の皇后賦登麻和訶比売亦の飯日比賣命とし、これだけでは係累は判らないが日本書紀の一書では磯城県太真稚彦が女、飯日媛としているので同人と認められ、やはり磯城一族であることが判明する。このように初期の天皇紀の系図は、それぞれ土着の勢力者である磯城一族と結んでその勢力を維持していたことが判る。この事実は大和政権の初期の遺跡であるとされる纏向遺跡の古墳なども広義の磯城地方にあることから重要な史的事実としてもつと直視される必要があるのではあるまいか。



『古事記』

美和の大物主神

富登多多良伊須須岐比売命亦名比売多多良伊須氣余理比売

三嶋溝咋 勢夜陀多良比売

綏靖

神武

(師木県主祖) 河俣毘売

安寧

懿徳

阿久斗比売

孝昭

(河俣毘売兄波延女) 賦登麻和訶比売命

亦名飯日比売命

余曾多本毘売命

(尾張連奥津余曾妹)

天押帯日子命・忍鹿比売命

孝壹

孝安

(后) 細比売命(十市県主祖大目女)

(妃) 蠅伊呂泥(意富夜麻登玖邇阿礼毘売)

蠅伊呂杼(右の妹)・春日千千速真若比売

日本書紀の編者は正史としては、上代の皇后を神系皇系として修飾したがその一方で、史家としての本文を保って一書という形で、更に強い磯城一族との結び付きの伝承を残している。『紀』の一書には后妃として磯城一族の外、十市県主の一族、春日県主の一族などの名が挙げられているが、これ等は皆、血縁関係にあるという説もある。其の關係図を次に示す。これから読み取れるのは后妃の続き柄からして第三代安寧から第六代孝安までの四代が同世代とみられることであって、先の上古の一世を三〇年余とみて一代平均八年強が証されれると思つ。

『記紀』に現れる磯城一族（）内古事記

弟磯城

- 綏靖后 川派媛 安寧（磯城津彦玉手看）（磯城津日子玉出見）
- （河俣毘売）
- 県主葉江（波延）— 后川津媛（阿久斗比売） 磯城津彦命 ○ 孝靈妃
- 后的兄 — 孝昭后 淳名城津媛 蠅伊呂泥
- 猪手・葉江の弟 — 懿德后 泉媛
- 磯城県主太真稚彦 后 飯日媛（賦登麻和訶比売命）
- 磯城県主（十市県主）大目 孝靈后 細媛命（細比売命）

次の孝元を境として『記紀』の婚姻関係は様変わりをさせる。『記紀』ともに穂積臣の

齯色雄命（内色許男命。以下カッコ内は『記』の妹、齯色謎命（内色許売命）を后と

して磯城一族の影が消える。そして皇后のほか妃として伊香色謎命（伊迦賀色許売命）、

河内青玉繫の女、埴安媛（波邇夜須毘売）が挙げられる。開化に至り伊香色謎命（伊

迦賀色許売）を立てて皇后とし、妃として丹波竹野媛（丹波之大県主由暮理女竹野比売）

又、和珥臣祖姥津命（日子国意祁都命）の妹姥津媛（意祁都比売命）を妃とし、皇室の

婚姻関係は丹波にまで拡がり、次の崇神天皇の紀伊国の荒河戸畔（木国造荒河刀辨）

遠津年魚眼眼妙媛（遠津年魚目目微比売）又尾張大海媛（尾張連祖意富阿麻比売）との

婚姻は崇神の世代に、その勢力を全国に及ぼそうとした基礎に成ったと言えよう。

さて孝元天皇の妃伊香色謎命（伊迦賀色許謎命）は、『紀』では物部氏祖大綜麻杵の女

とあるが、『記』では皇后内色許売命の姪になっている。出所不明の女性である。この女

性は後に開化天皇の皇后となり崇神天皇を産んだとし、『記紀』ともわざわざ、これは庶

母なりと注記している。而して『開化記』では開化が庶母伊迦賀色許謎命を娶して崇神

と御眞津比売命を生んだとあり、次いで『崇神記』には、崇神が大毘古命の女御眞津比

売命を娶して垂仁天皇を生んだとある。然し『崇神紀』では、崇神は御間城姫を皇后としたとある。御間城姫は『垂仁前紀』によれば大彦命の女とあるが『孝元記』には、大毘古命の子に御間城姫の名は無い。御真津比売が大毘古命の女であれば、崇神とは従兄妹関係になるが、先の『開化記』では同母兄弟になっている。そうだとすれば崇神は同母妹を后としたことになる。同母妹と関係することは、後の木梨輕皇子の例にもある如く古代に於いても重大な禁を犯していることになる。このことは先の庶母を皇后とした開化の例と共に古代の道德としても何かおかしいのではなからうか。この辺に孝元、開化、崇神の系図が強いて直系を擬せんとして作為された可能性を見ることが出来るのではあるまいか。

『紀』

孝元

大彦命 后御間城姫『垂仁前期』

后鬱色謎命

開化

垂仁

崇神（御間城入彦五十瓊殖）

（后）伊香色謎命（庶母）

（孝元妃）伊香色謎命（物部氏祖大綜杵女）

『記』

孝元

大毘古命 御真津比売命『崇神記』

（后）内色許売命

開化

垂仁

崇神

（后）伊迦賀色許謎命 一御真津比売命『開化記』

今此の三人を横に並べて兄弟関係であったとすると図のようになり、

孝元

（妃）伊迦賀色許謎命

（后）同人

御真津比売

開化

垂仁

崇神

こうすれば孝元の弟の開化が兄の孝元の前妃を娶るようなことは今日でもよくあることだし、叔父・姪の結婚は今日でこそ許されていないが古代では普通のことである。さすれば、皇系は、直系を擬せんとして伊迦賀色許謎命や御眞津比売命を道徳的に許されざる立場にしてしまい、しかして前者は強弁をもって、後者は大毘古命の女という擬制をとることによって糊塗しようとしたと解する事が出来、もしこの様な解釈によればこの三代は同一世代で、此の間は一世約三十年間である。而してこの区間を欠史八代などと呼び何ら歴史がないなどとする既成概念は既存の学者の不勉強の結果に過ぎないと私は考える。先年世界的話題になったアレックス・ヘイリーのルーツを見ても人々の最も關心のあるところは、自分自身の祖先の系図であり、日本に於いても古代の歴史に関して参考とされるのは、『旧事本紀』にしても『上宮記』にしても『新選姓氏録』にしても主とするのは皆一族の系図なのであって、その間に挟まれた伝承はそれを補足する物語が添えられているのであろう。垂仁の即位時四十歳、これはあり得ることだが五年に後の狭穂姫さほひめが薨じてから十年も経って丹波の五妃を后妃としたとあるがこれではあまりに長すぎる。恐らく一、二年の間であらう。又、綺戸辺かにはたへを妃と両道入姫ふたじこひめを生んだとあるが、男性が最終的に子を生ます年令は七十歳も絶無とは言えまいが、統計的に見て五十歳位で終りと見るのが妥当であらう。『紀』はここでも一、三十年の年代の延長を圖っている。景行天皇の後、播磨稲日太郎姫は『記』では針間伊那毘能大郎女とし、若建吉備津日子の女とする。若建吉備津日子命は第七代孝靈天皇が、蠅伊呂杼を娶して生んだ子であるから『記』の系図によれば

孝靈 孝元 開化 崇神 垂仁 景行

若建吉備津日子 播磨稻日大郎女

世代から三代も遡ることになるが、私見ではこの間の系図は、

孝靈 一 孝元

— 開化 垂仁

一 崇神 景行

— 若建吉備津日子 播磨稻日大郎女

となり同世代となる。播磨稻日大郎女が、日本武尊を生んだのは恐らく景行の即位前

のことであろう。景行十二年から十九年にわたる九州征討は『記』には見えないが、と

もかくこの時代に大和朝廷の全国制覇が大きく前進したと見て間違いなく、その時代は

垂仁時代と見て間違いなくその治世は垂仁時代と併せて相当長期間であつたろう。それ

と共にその晩年には朝鮮半島への出兵の企てが始まっていたと見られる。それが近江の

国の高穴穗宮への遷都であり、これは次の成務天皇に引き継がれ仲哀天皇の角鹿筭飯宮

行宮への行幸に繋がると思う。その目的は恐らく辰韓に多く産出する鉄の獲得であつた

ろう。敦賀が古代朝鮮半島との接触の入り口となつたことは後世漂着する海人を取り締

まる海直や、使節を接待する松原客館や、聖武天皇のころには渤海使節の来日の窓口にな

つたりしていることで推察できる。成務は『紀』には五年までしか記事がなく『記』

も同様短文であり其の治世は仲哀時代を含めて十年位か。

## 第二節神功皇后伝説を中心として

前節で述べたように次の仲哀天皇はその二年二月六日に角鹿つぬが（福井県敦賀）に行幸され

其処に行宮かりみやを建てておられた。これ筭飯宮けひのみやという。おそらく当時角鹿が朝鮮半島への窓

口になっていたと思われる。ただ角鹿など日本海沿岸は海流の関係で朝鮮半島の方から来るのには都合が良いが日本から朝鮮半島へ出て行くためには矢張り対馬海峡を通らざるを得ない。そこで朝鮮半島進出にあまり乗り気でない仲哀天皇を熊襲が叛いたという名目で穴門豊浦宮に連れ出したのではあるまいか。実際仲哀天皇は筭飯宮を立てた翌三月には早くも気の合った少数のお供を連れて紀伊国に行幸されて、徳勒津宮とくしつみやにおられた。

又淡路に屯倉みやけを作られたのも仲哀天皇の眼が南の方を向いていたのを示している。天皇が新羅征討に乗り気でないので新羅征討派は、そこで恐ろしい陰謀をめぐらしたのである。その首魁は恐らく武内宿禰であろう。もともと仲哀天皇のお后には既に大江王の女大津比売命があり、香坂王、忍熊王の二人の御子があった。そこへ息長帯比売命おながたらしめのみことを持つて来て『記』によれば大后とする。ところで息長帯比売（神功皇后）の系図は

開化天皇 日子坐王 山代大筒木真若王 迦邇米雷王 息長宿禰王 息長帯比売命

と六世の子孫である。これに対して大津比売命の方は

景行天皇 大江王 大津比売命

と景行天皇の孫である。どちらが正系かは自ずから明らかである。神功皇后紀によると、皇后は「幼くして聡明く叡智しくいす。容貌壯麗」とある。きっと其の通りであったろうが、上のような条件で既に二人の御子まであった妃を押しつけて立後の無理を押し通すには、それ以上の理由があったと見なければならぬ。私見では、それは皇后の母方の先祖が天日矛という朝鮮系の王族であったことと関係が有るのではなからうか。

『記紀』は天皇が神の命に従わなかつたので崩じられたようにいうが、私は仲哀天皇は、後の崇峻天皇が蘇我馬子に殺されたように新羅に対する主戦派の武内宿禰の陰謀に

よって殺されたのではないかという疑念をもつ。神功皇后の立場は崇峻天皇における豊御食炊屋姫の如きものではなかったらうか。

『記紀』の内で最も晦渋な箇所がここであるのを見ると、どのようにしてこの事実を隠蔽しようかと図っているのが見えるような気がする。『記紀』は神功皇后を超人のように仕立てており、また香坂王を虎やライオンならいざ知らず猪が食い殺したなどは全く世間的な常識があるのだろうか。

さて神功紀のうち、ほぼ史実を反映しているのではないかと思われるのは、撰政四十六年(246)から五十二年(252)までの七年間の記事であらう。それを摘記すると、

四十六年(246) 斯摩宿禰を卓淳國に遣す。…爰に斯摩宿禰、即ち倭人爾波移

と卓淳人過古と二人を以て百済國に遣して其の王を慰勞はしむ。時に百済の肖古

王深く歡喜びて厚遇したまふ。

四十七年(247) 百済王朝貢。時に新羅の國の調使共に詣る。

四十九年(249) 南朝鮮七國を平定す。其の王肖古及び王子貴須、亦た

來会けり。

五十年(250) 千熊長彦、久低等百済自り至る。

五十一年(251) 百済王亦久低を遣して朝貢す。使いを百済に遣わす。

五十二年(252) 七支刀一口、七子鏡一面及び種々の重宝を獻す。依りて啓し

て曰く。臣の國以西水有り。源、谷那鉄山自り出づ。以て永く聖朝に奉る。是自り

後、涕涕毎年相續して朝貢す。

ここで、 について見ると百済、新羅の使いが来たことにより、

是に皇太后・皇太子訥田別尊、大きに歡喜よろこびて曰わく。「先の王の所望したまひし国人今来朝もちげり。痛ましきかな、天皇に速はやさざることを」とのたまふ。群臣、皆流涕なみだびずということ莫なし。」

この記事を基準に取ると、先帝（仲哀）が朝鮮半島との交渉を望み、その志半ばに崩じられたこと。神功摂政四十七年も経った場面では無く、二・三年後に設定して良いと思われ、従って神功の紀年はここで四十五年をカットされる。太子訥田別尊ほむたわけはこの時少なくとも事を理解し得る十歳前後であったと思われる。亦の四十六年の記事は、皇后が先帝の意志を継ぎ、崩御後翌年か少なくとも諸事整理のついた翌々年には半島との接触を試みられたことを示している。

五十五年から崩御の六十九年までの記事はすべて百濟紀と魏志をなぞったものに過ぎず、この十五年間と前記の四十五年間を併せて六十年間を神功摂政六十九年間から差し引き九年間とする。

因みに書記神功六十二年（262）干支二運を繰り下げて三百八十二年、襲津彦を遣わせて新羅を撃つ」という記事があるが、『三国史記』新羅本記では奈忽尼師今九年（364）倭兵侵入の記事以来三十八年（393）まで全く戦史に出て来ないのであつてこの間の『三国史記』における戦記はすべて百濟と高句麗によるもので百濟が我が国に同盟を求めて来た理由は判るが、神功皇后がこの時期に新羅を攻めたというのは疑わしい。

従つて新羅と我が国の戦闘は好太王碑に「倭、来渡し百残、新羅を破り以て臣民となす」という好太王登祚の三百九十一年の記事が紀年的に誤り伝えられたもの



と思われる。此の点殆どの学者が古事記の仲哀崩年三百六十二年に因んで神功皇后の侵攻を三百六十四年の新羅本記の記述に併せようとしているが私は其の説をとらない。

大体、神功皇后紀はいろんな記録を寄せ集めたものであって、例えば神功皇后撰政前紀（西暦200）及び同五年紀（205）の微叱みしごち己知波珍干岐はとりかんぎを質にとったという記事は『三国史記』新羅本記における奈忽王の王子末斯欣みしきんを倭国の人質とした（402～418）という記事と同類のものでその間には200年もの時間的な差があり（注、三国遺事、美海又は末叱喜那密王（）390～420）、三国史記が十二世紀の成立であることからして原典も判らない。

末松保和は、神功、応神時代の書紀紀年が百濟諸王の紀年と干支二週（120年）の相違でこの時代と一致すると断ずる説を批判してこれは単に書紀への百濟史への転引に過ぎず、何ら神功、応神朝全体との合致にはならぬとした。従って、この時代について『百濟記』を原拠とする『三国史記』百濟本記の記事は中国の史書をも参照しており独自の記録と中国史書との合成とみるべきであろう。

注一〇坂本義種氏によると、中国史籍と百濟本記とに共通する記事をひろつと、晋三／八、

宋4／19、南齊0／11、梁9／11、陳4／5、北魏4／5、北齊3／4、周2／2、隋17／18、唐39／46である。

これからすると一般的に史書としての信頼性の高いのは中国史書の方であると見られるから『三国史記』百濟本記によって正確な年代を掴むことが出来るのは梁以後であって、

晋や宋、南齊時代に相当する記事は注意して取り扱つ必要がある。

『三國史記』百濟本記及び高句麗本記によれば近肖古王は西曆三百四十六年から三百七十五年の在位となっているが同王二十四年（369）秋九月、太子（近仇首王）を派遣して高句麗王斯由（故國原王）を破つたとあるのが史上に現れる最初である。これは『書紀』の神功皇后四十九年条（249）に比されるが、こちらは敵が新羅になつてゐる。

近肖古王は『三國史記』に依れば三十年（375）に薨去し、その子近仇首王（在位375〜384）が次の王となつたとある。然し詳細は省略するが中国書を基準とすれば、どつちやら『三國史記』百濟記の毘有王までの紀年には何か異常があるようである。

私の考えでは年紀に十年のずれがあるのではなからうか。

以上によつて私は仲哀天皇の崩御を、崇神天皇崩御の西曆三百三十一年から五十年後の三百八十年に設定し神功皇后の摂政期間を三百八十一年から三百八十九年までの九年間とする。高句麗の廣開土王の治世は応神天皇の治世とほぼ重なる。ということは神功皇后の新羅征伐といわれるものは、神功皇后は、戦争の準備には関与したかも知れないが直接戦闘には関つていず、実際にはこれは廣開土王碑にある三百九十一年からの戦役が誤り伝えられたもので当時は既に応神天皇の御世になっていた。

三百八十年代においては百濟と高句麗の戦闘は『三國史記』によれば概ね百濟側に分があつたが三百九十年代に廣開土王が登祚して以来、高句麗の百濟への圧迫が大きくなり百濟はより親密な関係を求めて、倭へ太子を人質に出してまで親交を求めることになる。そして百濟人ほかの有能な治世が戦役を避けて我が国へ移住することが多くな

った。『紀』によると

応神十四年春二月（283）、百済王衣縫工女を貢る。是歳、三月君百済自ら来帰。

応神十五年秋八月（284）、百済王阿直伎を遣わし良馬二匹を貢る。因りて阿直伎を以て掌り飼わ令む。

応神十六年（285）春二月、王仁来帰。即ち太子菟道稚郎子の師とす。

これを『記』によるとこの御世に

亦、新羅人參渡り来けり。是を以て、建内宿禰命引率いて、堤・池に役ちて百済の池を作りき。亦、百済の国王照古王、牝馬壹匹、牝馬壹匹を阿知吉師に付けて貢上れり。

亦、横刀及び大鏡とを貢上れり。名は和邇吉師、即ち論語十卷、千字文一卷、并背手十一卷を是の人に付けて貢進りき。亦、手人韓鍛名は卓素、亦呉服西素の二人を貢上れり。又、秦造之祖、漢直の祖及び酒を醸む人、名は仁番、亦の名須須許理ら參渡り来けり。

二百八十五年は干支二運を切り下げると四百五年であるから『三国史記』の紀年によると近肖古王は三百七十五年に、その子近仇首王は三百八十五年に薨去したことになるので、このままではいずれもその年代に当て嵌らない。然し応神天皇の御世であることだけは間違いなく、百済史の王系について更に検討する必要がある。

四百年代の始めころ、倭の攻勢に耐え兼ねた新羅は高句麗に救援を求めたが、それもあまり頼みならず、新羅は倭に王弟末斯欣を人質に出して和を乞う事になる。というのは、高句麗は北方の燕との戦争が大きい負担となっていたからであろう。そして倭と百済の接触は増え、倭は新羅への強硬姿勢をとる。

廣開土王が薨ずると平和の時代がやってくる。諸国は競って中国王朝との通交を求め外交の時代となる。これが晋や宋など南朝との交流となって中国正史に載せられた倭の五王の時代が始まるのである。私の推定紀年によれば、応神天皇の治世は西紀三百九十年から四百十年までの二十一年間、仁徳天皇の治世は四百十一年からまでの十七年間である。従って中国正史に見える倭王賛は、仁徳天皇であり、応神紀二十二年以後の記事に仁徳朝との重複が多いのは、応神紀の記事に原仁徳紀の記事を取り入れたからであろう。これにより阿知使主らが我が国へ来帰したのは応神朝であるが、南朝呉に派遣したのは仁徳朝であり、応神紀三十七年（426）の記事は、宋書文帝紀の元嘉二年（425）の讚の遣使上表を示すものであり、四十一年の記事は宋書文帝紀の元嘉七年（430）の倭王遣使貢獻の記事を示すものであろうか。さすれば後者の記事は履中天皇の御世の事になる。阿知使主が履中時代に重視されたことは『記』にも示めされている。

百濟の直支王の薨去は前述の推定によれば四百二十九年か四百三十年の初めであって四百二十八年、妹の新齊都姫を入内させたのは、これで紀年的にはつじつまが合うが、時代は既に履中天皇の御世になっていた。菟道稚郎子うじのきいらつこは、書紀では和珥臣祖日触使主女宅媛の子で八田皇女、雌鳥皇女と同母兄弟である。応神十六年（405）に王仁を師として典籍を習い四十年に皇太子となり、応神崩後自殺したとあり『記』も同様の記事を載せている。然るに仁徳天皇は、その三十年に妹である八田皇女を妃とし、三十八年に皇后としている。又、四十年には雌鳥皇女を妃にせんとして果たさなかった。

四百五年当時、菟道稚郎子うじのきいらつこは既に十歳にはなっていたであろうから王女等はそれぞれ七、八才と五才位であろう。当時の女性の結婚適齢期を十七、八才と見れば、その間

十年で仁徳三十年は西暦四百十五年になる。『紀』の年代によればこの年は、三百四十二年であるからここで七十三年間紀年は引き伸ばされていることがわかる。

これに応神前代と仁徳後代を併せて九十年間、神功から応神までの延長は約百五十年間、実数は四十七年間で、これに允恭時代を主として約三十年間の延長があり、神功～雄略間の実年数は九十九年間である。

#### 「雄略紀年」

辛亥年鉄剣 埼玉県行田市さきたま古墳群の稲荷山古墳より出土した鉄剣。その保存処置がなされる中千九百七十八年九月、鉄剣の一つに百十五字の金象嵌の銘文のあることが判明した。「辛亥年七月中記」から始まるこの銘文は辛亥(471)年七月に記されたもので文中の「わかたけるだいおう獲加多支箇大王」は雄略天皇とみなされている。

武寧王(461)～523(は百済の第二十五代王、諱は斯麻いみな、四百六十一年に筑紫の各羅島(現佐賀県加唐島か)に生まれる(日本書紀雄略五年)。千九百七十一年韓国忠清南道公州市錦城洞の陵墓から出土した買地券の銘文の内容から、この古墳が癸卯(523)に六十二才で没し、乙巳(525)に埋葬された百済の斯麻王(諱)即ち武寧王(諡)とその後追葬された王妃の合葬墓であることがわかった。銘文中の梁から受けた寧東大將軍は梁書の記述と符合し、一方木棺材が日本列島産の高野槨であることや『日本書紀』雄略天皇五年(461)と武烈天皇四年(502)の条にそれぞれ嶋君、武寧王、斯麻王と記載されている。これから雄略二十三年(479)は、略、間違いないところであろう。

注一〇坂本義種『百済史の研究』(1978年塙書房)

雄略	安康	允恭	反正	履中	仁德	心徳	神功	仲哀	成務	景行	垂仁	崇神	開化	孝元	孝靈	孝安	孝昭	懿徳	安寧	綏靖	神武	天皇
丁酉 4 5 7	甲午 4 5 4	壬子 4 1 2	丙午 4 0 6	庚子 4 0 0	癸酉 3 1 3	庚寅 2 7 0	辛巳 2 0 1	壬申 1 9 2	辛未 1 3 1	辛未 7 1	壬辰 2 8	甲申 9 6	甲申 1 5 6	丁亥 2 1 3	辛未 2 8 9	己丑 3 9 1	丙寅 4 7 4	辛卯 5 0 9	癸丑 5 4 7	庚辰 5 8 0	辛酉 6 5 9	『紀』即位
2 3	3	4 2	5 6	8 7	4 1	6 9	9	6 0	6 0	9 9	6 8	6 0	5 7	7 6	1 0 2	8 3	3 4	3 8	3 3	7 6	年	治世
4 7 9	4 5 6	4 5 3	4 1 0	4 0 5	3 9 9	3 1 0	2 6 9	2 0 0	1 9 0	1 3 0	7 0	2 9	9 7	1 5 7	2 1 4	2 9 0	3 9 2	4 7 6	5 1 0	5 4 8	5 8 5	崩御
丁酉 4 5 7	乙未 4 5 5	戊寅 4 3 8	癸酉 4 3 3	戊辰 4 2 8	辛亥 4 1 1	庚寅 3 9 0	摂政期間 381~389年		庚戌 4 1 0	崩380年		崩331年		90年		己未239年				修正紀年		備考
丁酉457~己未479年まで		乙未455~丙申456		戊寅438~甲午454		癸酉433~丁丑437		戊辰428~壬申432		辛亥411~丁卯427年		庚寅390~庚戌410		381~389年		58年		90年		己未239年		

## 第二部卑弥呼は邪馬台国女王に非ず

【序文】第一部でも述べたが、最近の古代史学会は、日本の古典である『記紀』を無視し、もっぱら、中国の史書である『魏志倭人伝』と考古学の一部の成果を取り上げて、自説を組み立てているが、日本人として、まことに遺憾なことである。また、大新聞などのメディアも善墓をとりあげるのに、先ず卑弥呼の墓の説もあると表現する。

亦、森弘達氏の研究には、敬意を表するが、その題名に『日本書紀』の述作者は誰かであるが、この述作者を中国人に当てているのは、全く見当違いであると思う。『広辞苑』によると述作とは「先人の教えや説を述べること、また自分の新しい説を作ること」とあり、中国人が我が国の歴史伝承をすべて述作することはありえず、その中にある日本書紀の最終的な表記に中国人が、からんだということであれば納得できる。次に考古学会であるが、私の見る範囲では、考古学者で十分な文献資料を研究しているという人はごく限られており、其の殆どが文献史学者に倣って、日本の古代史にタブーを持ち、例えば「神武天皇」やその後の古代天皇は伝説に過ぎないとしてそれに触れたがらないのである。何故かと云うと、それを書く学会から受け入れられないからである。そして例えば、崇神天皇と神武天皇が同一人物だとか、いや応神天皇の足跡が神武伝説に反映しているとか、勝手な論議を一流と言われる学者が述べて、それに同調する人も多いのである。反対に『魏史倭人伝』は、同時代のものであるという理由で粗雑極まりない文

章をああでもない、こつでもない」と議論している。以上のような理由で、私は、通説にとらわれず、『記紀』の文章を忖度し、正しい日本古代史をここに取り上げる。

## 第一章 弥生時代・庄内式併行期の鏡

我が国の文書の中で最初に鏡が出て来るのは、

伊弉諾命いざなぎのみこと、吾あめ、御のたま、寓あそすべき珍うずの子を生まむと欲おもふ」と曰のたまひて、乃すなはち左の手を以もつて白銅鏡はくどうきやうを持もつたまふときに、則すなはち化なり出でづる神かみ有あす。是こゝろを大日靈尊おおひるめのみことと謂まうす。右みぎの手に白銅鏡はくどうきやうを持もつたまふときに、則すなはち化なり出でづる神かみ有あす。是こゝろを月弓尊つきゆみのみことと謂まうすとあるのが最初である。

次に『紀』本文に天照大神が、天の岩戸にお隠れになったとき、……中枝には八咫鏡やたのかがみをかけ一云真経津鏡まふつのかがみとある。

『記』では高御産巢日神の子、思金神に考えさせて、

天安河の河上の天あめ堅石かたしほを取り天金山あまがねの鉄てつを取りて、鍛かぬち人天津麻羅あまつまらを求め伊弉許理度売命いしこりどめのみことに科おあせて鏡を作らしむ。

『記』又、天孫降臨に際して、是に副え賜いおきし八尺勾玉やさかにのまがたま、鏡及び草那芸劍くさなげのつもの、また常世思金神、手力男神、天石門別神を副え賜いて「これの鏡は専ら我が御魂として、わが前を拜いき奉たれ……」と詔りたまいき。

『紀』卷二一書(1) 故、天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉やたのかがみ及び八咫鏡やたのかがみ、草薙劍三種の宝物を賜たまふ。鏡造部かがみづくしのの上祖石凝姥命等凡て五部の神を以て侍らしむ。因りて皇孫に勅して曰く、「葦原千五百秋の瑞穂の国は、是、吾うが子孫この王たるべき地くちなり。爾皇孫いましめのみま就ゆきて治しらせ、行なふ。寶あま祚あまの隆たかえまさむこと、当あたに窮きり無なけむ。」



『紀』卷2一書(2) 是時天照大神、手に宝鏡を持ち天忍穗耳尊に授けて祝きて曰く。  
 我が見此の宝鏡を視ること、當に吾を視る猶くすべし。與に床を同じくし殿を共にし  
 て、以て齋鏡と為せ。

\*

\*

中国では早く春秋戦国時代から鏡は化粧道具として一般的に使われていたようであるが  
 我が国に於ける最も古い鏡の出土は弥生初期(前三世紀)前(一世紀)ころ、出土した多  
 鈕細文鏡であつて、この鏡は凹面鏡で朝鮮半島に主に出土しているが短時間で終わった  
 ようである。

土地	時期	径	共伴等
山口県下関市梶栗浜遺跡	弥生	八・八センチ	細型同剣2・壺
福岡市西区吉武高木遺跡	弥生	一一・一	組合式木棺細型銅剣・銅戈・ 甕棺墓、碧玉・管玉・勾玉
佐賀県佐賀市本村籠遺跡	弥生	一〇・六センチ	十一号甕棺 細型銅剣
同唐津市宇木汲田遺跡	弥生	一〇・六センチ	銅鐸出土地、共出は他に例が無い
奈良県御所市名柄遺跡	弥生	一五・六センチ	翡翠勾玉・碧玉・管玉・土器
長野県佐久市野沢集落跡	弥生	(破片)	我が国発見の七面の内最も大型で
大阪府柏原市大塚切山	弥生	二一・七センチ	年代的にも古い特徴を持つ

弥生中期(前一世紀)一世紀)頃の山口県下関市地藏堂遺跡を東限とする北部九州の  
 遺跡の墳墓には中国の前漢鏡が多く副葬されていた。先ず福岡県前原市の三雲遺跡群南  
 小路地区1号墳甕棺墓から三十四面の、亦た南小路地区2号墳甕棺墓から二十二面の中  
 国製青銅鏡が発見されている。同じく福岡県塩が春日市岡本五丁目を中心とする須玖・  
 岡本遺跡は奴国の中心と見られている遺跡で、熊野神社の巨石の下の甕棺墓から前漢鏡  
 二十二面、その近くに四面、更に同県飯塚市の立岩遺跡群の甕棺無事を十数基内から前  
 漢鏡十が出土。それぞれ中細銅剣、細形銅矛、中細銅矛、中細銅戈などの青銅製祭器、

ガラス勾玉、管玉などの装身具などを大量に副葬し、それぞれの地域の首長クラスが埋葬された遺跡であることが推定されている。

副葬された前漢鏡にはそれぞれ銘文を有するものがあるが、その中の代表的な例を取り上げる。

『日月銘鏡』

『日月有喜月有富、樂母事、常得意、美人會竿瑟侍 賈市程 萬物平 老復丁 醉不知(乎)醒旦星』

〔読み下し〕日に喜び有り月に富あり。事母<sup>な</sup>きを楽しみ、常に意を得、美人會<sup>つ</sup>して竿<sup>つ</sup>瑟侍す。賈<sup>こ</sup>市<sup>し</sup>程にして萬物平らかなり。老いては丁に復し酔<sup>よ</sup>うて知らず。醒めては旦の星を見る。

〔意味〕日々喜びがあり月毎に富が生まれてくる。常に得意無事を楽しみ美女が集って笛や琴の音が聞こえている。商売は程々に繁盛しすべてが平和である。老人は壮年に戻り、死者は生き返る。酔<sup>よ</sup>うて日常の憂さを忘れ、醒めると其処には夜明けの星がある。

福岡県飯塚市立岩遺跡群10号甕棺内行花文銘帯鏡二面

春日市須玖岡本遺跡B地点甕棺内方格規矩鏡(はよく似た文章)

泉屋博古館蔵唐草文方格規矩渦文鏡

『精(清)白銘鏡』(次に示す鏡は文字・文章に少しずつ違いはあるが、おおよその意味をとってまとめれば次のようである)

〔外銘帯〕『潔精白而事君志怨伝驩弁明伋玄錫之流澤恐疎遠而日忘懷靡美之窮豈外承驩』

之可兌僂窈佻之靈境願兮永思而母絶（清光哉宜佳人）』

〔内銘帯〕『内清質以照明光輝象夫日月心忽揚而願忠然壅塞而不泄』

〔読み下し〕〔外銘帯〕潔精白にして君に事えしも志、驩（歡）に怨伝（宛転）して明を弁う。伋（急に）玄錫して流澤す。疎遠にして日に忘るを恐る。糜美之人窮皚を懐くも外承驩を説く可し。窈佻之靈境を僂びて永く思いて絶ゆること母きを願う（清光なるかな佳人に宜し）。

〔内銘帯〕内清質にして以て照明なり。光輝は夫の日月に象たり。心忽揚して忠を願う。

然れども壅塞して泄らず。

〔意味〕〔外銘帯〕清く潔白で貴方にお仕えして来ましたが、心が歓楽の方に向いて明を掩て来ました。急いで心を磨き上げて後代に貴方の恩恵をお伝え致します。交わりが疎遠になって、日々忘れて行くことを恐れます。眉毛の美しい貴方が苦笑をされても、外には永く人々に恩恵をもたらして喜ばれていることを説きます。奥深いあの世を僂んで長く思いを絶やすことのないよう願うばかりです。（気高い姿の主君に捧げるふさわしい言葉でございます）。

〔内銘帯〕内は清らかで徳は明らかである。光の輝きはあの日月に象ている。心はにわかにかに高揚して忠を願う。然しながらおしこめられて世にいれられることがない。

福岡県飯塚市立岩遺跡10号甕棺 同35号甕棺 同28号甕棺、重圈精白鏡三面内

行花文鏡二面同〔内銘帯〕 前原市三雲遺跡南小路地区1号甕棺内行花文銘帯鏡（外銘

帯のみ）、同重圈銘帯鏡三面（他に内行花文銘帯鏡の破片及び欠損鏡十四面、鏡式不明破片一六）

春日市須玖岡本遺跡D地点内行花文鏡清白銘破片、内行花文照明鏡二面分、重圈鏡清

白銘五面、佐賀県吉野ケ里町二塚山遺跡15号甕棺内行花文銘帯鏡 三養基郡北茂安六の幡29号甕棺墓銘帯内銘帯内

『姚皎光而耀美 挟佳都而承間 懷驩察而惟予 愛存神而不遷 得乎竝執而不衰 清昭折而〔付君〕』

〔読み下し〕姚皎光而耀美なり。佳都を挟ちて間を承く。驩（歡）を察（深）く懷きて予を惟つ。存の神を愛でて遷らず。竝んで執ることを得て衰えず。清らかに照りががやいて 暫に君に付く。

飯塚市立岩遺跡群10号甕棺 重圈銘帯鏡（外銘帯）（内銘帯略）

『見日之光天下大明』（日の光見わるれば天下大いに明らかなり）。（弥生 期）

前原市三雲遺跡南小路地区2号甕棺墓内行花文銘帯鏡七・日光銘鏡二

飯塚市立岩遺跡34号甕棺内行花文銘帯鏡

春日市須玖岡本遺跡D地点内行花文清白銘

『久不相見長母相忘』（久しく相見ざるも長えに相忘ること母し）

飯塚市立岩遺跡群39号甕棺単圈銘帯鏡

『見日月之明光 田貞』（日月の明るい光を見る。貞に満つ）

佐賀県唐津市田島遺跡6号甕棺墓内行花文鏡三

同型鏡……：中国江蘇省連雲港市海州霍賀前漢鏡

弥生中期の遺跡から出土した鏡は前漢鏡で銘文もそれにふさわしいものである。このうち前原市三雲遺跡や、春日市の須玖・岡本遺跡の出土鏡は、葬祭の際、意識的に破砕されたとも取れる欠損したのや破片が殆どである。

注3（この判断に対して久野邦雄氏は銅鏡復元実験をされた。従来の報告では、舶載鏡組成は錫十七〜三十%、鉛三〜七%、倣製鏡は錫二〜二十%、鉛三〜八%とされているが、そこで鉛の量を十九〜二六%の間で1%ずつ増やして合金比率の異なった八種類の鏡を復元鑄造した結果によると錫の含有量の少ないものは黄金色になることが判った。而して錫含有量の多い白銅色の鏡は極めて硬く、しかも研磨する時点で破損してしまう場合があることが判った。このことが古墳や遺跡から出土する舶載協の多くが土圧によって細かく破損している原因であろうとされている。また倣製鏡の錫含有量の少なく黄金色を呈するのは、黄金色を好む日本人の嗜好に由来するのではないかと云われている。）注3久野邦雄『青銅器の考古学』平成十一年十二月学生社刊

この点、立岩遺跡群から出土した鏡は完形のもので、銘文も原型を保っていると言え、特に10号甕棺の出土鏡は葬られた主人公の生前の栄華や是を葬った妻や家臣の心情まで彷彿とさせる文章となっており、又内銘帯は屈原の心情を詠んだとも見られその作られた場所がどこであるかはともかく、国内出土の金石文として、漢字受容の経緯とも併せてもっと注目される必要があるのではないだろうか。

弥生 期に出土した鏡は殆どが現在の福岡県内から出ており総数八五面、内訳、内行花文銘帯鏡四二（内佐賀県二）、重圏銘帯鏡一一、単圏銘帯鏡八、日光銘鏡八、星雲文鏡七、草葉文鏡三、その他四（一面ずつ）となっている。（この章で挙げた鏡の名称は注2による。所在地は平成大合併による改定）

弥生 期から 期にかけての出土鏡は先ず長崎県対馬市峰町下ガヤノキ遺跡の箱式石棺から方格規矩鏡と鏡種不明のもの九枚あり、その他同松浦市栢の木遺跡2号箱式石棺か

ら内行花文鏡破片、沖縄県うるま市具志川宇堅貝塚遺物包含層から方格規矩鏡三枚が出土している。一般に九州地方の西岸地区・平戸島や五島列島・琉球諸島から弥生時代の青銅鏡がでるのは珍しい。これ等の海岸地方を征服していた豪族とは違い、例えば後世の倭寇の如く海を利用して生活活動していた海人族であってここに見える内行花文鏡や方格規矩鏡はたまたま交換が獲得されたものであろう。次の時代弥生 期(1~2世紀)の遺跡には、三雲遺跡群の南に連なつて井原鎚溝遺跡がある。甕棺に後漢鏡(方格規矩四神鏡・流水文鏡ほか)十九、巴形銅器三が副葬され、隣接の三雲南小路の出土鏡がすべて前漢鏡でありかつ青銅製武器であるのに対して、井原は鉄製武器であることが注目される。なお当遺跡の出土品は佐賀県唐津市の桜馬場遺跡の出土品と組み合わせが同じであり、桜馬場遺跡からは弥生後期前半の合口甕棺から「新」または「後漢」初めの方格規矩四神鏡と方格規矩渦文鏡各一、巴形銅器三、有鉤銅劍二十六、鉄刀一、ガラス小玉一が副葬。外に広型銅矛部分や内行花文鏡片も採集され末盧国の有力者の墓と推定されている。井原鎚溝遺跡と桜馬場遺跡の出土鏡の銘文は次の時代の範例となっているようである。同様な銘文を持つ銅鏡は弥生 期以後、約四十面出土している。その殆んどが後漢の方格規矩鏡で、句や文字に多少の異動はあるが、ほぼ同じ文脈である。

銘帯 『新有善銅……… 朱雀玄武陰陽』 前原市井原鎚溝遺跡甕棺 流雲文四神鏡破片

〔参照〕「新有善銅出丹陽 和以銀錫清且明 左龍右虎掌四方 朱雀玄武順陰陽」

陝西省洛陽市一四号後漢鏡出土方格規矩鏡

〔読み下し〕新に善き銅有り丹陽に出ず。和するに銀錫を以てし清く且つ明らかなり。

左の龍右の虎(虎)は四方を掌り、朱雀玄武は陰陽に順つ。

『漢有善……明左』 獸帶方格四神鏡破片（に同じ）

（参照）『漢有善銅出丹陽取之為鏡清如明左龍右虎備四』

高松市石清尾山古墳群鶴尾神社四号墳獸帶方格規矩四神鏡（古墳前期）

〔読み下し〕漢に善き銅有り丹陽に出でて之を取る。鏡に為して清らかにして明らかなり。左に龍あり右に虎あり四方に備つ。

「悉言之

厠居右孫子』 流雲文方格規矩鏡

〔参照〕『悉言之紀從鏡始 蒼龍有左 白虎在右 宜善賈孫子』

佐賀県吉野ヶ里町三津永田遺跡一〇四号甕棺細線式獸帶鏡（弥生 期）

〔字義〕悉＝七、紀（き・きまり）七言四句の詩の初めを言うか。賈（商い）

〔読み下し〕（七）言の紀は鏡より始まる。蒼龍左に居り白虎右に居る。善き商いと孫子に宜し。

銘帶『尚方佳（作）竟真大巧 上有仙人不知老 渴飲玉泉飢食棗 浮遊天下敖四海

徘徊名山採芝草 寿如金石之国保兮』 方格内『子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥』

唐津市桜馬場遺跡宝器内蔵甕棺方格規矩鏡（弥生 期）

〔読み下し〕尚方の佳き鏡は真に大いに巧みなり。上に仙人有りて老いを知らず。渴すれば玉泉を飲み飢えれば棗を食つ。天下を浮遊して四海に敖び、名山を徘徊して芝草を採る。寿は金石の如く国保とならん。

〔字義〕尚方（天子の御物を作り保管する官名。漢代に始まる。）

尚方については唐の杜佑『通典』に、

「秦置尚方令漢因之。後漢掌上手工作御刀劍玩好器物及宝玉作器。漢末分尚方為中左

右三尚方、魏晋因之。自過江左唯置一尚方」(秦尚方令を置き漢之に因る。後漢上手を掌り御刀・劍・玩好の器物及び宝玉・作器を工作す。漢末尚方を分ちて中・左・右三尚方と為し、魏晋之に因る。江左(南朝宋を指す)を過ぎて自り唯だ一尚方を置く)。  
右によつてただ尚方とある銘文は後漢中期以前か四百二十年建国の宋朝以降のものであるとする論者がある。然るに金文拓本百九頁の前漢時代の壺の銘に「駘蕩宮銅壺太初二年中尚方造鑄工廣」(駘蕩宮の銅の壺太初二年 前103 中尚方が造る。鑄工は廣なり)とあり、また同書一五九頁の「新」時代の鐘銘に「中尚方銅五斗鐘一、重三十六斤、始建国三年(西暦11)七月、工 東、齋夫 掌、語常省」とあるので、この場合の中尚方とは何を意味しているのであろうか。要するに後世に記述された記録は常に正確であるとは断定できず、「尚方銘」によつてその製作年代までを推定するのは無理があろう。

通説では卑弥呼が魏の朝廷から下賜された百枚の鏡は三角縁神獸鏡であるとされているが、私はこれを否定し(第五章参照)この『尚方作竟』が下賜された鏡であると思う。是れと同様の銘を持つ『尚方作方格規矩鏡』は、前原市井原鍵溝遺跡甕棺(弥生 期)、前原市平原遺跡土壙墓二十二面(弥生 期)古墳前期)、宗像市津屋崎(伝)勝浦(桂百家)(時期遺構不明) 宗像市沖の島4号祭祀洞穴遺跡(御金蔵)(古代)現代) 佐賀県吉野ヶ里町松葉遺跡箱式石棺(弥生時代) 同町横田(松原)遺跡甕棺又は箱式石棺(弥生時代) 佐賀県小城市寄居STO-1古墳石蓋土壙墓隷書体(古墳前期) 高知県南国市田村遺跡群竪穴住居・自然流路(弥生 期) 松山市(伝)御幸寺山古墳横穴式石室(古墳時代) 奈良県天理市柳本天神山古墳竪穴式石室(古



墳前期〕四面 石川県羽咋郡押水宿東山1号墳木棺直葬〔古墳前期〕 加賀市分校力  
ン山古墳木棺直葬〔古墳前期〕 群馬県太田市頼母子古墳粘土槨〔古墳前期〕などが  
ある。このうち平原古墳は卑弥呼の墓の有力な候補の一つ。天理市天神山古墳は前期  
前方後円墳のうち最も古式の長大な古墳であつて尚方作四面を持つ重要な古墳である。  
(以上と違つ文章の尚方作鏡もあるがここでは省略する)

銘帯『上大山見神人 食玉英飲醴泉 駕蛟交龍乘浮雲 長宜官』(内銘帯略)

唐津市桜馬場遺跡宝器内蔵甕棺方格規矩鏡(弥生 期)

〔読み下し〕泰山に上り神人に見え玉英(不老長寿の花びら)を食し醴泉を飲み 蛟龍

に駕して浮雲に乗れば 長えに官に宜し。

以上を通観すると弥生 期の甕棺から出土した鏡は前漢末から王莽の「新」時代のも  
のであり「漢有善銅出丹陽」「新有善銅出丹陽」「(七)言之紀從鏡始」などは、それを  
示していると思われる。「上有仙人不知老」など道教の思想が、この時代の鏡に初めて  
現れ、次の弥生末期から古墳時代前期にかけて鏡を持つことよつて、善を呼び悪を  
避けることが出来るという思想が一般的になり鏡の需要は高まつた。そして弥生後期  
の北部九州地方の墳墓から従来の甕棺が姿を消し箱式石棺または、土壙墓に遺体を納  
めているものが多い。そして鏡銘も前代を継承したもののほか、内行花文鏡の紐座か  
ら出た四葉文の間に『長宜子孫(とこしえに子孫に宜ろし)』とか『長生宜子』『寿如  
金石』などの簡明な長寿や子孫繁栄を願う吉祥を入れた銘を持つ鏡が多く出土してい  
る。更に『君宜高官』(君は高官と宜む)『位至三公』(位は三公 前漢では丞相・大尉・  
御史大夫、臣下として最高の位 に至る)など官制を前提とした銘文が見られる。

『長宜子孫』内行花文鏡は、福岡市西区にある飯氏馬場遺跡群 区（弥生 期）だけを例外として甕棺でなく箱式石棺墓または土壙墓に納められている。大きさは直径四・五センチのものから大は直径二十二・一センチまでバラエティがあるが約半数は径十三～四センチのものである。そして弥生時代後期から弥生庄内を経て古墳時代初めの遺跡から出土している。その出土は先ず弥生 期の末から 期の初め頃（西暦200年ころか）、遠賀川の上流付近の遺跡から出土している。

『長宜子孫』内行花文鏡		弥生 期	庄内式併行期	古墳前期
遺跡遺構名	所在地	時期伴出遺物		
谷頭遺跡	福岡県嘉麻市	径12・4センチ	弥生	}
笹原遺跡	福岡県嘉麻市	径12・5センチ	弥生	}
上所田遺跡	京都府みやこ町（行橋市三嶋遺跡）			}
飯氏遺跡群	福岡市西区	装身具		
臼作原遺跡	同市南区	十三・五センチ		
向田遺跡	飯塚市穂波	管玉・刀子		
高島遺跡	北九州市小倉南区	櫛・刀子		
後山遺跡	朝倉市	14・9センチ穿孔あり		
平塚古墳	筑紫野市	13・6センチ	併	
三雲寺口地区	前原市	13・8センチ	併	
汐井掛遺跡6号	宮若市	16・9センチ	併	
平原遺跡	前原市	18・8センチ	併	古前
坊所一本谷遺跡	佐賀県上峰町	17・0センチ		
朝田墳墓群	山口市	16・0センチ	併	
（伝）八代	山口県周南市		弥生	
壬生西谷遺跡	広島県北広島町	16・2センチ鉄鏃		
瑞龍寺山遺跡	岐阜市	22・1センチ	弥生	
持田古墳群	宮崎県高鍋町	15・7センチ		
その他	出土地	遺構	内行花文	その他
（伝）春日市須玖岡本遺跡	甕棺		位至三公君宜古市	}
福岡市博多区宝満尾遺跡	土壙墓		一内而青而：	
嘉麻市原田遺跡	土壙墓		君宜高官	
同遺跡	箱式石棺		長生宜子	
行橋市前田山遺跡	箱式石棺		長生宜子君	
田川郡香春町宮原遺跡	箱式石棺		長生宜子・寿如金石	
北九州市若松区岩屋遺跡	箱式石棺		位至三公	

二、三世紀の弥生の後期には漢鏡と共に現在の福岡県・佐賀県を主とする北九州地方では、鏡を祭る祀や明器としてだけでなく、生前の実用若しくは護符のように使用したようで、そのための需要が一段と多くなった。そのために従来のような中国鏡の輸入だけではなく、国内において製作してその需要に答えようとした。現在のところ福岡県朝倉郡筑前町（夜須）のヒルハタ遺跡、春日市の須玖坂本遺跡、同じく須玖永田遺跡からその鑄型が見つかっている。これが彷彿製鏡であって、特に弥生小型彷彿製鏡はこの時期に熊本県・大分県その他周辺部からも大量にみついている。直径は平均七、八センチほどのものが多く三世紀を中心とした箱式石棺墓、土壙墓など、また祭祀遺構から出土するほかに集落跡、竪穴住居、溝などの遺跡からも出土している。これらの多くは内行花文鏡、内行花文日光鏡、重圏文鏡を模したものが多い。

これら弥生時代後期から古墳時代初期（三世紀後半か）の青銅鏡の分布状況は我が国の鏡尊重文化（これが日本の政権中枢の文化）が確立し東漸して行く流れを示しているので非常に重要であると思う。

その勢力は先ず今の福岡県に起こり、弥生後期には一旦、佐賀県、長崎県から熊本県・鹿児島県・宮崎県付近などの南方を目指したが、その後に矛先を東方に変えたものであろう。弥生期から庄内式併行期を経て古墳時代初期にかけては福岡県北九州市南部、大分県行橋市付近から瀬戸内海を東進して大阪府の淀川を溯り序で八尾市付近に及び一部は岐阜、石川、富山からも発見されている。このころになると従来ステータス・シンボルであった鏡は一般の集落の竪穴住居跡、溝や土器溜めなどから多数出土







南あわじ市鈔田遺跡	竪穴住居	
大阪府 八尾市萱振・亀井遺跡集落・異物包含層 同八尾南遺跡 集落溝 〃 大阪市平野区瓜破北・加美遺跡 遺物包含層 枚方市鷹塚山遺跡B地区 集落 茨木市東奈良遺跡 遺物包含層 豊中市山の上・高槻市芥川遺跡 遺物包含層		併   弥生
愛知県丹羽郡大口町清水遺跡	異物包含層	併
石川県 羽咋市吉崎次場遺跡	集落遺物包	弥生
金沢市田中A遺跡・塚崎遺跡	竪穴住居	併
同西念南新保・古府クルビ遺跡	集落溝	併・弥生
富山県射水郡小杉町上野遺跡	竪穴住居	併・
中新川郡中小泉遺跡	遺物包含層	
横浜市緑区大場第二地区遺跡群	竪穴住居	
さいたま市明花向遺跡	遺物包含層	

次に此の期で重要な遺跡は、福岡県前原平原に所在する平原遺跡である。一千九百六十年に発掘された。その全容は当地の考古学者である注5故原田大六の『実在した神話』に詳しい。墳丘は東西一四<sup>メートル</sup>、南北一〇・五<sup>メートル</sup>の長方形で周溝を廻らし、北西側に排水溝、南東側に入り口がある。遺構は土壙墓に割竹形木棺を納めたものであつて、畿内の初期古墳に先立つ最古の割竹形木棺である。副葬品はガラス製勾玉三、ガラス製管玉三十以上、ガラス製連玉多数(すべて破砕)、ガラス小玉六百以上、瑪瑙管玉十二、琥珀管玉一、刀子一、鉄素環頭大手の刀一、また破砕された三十九面分の銅鏡片があつた。方格規矩鏡三十二(内尚方作銘二十一)、蜥龍文鏡一、『長宜子孫』内行花文鏡径一八・八<sup>センチ</sup>一、彷彿内行花文鏡五(内四は同型鏡で径四六・五<sup>センチ</sup>、残りの一面は『大宜子孫』銘径二七・一<sup>センチ</sup>である)、瑪瑙や琥珀の勾玉は北部九州では初めての発見である。彷彿内行花文鏡径四六・五<sup>センチ</sup>のもの四面は我が国出土鏡中最大のものである。この大きさが

何を意味しているかについて、原田大六氏は後漢の学者許慎の『説文解字』に「咫中婦人手長八寸謂之咫周尺也（咫は中婦人の手の長さで八寸、之を咫（し）と謂い周尺である）をとって手の長さとは両手の拇指と食指とをリングにした時の弧の長さを言うのではないかとされたが『広漢和辞典』によると、肘から手首までが尺で周尺の一尺（約二二・五<sup>センチ</sup>）であり、更に手首から中指の先端までが手の長さに相当し、これは約一八<sup>センチ</sup>である。亦た『広辞苑』でも咫は「あた」と読み、手のひらの下端から中指の先端までとし、一説として親指と中指とを開いた長さであり、円周を測るためには、この方法が便利であり、前者と後者が一致することは自分の右手の親指と中指を開いて左手に合わせれば体験出来る。然しこの鏡の円周に注目されたのは、優れた発想であり、従来八咫鏡などと言われる場合、殆どの学者が単に大きいことを象徴的に言ったものであるとすのに対して実際の寸法であることを明らかにされた特筆されるべき業績であると思ふ。即ちこの大鏡の四六・五×三・一四＝一四六・〇一<sup>センチ</sup>となりこの八分の一は一八・二五<sup>センチ</sup>であるから、八咫鏡の実在が証明されたことになり、この結果、原田氏はこの鏡は当初五面存在しそのうちの一面がその外包から伊勢神宮の御神体の八咫鏡ではないかと推定されているのである。（その後の調査で八咫鏡は更にもう一面あった。朝日新聞平成十二年三月十日の記事による）（この他の副葬品の数からしても天照大神が、八坂瓊の五百箇の御統を髪や腕に巻きつけて素戔嗚尊を迎え討たれたと言い、また真坂樹に五百箇の御統を懸けてお祈りしたとかいう言葉も単なる修飾の言葉ではないことが解る。

注5 原田大六『実在した神話』昭和四十一年学生社刊



## 第二章 倭人伝小論

『魏史倭人伝』は晋の陳寿（233～297）が選んだとされ、『三国志』の中の『魏書』東夷傳倭人の条を指すものであるが、これは陳寿が一貫して直接書いたものではなく、実際はあちこちからの断片的資料を寄せ集めたものであることは『記』『紀』のやり方と同様である。東夷傳序文によれば「然して荒域之外、重訳して至る、足跡車軌の及ぶ所に非ざれば、未だ其国俗殊方を知る者有らざる也」とある。つまり遠く離れた辺地のことは何人もの通訳を通して伝えられるので、中国の使者がその地方へ行けない時は其の国の風俗や特徴を知ることが出来ないというのであって、これは編者の陳寿の述懐であるだけに重視されるべきであろう。「倭人傳」の記述については双方から使節の往来が数回あったのでその記録は信頼出来るという人もあるが、同じく東夷伝序には、「漢氏に及び張<sup>ちよっけん</sup>攀を遣はして使し西域に遣はして河源を窮む、諸国を経歴し、遂に都護を置き以て之を総領し、然る後西域の事具らかに存す、故に史官詳載するを得」とある。前漢時代に張攀は前後二十年近く西域を歴訪したが、史官がその情報を詳しく記述することが出来るようになったのは、西域都護符を置いてその地域を統御するようになってからであったと言つのである。張攀が西域に派遣されたのは西暦一三九年で西域都護府が置かれたのは前五九年である。たとえ使節の往来が本当にあつたとしても「倭人伝」の記述だけを基としてそれを史実とするのは不当であると思う。陳寿はもと蜀の官人であつたが蜀が二六三年魏によって滅ばされその二年後魏も司馬氏の晋に篡奪されたことよつて陳寿は官途から離れていた。其の頃中書令であつた張華という人が陳寿の

才能を認めて推挙してくれ、張華の下で著作郎（歴史編纂官補佐）の職についた。これが大体泰始五年（269）頃、三国志は大康年間（280～89）に書かれたとされる。陳寿は既にあつた三国それぞれの国史を晋室の立場から統一し編纂したのである。その基となつたのは王沈の『魏書』、韋昭の『吳書』、王崇の『蜀書』などとされる。然し王沈の『魏書』には東夷伝はなかつたという説もあるように、後の時代（429）に出来た陳寿撰・裴松之注『三国志』には陳寿が載せていない記事、または異説を典拠を示して補充している。その典拠になつたのが魚豢の『魏略』の記事であつた。魚豢の官歴は魏の郎中しか解らないが『魏略』が書かれた二百七十年代は晋の時代であつてその時代には恐らく市井の人であつたらうとされる。唐代の劉知幾の『史通』（771）によると『魏略』は魚豢の私撰であり「事」は明帝に止まる「としている。つまり正式の記録は明帝（在位226～238）までしか無かつた。その後は史書では無く雑録として扱われているようである。これによると『魏志』東夷伝が魚豢の『魏略』によつてみ書かれたと云つのは正確ではなく少なくとも明帝の記録の後は雑文でいろいろな見聞記録が雑然と載せられていると見る方がよからう。

ここでは「魏志倭人伝」の内、耶馬台国と女王国の所在地論を主として述べて見たい。「倭之位置と概要」

(1)倭人帯方東南大海之中に在り、山島に依りて国邑を為す。舊百余国。漢時朝見する者有り。今使訳通ずる所三十國。

倭については『漢書』地理志に、

「楽浪海中倭人有り、分れて百餘國と為る、歳時を以て来り献見すと云つ」

とあり、『魏志』の「今、使訳通ずる所三十國なり」とある所が新知見で、「舊百余國」

漢の時に朝見する者あり」のところは漢書からの伝聞である。「漢の時に朝見する者が有った」という記録はあつたかも知れないが舊百國など信ずるに足りない。大体楽浪海とは黄海のことであろう。『漢書』には倭の位置すら想像で書いてあるのである。

次に唐代の『漢書』地理志顔氏古注に「倭は帯方の東南大海中に在り、山島に依り国を為す。海を度る一千里、復た国有り皆倭種」とあるのは『魏略』の逸文である。

・ 郡自り女王国に至る萬二千餘里。

・ 其道理を計るに當に会稽東冶之東に在るべし。

『魏志倭人伝』は、その大半を魚豢の『魏略』に依っていると云われているが、その逸文は上の願師古注の他に唐初の類書である『翰苑』卷三十に載っている。ここでは「帯方自り女国に至る萬二千餘里」とある。

三世紀当時の魏尺によれば一里は約〇・四三四kmであるから倭の女王国に至るのは万二千余里を換算すれば五千二百km程となる。

次に会稽東冶については、会稽郡の東冶即ち現在の福建省福州市であるとするとする人もあり、山尾幸久氏は東冶は東冶地方というべき広域名であり今日の福建省に相当するといわれているが、それでは会稽の名が付されている意味がなくなる。地理的には秦漢時代を通じて江南一帯を会稽郡と呼び東冶は漢初に閩越國びんごくが置かれ、その首都であつたが漢の武帝に滅ぼされて後漢には候官と改名され、晋になってから晋安郡の治所となつたものである。従つて会稽郡東冶や東冶地方の東に倭地があるというように理解するべきではなく、越王勾践の復讐など呉越の争いなどで人々の脳裏にある会稽と東冶と理解する方が

良いと思う。そうすれば会稽は現在の浙江省紹興市であって、この文は北緯三〇度の紹興と北緯二六度の福州を結んだ線の東をとると、我が国の屋久島の南付近から沖繩島の南端付近になる。この距離は約五百km弱であり、魏尺によれば約一千百里となる。これから見ると倭人伝の倭の気候風土や、倭人の習俗、寿命が長いなどという記述は<sup>たんじ</sup>愴耳・<sup>しゅがい</sup>朱崖、現在の海南島や南方の風俗から類推して書かれているが、或は沖繩地方における当時の実際の体験上の事実が含まれていることも考えられる。この辺は三国時代の「呉」の領域であったから陳寿は恐らく「呉書」を参照して書いたのである。主題から外れるが我が国の『記紀』神代の巻に阿多隼人や阿多の長屋の笠沙碕など薩摩半島の地名が出て来たり『魏志』の女王国と対立する狗奴国などは北部九州の政治勢力と、これら南方から島伝いに伝わった習俗を持つ集団との間の軋轢や交渉を物語っているのかも知れない。

我が国古墳出土の紀年銘鏡の中、同時代のものを挙げると『青竜二年(235)』方格規矩四神鏡、陳是作銘の『景(初)三年(239)』半円方格帯神獸鏡、三角縁四神四重鏡、『景初四年』銘盤龍鏡2、『正始元年』三角縁四神四重鏡3の魏の年号鏡の他に、『赤烏元年(238)』赤(烏)七(年)(244)』対置式神獸鏡の呉の年号鏡2面があることが注目される。これはいずれも卑弥呼の在世中の年であって、魏と対立する呉の年号鏡の存在は卑弥呼と対立する狗奴国と呉の交流を予想しても無理はあるまい。

・ 28女王国東、海を渡る千余里復た国有り、皆倭種、又侏儒国ありて其南に在り、人の長け三四尺、女王を去る四千餘里、又裸国、黒齒国あり。復た其の東南に在りて船行一年にして至る可し。

先述の『魏略』の引用であり、前文は女王国を北部九州とすれば四国か山口県となろうか。後文の侏儒国以下も、『魏略』にあるが底本が違つようので『法苑珠林』輯本（唐の釈道世編）にある。

・ 29 倭地を参問すれば、海中洲島之上に絶在す。或は絶し或は連なり、周旋五千余里可り。

周旋五千余里可りは、切れたり連なつたりして五百余km程の島国となろうか。先に述べた沖繩島から屋久島までの距離が五百余km弱であり、亦た狗耶韓国、現在の釜山付近から屋久島までを倭地とした場合でも五百余km強であるから、この場合の周旋はめぐるとか周囲の意味ではなく追い逐うの意味とする方が良いと思われる。これをもう少し詳しく見ていくと、

〔倭地の詳細〕

郡従り倭に至る海岸に循い水行して韓国を歴、乍く南し乍く東す。其の北岸狗邪韓国に至る七千余里。

始めて一海を渡る千餘里、對海国に至る、其の大官を卑狗と曰い副を卑奴母離と曰う、居る所絶島にして、方四百餘里、土地山険深林多し、道路禽鹿の徑の如し、千餘戸有り、良田無く海物を食して自活す、船に乗り南北に市糴す。

又南一海を渡る千餘里名を瀚海と曰う。一大国に至る。官を亦た卑狗と曰い副を卑奴母離と曰う、方三百里可り。竹木叢林多く三千許り家有り。差田地有り耕田猶食するに足らず。亦た南北に市糴す。

又一海を渡る千餘里、未盧国に至る。四千餘戸有り山海に濱い居す。草木茂盛、行

くに前人を見ず。好く魚馥ぎょふくを捕つ、水深浅無く皆沈没して之を取る。

東南陸行五百里伊都国に到る。官を曰い爾支と副を泄謨觚・柄渠觚と曰う。千餘戸有り。世有王皆女王に統属す。国郡使往来常に駐する所なり。

の一万二千余里のうち七千余里は帯方郡、現在の韓国と北朝鮮の境界付近から狗邪韓国、現在の釜山付近までの距離で現在の測定によれば約七百kmである。従つてこの比例でいけば、残りの狗邪韓国から女王国に至るまで五千余里は約五百kmとなる。

先ず狗邪韓国から对馬の着地点を何処にとるかによつて違つが、これを当時(弥生時代)の遺跡によつて推察して一応現在の美津島町とすると釜山から美津島町まで壹百kmが壹千余里とされていることになる。次に壹岐での弥生時代の首都的機能を持つ集落を原の辻遺跡だとすると、美津島町から壹岐石田港まで一千余里の現在測定実値が約百kmである。ここまでは『倭人伝』の数値はほぼ比例している。石田港から末盧(佐賀県唐津市付近)まで一千余里の現在測定値は約40kmである。伊都国に比定されるのは現在の福岡県前原市付近であろう。唐津市から東北五百里の前原市までの現在値は27kmである。そうすると帯方郡から壹岐島までは十里が現在の約1kmであるが、壹岐から末盧までの十里は400石、末盧から伊都までの十里は540石となりこの距離がよい加減なものであることが解る。橋本増吉はこの狗邪韓国から伊都国までの合計が三千五百里であるところから、五千里の残り一千五百里の所に女王国の所在地を予想したが、これは恐らく考え過ぎで五千里という数字は単に一万二千里から七千里を差し引いた略数に過ぎないのではなからうか。

・ 東南奴国に至る百里、官を兕馬觚じまこと曰い、副を卑奴母離ひなもりと曰う。二万余戸有り。

前原市の東、百里奴国の中心であると見られる博多までの現在値は20 kmである。ここでの百里は20 kmになっている。

・ 東行、不弥国ふみこくに至る百里、官を多謨たもと曰い副を卑奴母離ひなもろと曰う。千余家有り。

奴国の東、百里不弥国は糟屋郡宇美町に比定する人もあるが宇美町は博多から現在値にして10 kmに過ぎぬ。この百里は 比較して近過ぎる。私は延喜式による筑前国穂波郡に比定し遠賀川を溯り飯塚市から穂波町付近とする。現在地では博多から20 kmである。

・ 南、投馬国に至る水行二十日、官を彌彌みみと曰い副を彌彌那利みみなりと曰う。五萬餘戸可り。

・ 南、邪馬壹国に至る、女王之都する所、水行十日、陸行一月、官に伊支馬有り、次を彌馬升と曰い、次を彌馬權支と曰い、次を奴佳提と曰う、七萬餘戸可り（太平御覽所引耶馬壹国）。

・ は里数ではなく、日数によってその行程が示されている。これは何故か。私はこれは引用された資料が異なっているからだと思う。或は後になって書き加えられたかもしれない。（先に述べた明帝以後の記事である）。

先に述べたように『倭人伝』の編者は、女王の居所を「其の道里を計るに当に会稽東冶の東に有り」というように南の方に比定した。しかし魏の使者は実際に邪馬壹国まで行ったわけではないから、この南は陳寿等編者の思いこみであろう。

（注） 牧健二も『史林』第43巻2号（に同趣旨のことを述べているが法制史家の石井良助は『説文解字』に至る象形は「鳥從高至地也」同書段玉裁の注に「到者至之得

地者也」とあるのを参検して、至はある所に行き着くことを意味するが、それが目的地であることを要しない。これに対して至は目的地に現実的に行き着くことを意味する。至の文字が至の意味を含んで用いられることもあるが、同じ場所で両者が用いられている場合にはこういう区別が考えられるとし、「統と至との用法からいえば、郡使は伊都国までは行ったが邪馬台国までは行かなかったと解すべきである」と結論している。(邪馬台国シンポジウム)。

さてこの旅であるが、平安時代の延喜式主計式によると、これは平安京からのものであるが次のようになる。

備後国	距離	二四〇km	徒歩上り	一日	下り	六日	海路	一日	五日
備中国		一八〇km		九日		五日		一日	二日
備前国		一五〇km		八日		四日			九日
筑前国		五〇〇km		二七日		一日			三日

海路での日程は一日平均一六〜七kmであって徒歩でも上りはあまり変わらない。これで見るとこの文は筑紫から投馬国まで水行二〇日、投馬国から邪馬壹国まで水行一〇日、合計三〇日、ここでこの文章は順序を写し間違っており、「南至邪馬壹国水行十日。女王之所都陸行一月」が正当であると思う。つまり女王の都するところから邪馬台国まで陸行すれば一月と言っているのである。そうすると投馬国は17km×20日=340kmで博多から約340kmの現在の児島半島に位置する玉野市玉地区に比定されよう。万葉集十五に「ぬばたまの夜は明けぬらし玉の浦にあさりする鶴鳴き渡るなり」とある。戸数五万余戸は多すぎる感じもするが後背地の吉備地方を考えに入れたものである。邪馬壹国(耶馬臺国)は私見では大和である。但しその当時はまだ朝廷によって統一されていなかったわけではなく、磯城地方を中心とした勢力によって支配されていた。



ここで『魏志倭人伝』による上記の官名をみると、『翰苑所引魏略逸文』

對馬国 大官を卑狗、副を卑奴母離。(副を卑奴)

一大国 官を卑狗、副を卑奴母離。(一支国 官を置く、対に同じ)

末盧国 記載なし(末盧 記載なし)

伊都国 官を爾支。副を泄謨觚・柄渠觚(副を洩溪觚・柄渠觚。其の国王皆王女に属す)。

奴国 官を児馬觚、副を卑奴母離。

不彌国 官を多謨、副を卑奴母離。

投馬国 官を彌彌、副を彌彌那利。

邪馬壹国 官 伊支馬、次を彌馬升、次に彌馬獲支、次を奴佳提。

私は上の「魏志倭人伝」及び「魏略逸文」により伊都国を倭の首都(倭都)とし其の直接範囲は伊都国と對馬国、一支国、末盧国とする。理由は官が卑狗(彦)であり、副を卑奴母里(夷守)とするからで、末盧の場合は恐らく、伊都国の直轄地であったからであらう。橋本増吉は『翰苑所引魏略逸文』の末盧目を末盧国に訂正しており、吉川弘文館刊行の「翰苑」写真版と竹内理三氏の校定(注1)も同様であるが、この場合の目は因の異体字であつて連接する意味である。奴国は官を児馬觚、不彌国は官を多謨、副はいずれも卑奴母離であるが、奴国、不彌国ともに伊都国の範囲に入る前は主権を持つ独立国であり其の後従属した際に伊都国から卑奴母離を派遣されたものであるう。

・ 女王国自り以北、其戸数道理略載するを得可くも其の餘の旁国は遠絶にして詳びらかなるを得可からず。

・ 『魏志』によれば女王国より以北を略載したもので、がその余の旁国であ

る。旁国は漢書の用法によれば隣国、近くの国ということになるが、それらの国が遠絶であるとはどういつことであるうか。この旁国の数は二十一で先の狗邪韓国から邪馬壹国までの九ヶ国と併せて三十になるので中国の使者が行ったことは無いが、使訳通するところを云うのかも知れない。岩波文庫版の原文には「世有王皆統属女王」とあるが、この「世」はどの本を見ても世（よよ）と読ませているが、世（よよ）では女王が随分昔からあったことになってしまふ。「世」は「卅」さんじゅう（「」の別体字でもあるので、文章の意味としては）さんじゅうゆうおう（と読む方が良いのではなからうか。

・ 次有斯馬国、次有巴百支……（中略）……次有烏奴国、次有奴国、此女王境界所  
尽。

この二十一国については定説も無いし、私としても一応の考えは持っているが、ここでは省略する。

・ 其南、狗奴国有り、男子を王と為し、其の官に狗古智卑狗有り、女王に属さず。

・ ②⑤ 女王国自り以北、特に一大率を置き、諸国を檢察す。諸国之を畏憚す。常に伊都国に治す。国中に刺史の如き有り、王、遣使し京都、帯方郡、諸韓国に詣り、郡使倭国に及る皆津に臨みて傳送文書を搜露す、賜遺之物女王に詣る差錯するを得ず。

ここでは、常に伊都国に治すとあるのが肝心な点であると思う。女王は伊都国にあって常に権力を振るって恐れられているのである。

・ ②⑦ 其の国、本と亦た男子を以て王と為し、住ること七八十年、（太平御覽所引、漢靈帝光和中（178～183）倭国乱る。相攻伐して年を歴、乃ち一女子を共立して王と為す。名を卑弥呼と曰つ。鬼道に事え能く衆を惑わす。年既に長大にして夫婿無し。

男弟有りて国を佐治す。自ら王と為りて以来見る有る者少し。婢千人を以て自ら侍し唯男子一人有り飲食を給し辞を傳え居所に出入す。宮室・樓官・城柵蔽かに設け、常に人有り兵を持して守衛す。

註（「後漢書倭傳」桓靈間（147～188）倭国大乱、更相攻伐、歴年無主、有一女子、名卑弥呼。）

ここにある卑弥呼についての記事は中国でよくある白髪三千丈式の誇大表現であつてどうして婢千人を侍せしめているのに男子一人だけが飲食を給し辞を伝え居所に出入りし、見ることの出来る者が少ないと言えるのか、矛盾そのものの記事である。宮室・樓觀・城柵蔽かに設け常に人有り兵を持して守衛すとあるが、魏使は倭人の言葉をそのまま信じて載せたのであろうか。次に其の国もと男子を以て王と為し住まること七八十年とあるが、其の国とはどの国か、（後漢書には歴年無主とある）其のときの倭国の範囲は何処からどこまでか。凡そこのような無責任な記事によつて史実を論じようとすることそのものがおかしなことではないだろうか。ただ先にも述べたが卑弥呼が耶馬臺国王では無く倭の国々によつて共立された王であることは、はっきりしている。

紙数の関係で十分な研究にはなっていないが、卑弥呼の語源については一応考えて置く必要がある。一般にはヒメコ、ヒメノミコト又はヒミコと呼んでいることが多いが、私は「日の御子」が約まったものであると考える。日本では古来、其の名前にヒコとかヒメと名付けることが多く、これは原始に太陽信仰があつたことを示している。多くの学者は「倭人伝」に「鬼道を事としよく衆を惑わす」とあるのを取り上げて卑弥呼はシヤーマンとしての能力が大きかったので諸国を統一出来たような書き方をしているが、

それだけで七、八十年も続いたと云われる諸国の戦乱が治まるであろうか。私はやはりそれ以前から続いた無形の伝統の権威が卑弥呼に備わっていたからであると考え。それが「日の神信仰」であったと思う。この卑弥呼の政権は、其の死とともにやがて消えて行ってしまうが、その権威を引き継いだのが大和朝廷であるというのが私の考えである。

### 第三章初期大和政権論

#### 第一節 初期大和政権と磯城一族

『日本書紀』

かむやまといわれひこすめらみこといみなひこほほでみ  
神日本磐余彦天皇緯彦火火出見。彦波瀲武鸕茅草葺不合尊第四子也。母を玉依姫と曰う。

(中略) 長じて日向国阿多邑の吾平津媛を娶り妃と為す、手研耳命を生む。年四十五

歳に及び……曰く、昔我が天神、高皇産靈尊・大日靈尊、此の豊葦原瑞穗国を挙げて、

我が天祖彦火瓊瓊杵尊に授けたまふ。(中略) りましてより以来、今に一百七十九万二

千四百七十余歳に逮び(中略) 抑た又塩土老翁に聞いて曰く、東に美地有り、青山四周。

其中又天磐船に乗りて飛降りる者有り。余謂うに、彼の地は、必ず以て大業をべて、

天下あめのしたに光宅みちをるに足るべし。蓋し六合くにもなか之中心乎。厥の飛降りる者、是れ饒速日にぎはやひと謂う歟。何ぞ就ゆきて都みやこつくらざらんや。(後略) 是年也、太歳甲寅。

『日本書紀』は、それぞれの伝承をもとに或る特定の人物が構想を立て、実際の記述はそれぞれの専門家が分担していたものと思われるが(注1)、『紀』にあるように日本国の西遍の日向で百八十年も理想的な政治を行ったということは有り得ないし、また四世紀以前にそのような権力者がいたという遺跡も今のところはつきりした証明はないのであるが、私が前章の伝承や弥生時代の鏡の項で述べたように当初北部九州にあった政治勢力が、南部の肥の国や熊襲の国を目指し、一時的に根拠地を置いたということは有り得ると思う。

因みにここにある一百七十九万二千四百七十余歳という数字であるが(岩波文庫版『日本書紀』一補注3・5によると飯島忠夫は唐の武徳九年(629)に作られた戊寅元暦の上元戊寅の年を天孫降臨の年としているが、戊寅元暦は武徳九年丙戌の年より十六万四千三百四十八年前の戊寅の年(紀元前十六万三千七百二十三年)を上元とするのでその名があり、実際に使用されたのは武徳二年(619)から麟徳元年(664)までの四十六年間であるので七百二十一年に成立した『日本書紀』が、実際に使用して不都合のあった暦法を使用したとは考えられない。私見によるとこの数字は元嘉暦の木星紀年法によるもので余年を六年とすると一七九二四七六÷二二＝一四九三七三で割り切れる。而してこの数字は元嘉暦による木星周行の実年数を一一・八六二〇六年(実際は二九分の三四四の分数で示されている。現行の測定値は一一・八六一九八八年)として二との公倍数を計算したもので木星が実際に木星紀年法による子年に再び正確に一致す

る年が一七九万二四七六年後である。この数は二八（宿）との公倍数でもある。

この数字が現実だとは、書紀編者も考えていたとは思えないが、この数字によってそれまでの神代と、人皇としての神武天皇以後を画然と区別しようとしたとは言えよう。

其の年の冬十月丁巳朔辛酉（五日）に、天皇親しく諸皇子・舟師を帥いて東を征ちたまう。

神武天皇が、大和を制圧されたのは、日の神の御子であるという神話がその背景にあったであろうことは云うまでも無いが、実際、日向から船団を組んで、険しい山道を通って大和まで辿り着いた軍団は、それほどの大軍ではなかったろう。少人数で一国を支配するまでになるには、奇襲によって敵を殲滅するか、若しくは謀略によって敵の内部に仲間割れを起こさせ味方に引き入れるという方法がとられるであろうことは後世の戦国時代の戦いを見ても判ることである。神武天皇の戦いぶりは、多く後者の方法が取られており、宇陀の兄猾<sup>えうかし</sup>、弟猾然<sup>おとかし</sup>り、兄磯城<sup>えしき</sup>、弟磯城<sup>おとしき</sup>、又、饒速日命と長随彦も皆そうであった。この中で最も重要な位置を占めるのが磯城一族である。『古事記』は磯城一族との戦いについて多く触れることが無い。ここでは「皇軍は疲れてしまって鵜飼の仲間が助けに来てくれないか」と詠ったと載せているだけである。『日本書紀』によると宇陀から奈良盆地に出るためには国見丘の上に八十梟師<sup>やそたけら</sup>があつて、女坂・男坂・墨坂の要地を占拠し、その先には兄磯城の軍があつて磐余邑<sup>いわれむら</sup>いっぱいには満ち溢れていた。そこは皆、要害の地であつて通過するのは困難であつた。そしてその後、陰謀を廻らして国見坂と忍坂の八十梟師とその余党を殲滅したのであるが、磯城一族との戦いはそういつわ

けには行かなかった。このとき「皇軍は攻めては必ず取り戦えば必ず勝てり」「いうような修飾語もあるが、実際は『紀』にもあるように、兵士たちは疲れてしまって「我々は飢えてしまった。鵜飼の仲間が助けに来てくれないか」という歌を『紀』も同じように載せているのである。このような状況を打開する方法としては、強硬派の兄磯城には手が無く、弟磯城に利害を開示して抱きこみを計ったのである。『紀』の記事の如く綺麗事でなく云うと、この取引は天皇側の大きい譲歩が必要であったようである。そしてその結果として兄磯城を討ち奈良盆地西北部の今の富雄川周辺を占めていた長随彦を征服してやっと大和を平定することが出来たのである。しかしその取引の条件というのは、磯城一族が舟運の便があり、肥沃な初瀬川の流域であり後背部に森林資源を有ち、且つ東国との交通の便の有った磯城地方を支配し天皇の側はその西南の磐余地方を取ることになったのであり、これが磐余彦の名の由来するところであろう。角川地名事典によると「いわれ」は「断崖・狭隘の要害地」を意味する外来語であるとしているが、このようにあまり条件の良い処ではなかったと思われる。これは崇神以後の歴代朝廷が磯城地方を都の所在地としたことでも判るようにその時の天皇側の勢力では最良の条件を満たすことは出来なかったというのが現実であつたらう。饒速日命を主と仰ぎ物部氏一族に支えられた長随彦は現在の大阪府境から天理市付近までを支配しこれを討つためにも磯城一族の力がどうしても必要であつた筈である。唯その西側には、未だ余り強力な勢力が無く征服の余地があつた。それらを『紀』では土蜘蛛と呼んでいるが、その中の一つ、高尾張邑の土蜘蛛は背が低くて手足が長く侏儒に似ていた。皇軍は葛の網で捕らえて殺したのでそこを葛城と云う様になったと書かれてあるが、当時（三世紀）の遺跡であ

る猶原遺跡（御所市）には、北陸や吉備地方の土器が出土しており全国各地との交流が既にあってそれほど文化程度の低い地域では無く、第五代孝昭天皇の皇后には尾張氏がよそたらしひめら世襲足媛（余曾多本毘売命）が出ており、また葛城氏は後の仁徳の皇后を出しているような強大な豪族であり、蘇我氏も葛城から出ていると自称しているのでこのあたり書紀の編者が何故このように記述するのか不審なところであるが、ともかく以上のような状態で天皇側としては当時最も開けていた初瀬川流域や山の辺道付近を磯城一族に任せざるほかなく、そこで宮域として選んだのが畝傍山の周辺であったというのが実情であろう。而して初期の皇室が大きく后妃を出した磯城一族に依存していたのは前章で述べたとおりである。しかしこれを更に詳細に見ると、其の勢力には幾度かの変遷があることが判る。（第一部参照）大体、磯城一族の本拠は現在の桜井市の北部であったと思われる。従ってこの一族は初瀬川のすぐ北側に聳える三輪山を信仰の中心として纏まっていたものである。三輪山は古来は、山そのものが信仰の中心であったようで、古い巨石信仰の列石群も見られるが、その拝殿である大神神社は、何時しか大物主神を祭神とし、その後、出雲勢力をその配下に置いた際の条件として大国主神や少名彦名神を祭ったようであるが、『記』では早くも神武天皇の皇后が美和の大物主神の御子であるように書かれていて、そこに磯城一族がからんでいることを想像させるのである。最も『紀』ではおおあなむちのみかみ大己貴神のさかたまけしのみかみ幸魂奇魂といって、あたかも大物主神と大国主神、また大国魂神を混同させるような書き方がしており、果ては事代主神の御子であるような書き方もしてあるが、私見ではそこに皇室側の磯城一族に対する鬱積した感情の一端があるように思うのである。



## 磯城地方の主な集落遺跡

唐古・鍵遺跡 奈良県磯城郡田原本町に所在する弥生時代から古墳時代にかけての拠点母集落。初瀬川水系の下流域標高五十メートルに立地。幅五丁六メートル、東西六百メートル、南北七百メートルの大規模な溝に囲まれた環濠集落（前三世紀～三世紀、約三〇ヘクタール）。中期初め（B・

C二〇〇年前後）に建てられたと見られる東西約七メートル、南北一一・四メートル以上の大型建物の柱穴と柱の一部が残っていた。弥生時代の総柱型の高床式建物の跡と見られ、このタイプでは日本最古のものである。前期、後期の竪穴百余基を検出、後期初めに一括廃棄された多数の銅鐸鑄造関連遺物（銅鐸の土製外范・鑄型）・フイゴ羽口・導管・取瓶・銅滴・炉跡・小型紡製鏡・巴形銅器・有孔円板状青銅製品・銅鑿など）。木製農具・未製品・貯蔵加工木・石鏃や石剣などサヌカイト製の打製石器、耳成山の流文岩や紀ノ川流域産の結晶片岩製の石包丁など、木製品や石器は現材から製品までの製作過程が辿れる遺物が出土。動物遺体・植物遺体・ヒスイ勾玉（新潟県糸魚川付近でしか採集されていない）などを検出。西側の寺川は当時はもっと広く深く物資の集散の港があったと考えられている。北三kmの天理市平等坊町と岩室町にかけて銅時期の環濠集落の遺跡がある。つて、絵画土器が有名である。猶、古墳時代後期からの小規模な古墳群が形成されるとともに平安時代から室町時代にかけての豪族居館跡が重複する複合遺跡でもある。

纏向遺跡群 奈良盆地の東南部、桜井市の北西地域を占める三丁四世紀の遺跡。大和

高原の水を集めた纏向川が奈良盆地に流れ込んだ際に形成された扇状地形上に位置して

いる。東西・南北とも約二kmの範囲に太田・巻の内・草川・東田・大豆越・豊前の六ヶ

所の居住地があったと見られる。掘立柱建物（竪穴式は無い）、方形周溝墓二と木棺二

を検出。太田地区北部には土坑が三十四基出土。大型土坑には食料・調理具・炊飯具・食器・機織具・儀器（木鳥、木舟、儀杖、弓）・腰掛・箕・籠・割木などがあつた。遺構の大溝は幅五メートル余、長さ六十メートル以上の南溝が合流、総延長二・八km。遺物で一干点を超える完形土器は、纏向Ⅰ式に細分され大和の古式土師器の基準とされる。土器群の二割は南関東・東海東部・同西部・北陸・山陰・大阪湾岸・山陽東部・同西部・九州南部に及び、数量的に最も多いのは東海西部系が約半分を占める。このほか弧文円板・弧文石・特殊八二ワがあり、いずれも弥生後期以降吉備で盛行した。同遺跡の北東部に遺構を覆っていた地層からは四世紀前半の土器片のほか、鉄の精錬・加工の際に使った粘土質のフイゴ片や砥石、鉄滓、祭祀用の石製腕輪なども出土した。遺跡全体を見渡せる小高い丘にあり遺跡の中枢部かとも思われる。

次に我が国の古代の葬祭墓制の上で特筆されるのは前方後円墳であるが、この形式については『日本書紀』に箸墓が取り上げられていることによつて、学会でも是れを最古のものとしてきたが、最近の発掘の成果によれば必ずしもそうではないことが解つて来た。先ず纏向遺跡の中にある纏向古墳群がある。

箸墓古墳 奈良県桜井市箸中に所在する前方後円墳。主軸全長二百八十九メートル、後円部径百五十九メートル、高さ三十九メートル、前方部幅百四十七メートル、高さ十六メートル、後円部は五段築成で前方部は所謂撥形である。墳丘は殆ど盛り土で造成され葺石で覆われている。後円部墳頂付近から宮山形と都月型特殊器台、前方部から二重口縁壺・特殊壺形埴輪などが、周濠内から布留〇式の土師器が出土している。

ホケノ山古墳 桜井市箸中、箸墓古墳に隣接し前方部を南東に向けた前方後円墳で

全長八五<sup>センチ</sup>、後円部径六〇<sup>センチ</sup>、前方部二〇<sup>センチ</sup>、前方部は撥形に開く。墳丘表面に葺石があり周濠を持つ。後円部中央に設けられた「石囲い木柵」は、他に類例のない構造で内法で長さ七<sup>メートル</sup>、幅二・七<sup>メートル</sup>、高さ一・五<sup>メートル</sup>で長さ五<sup>メートル</sup>のコウヤマキ製の刳抜式木棺を収めていた。出土遺物は画文帯神獸鏡・内行花文鏡・半肉彫式鏡破片、素環頭大刀一口など鉄製刀剣一〇、銅鏃六〇以上、鉄鏃六〇以上、鉄製農具、多量の水銀朱があった。また出土した二重口縁壺は庄内式土器であるが、反面古い古墳の指標になっている特殊器台埴輪などはなかった。調査した橿原考古学研究所は三世紀中葉の造成としている。

纏向石塚古墳 桜井市太田。前方後円墳、全長九三<sup>メートル</sup>・後円部径六二<sup>メートル</sup>以上、撥形前方部長さ三二<sup>メートル</sup>、先端幅三二<sup>センチ</sup>、周濠を持ち墳丘はすべて盛り土で築かれている。

盛り土に含まれていた土器片は殆ど纏向式のものであるがこれまでの周濠内や墳丘下層の土器は纏向式から式まで幅がある。周堀底部分から弥生時代末から古墳時代初期の土師器と鳥型木製品・弧文円板・径三〇<sup>センチ</sup>の太い柱が出土。

纏向勝山古墳 桜井市東田 前方後円墳、全長一一〇<sup>メートル</sup>、周濠状の落ち込みがあり、その中及び周辺の土器は纏向式。式のものでそのほか団扇や舟形など祭祀に使われたと思われる木製品が、又周辺の同時期の土坑内にフィゴ羽口と鉄滓・砥石・鉄片など鉄器生産に関する資料が出土している。

纏向矢塚古墳 桜井市東田 前方後円墳、全長九七<sup>メートル</sup>・後円部径六四<sup>メートル</sup>、前方部の長さ三二<sup>メートル</sup>、周堀を持つ。周堀内の土器は纏向式。初期の前方後円墳は普通「纏向型」と呼ばれ前方部と後円部の比率が1対2となっている。

東田大塚古墳<sup>ひがいた</sup> 桜井市東田 前方後円墳、全長八〇メートル・後円部径六四メートル 東側に幅二二メートルの周濠を確認。後円部北側の約一五〇メートルを発掘したところ、墳丘盛り土の下層から直径一・五メートル・深さ一メートル以上の素堀の井戸や、排水用らしい幅一・三メートル 長さ三メートルの溝の一部など集落の生活遺跡を確認。又布留0式土器片が、盛り土内だけでなく集落跡からも計数百点出土。発掘した桜井市文化財協会は、同古墳が集落の一部を壊した上に築造した可能性があるかと判断した。〇七年の桜井市教委の発掘調査で前方部の長さが四〇メートル以上で後円部径六四メートルと比較して、ほかの「纏向型」との違いが明らかになった。

見田・大沢古墳群 纏向遺跡からそれほど離れていない宇陀市菟田野町に所在。一号墳は纏向 式期、古墳時代後期に新たな埋葬が行われ当初の墓壙は破壊されていた。2号墳は纏向 式期方墳で一辺二三メートル 長さ二・七メートルの割竹式木棺から重圈文鏡・琥珀勾玉・管玉などが出土。三号墳は纏向 式期方墳で一辺一五メートル 剣・鏝などが出土。4号墳は纏向 式期方墳で一辺一七メートル 長さ三メートルの割竹式木棺から四重鏡・硬玉勾玉・管玉・剣などが出土。5号墳は纏向 式期方墳で一辺一四メートル 長さ二・一メートルの割竹式木棺から土師器・壺が出土。纏向 式期に割竹式木棺を採用し、鏡・玉・剣の副葬品を持つ古墳が出現していることは注目される。

弥生時代後期の環濠集落が終了する頃から纏向遺跡の遺構・遺物群が増加し布留式期の後半期頃まで続くが、その中心は庄内式土器の古期までと見られその後、遺跡の大きい進展は認められない。以上を見ると初代の神武天皇や、綏靖天皇は磯城一族の勢力を恃まざるを得ず婚姻関係を結んで関係の維持を図ったが特に第三代の安寧天皇は、その名

を師木津日子玉手見命（磯城津彦手看尊）と申しあげるところを見ると、この頃が磯城一族の得意の絶頂期であったろうか政権の中枢にあって取り仕切っていたと思われる。しかし次の師木津日子命は天皇になれなかった。しかし第七代の孝靈天皇までは、いずれも后妃を出す程度の関係は維持されていたのは上述の通りである。『日本書紀』の編者は絶対権力者である天皇の命を受けこのような関係を隠蔽し修飾しようとして数々の作為をこらしているのであるが、『古事記』の記述も正確であるとはいえず、それは程度問題であって天皇の意によりそわなかったという理由で正史から葬り去られたものであろう。『紀』が磯城一族との関係を出来るだけ排除しようとする方向で記述されているのは、前者以来しばしば指摘して来たところであるが、特に第三代の安寧天皇（磯城津彦手看尊）の母を事代主神の女の五十鈴依媛命にしているのは作為の甚だしいものでいわばすぐばれる嘘だといえよう。また安寧天皇の皇子を本文では息石耳命と、大日本彦耜友天皇の二人としておりながら、次の条ではさらにその弟に磯城津彦命を登場させざるを得なかったのは書紀編者の不手際であろうか。前述の息石耳命はどうやら次の懿徳天皇の皇后に天豊津媛命を持って来るために捏造された人物のようである。これについて鳥越憲三郎氏はその著書『神々と天皇の間』（朝日文庫1987）で『書紀』の記述が正しく、『古事記』に作為があるように言われているがそれについては後述する。

第五代孝昭天皇の皇后は『記紀』共に尾張連の祖、奥津余曾（瀛津世襲）の妹、余曾多本毘売命（世襲足媛）としているのはこのあたりから磯城一族が、自己の勢力範囲には宮居すら建てさせなかったその逆効果が出始め天皇が地方豪族と結びつき始めたことを示しているのではなからうか。次の第六代孝安天皇の皇后も『記紀』ともに姪の

忍鹿比売命（押媛）としている。しかし『紀』の一書では、このあたりにも妃として磯城一族の女の名が出ている。第七代孝靈天皇（大倭根子賦斗邇命 日本根子彦太瓊尊 になると磯城一族は俄然巻き返しを始め宮居を自分たちの勢力範囲である黒田（磯城郡 田原本町）に移し十市（磯城） 県主の祖大目の女、細比売命（細媛命）を立てて皇后とし、妃として意富夜麻登久邇阿禮比売命（倭国香媛、亦の名蠅伊呂泥）、その妹蠅伊呂孺を入れたのである。しかしこの動きも磯城一族としては最後のあがきであって次の孝元天皇は今度は自分の意思で都を輕の地（橿原市）に戻し皇后は穗積臣祖内色許男命（鬱色雄命）の妹内色許売命（鬱色謎命）とし、妃の中にももはや磯城一族の影は無く、次の開化天皇も都を春日の地に移し、皇后は伊迦賀色許売命（伊香色謎命）としている。この女性の出自に問題があることは先述したがいずれにせよ物部氏に關係する女性であることが推察され、このあたりからやっと天皇の権力が独自の力を持ち始めたことを示していると思う。そして次の崇神天皇は皇室の永年の念願であった磯城の地に都を移したのである。この水垣宮（瑞籬宮）は今でいうと桜井市金屋付近ということであるから磯城一族の勢力範囲であったところであったところであって、私の推定紀年によれば西暦四世紀の初頭であり神武天皇即位の二百三十九年から八十年許りを経過したことになる。それでは磯城一族はどうなったのか『記紀』には特に武力によって討伐されたという痕跡もないが、倭迹迹日百襲姫命の弟や従弟などの男系が播磨や吉備に配属されているところを見ると体よく中央から退けられたのでは無いだろうか。

## 第二節 崇神朝の伝説を読む

この後磯城一族の名が出て来るのは女系であつて、先述の倭迹迹日百襲姫命の名が崇神紀七年に出て来るのである。この女性には『記』では安寧天皇の御孫として、後に孝靈天皇の妃となつた意富夜麻登久邇阿禮比売命の女であるから磯城一族の血を引いていることは明らかであるが、『紀』ではその係累の記載がなく倭国香媛の女といつかにも後からとつてつけたような形になっている。そして不思議なことには『記』ではその後の歴史にその名前は出て来ず、反対に『紀』にのみ相当大きい存在として扱われているのである。『紀』によるべし。

五年、国内に疫病多く民の死亡する者が大半となるに至つた。

六年、百姓は流離し或は背叛く者もあり、その勢いは徳を以て治めるに難しかった。

そこで先に天皇が大殿の内に祭られていた天照大神を豊鍬入姫命に託して

倭笠縫邑に祭り立派な神社を建てた。亦日本大国魂神を淳名城入姫命に託したが効

能はなかつた。

七年春二月詔して曰く、「昔、我が皇祖は大いに鴻基を啓かれ聖業王風盛んであ

つたが今、朕が世に當つて思いもかけず数災害が有り朝に善政が無くて咎を

神祇のせいには出来ない、どうしても神のみこころを占つて、災いがどうして

起こるかを極めよう」。そこで天皇は神浅茅原に幸して八十萬神を会して卜して之を

問われた。このとき神明が倭迹迹日百襲姫命に憑つて倭迹迹日百襲姫命の口をかりて

曰された。「天皇、何ぞ国の治まらざるを憂つるや、若し能く我を敬い祭れば必ず当

に自ら平らぐなり」、天皇は問つて、「このよつに教えられるのは誰神でしょうつか。答

えて「我は是の倭国域内に居ます大物主神である」。その神語を得て教えの通りに祭祀されたが、なお事の驗しるしはなかった。天皇は沐浴齋戒、淨清殿内でお祈りされた。「朕が神を禮つことがまだ足りないのでしょうか。どうして私の願いが通じないのでしょか。願わくは亦夢のうちにお教えてください」。その夜の夢には一貴人があって宮殿の戸に對い立ち「吾は大物主神である。天皇、愁うれうることはない。国の治まらないのは我が意である。若し吾が児大田田根子を以て、吾を祭らしめれば、たちどころに平らぐであろう」と申された。秋八月癸卯朔己酉（七日）、倭迹速神やまとはやかむあま浅茅原目あさくさ妙姫・穂積臣遠祖大水口宿禰・伊勢麻積君の三人が共に同じ夢を見て奏上した。そこで天皇は夢の辞を得て天下に布告して茅渟ちぬ泉陶邑いづみのたわのむら（現在の堺市東南部、『記』には河内の美努邑とありこれは八尾市）に大田田根子を探しあて、天皇は親しく神浅茅原に臨んで大田田根子に言われた「汝は誰の子であるか」。對えて「父は大物主神、母は活玉いくたま依媛よりひめ陶津耳すえつみみの女であります」。（注）「古事記」には「僕は大物主の大神、陶津耳の命が女活玉依媛いくたまよりひめ売うに娶めといて生みませる子」とあるので、岩波文庫の注にある豊玉媛の妹、神武の母の玉依媛とは関係なさそうである。十一月丁卯朔己卯（十三日）物部連祖伊香色雄に命じて物部八十平瓮祭神之物を作り、大田田根子を大物主大神を祭る主とし、又長尾市を以て倭大国魂神祭主とした。こうして後他神を祭つてよいかとしたりとこる吉と出た。そこで別に八十萬群神を祭り天社・国社及び神地を定めた。こうして疫病は息み国内は漸く静かになった。五穀成り百姓は饒にぎぎわった。即ち神宮門を開き幸行みゆきされた。大田田根子は今の三輪君等の始祖である。その後、大彦命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彦を西道に丹波道主命を丹波に遣わす。この時変事があり、



天皇の姑「倭迹迹日百襲姬命」が武埴安彦の謀反を言い当て速やかに滅ぼすことが出来た。

その後「倭迹迹日百襲姬命」は大物主の神の妻となった。(中略)そして大神に恥をかかせたとして大神が御諸山に帰ってしまったので「倭迹迹日百襲姬命」は悔いて急に座った時箒で陰を撞いて葬じられた。そこで大市に葬り奉った。時の人は其の墓を号けて箸墓と謂った。是の墓は昼は人作り、夜は神作るといわれ、大阪山(現在の香芝市逢坂)の石を運んで造った。そして山から墓に至るまで人民が並んで手から手へと渡し運んだ。そこで時の人が歌って曰った。

大坂に 継ぎ登れる 石群れを 手遞伝に越さば 越しかてむかも

以上が『日本書紀』崇神朝における大物主大神と「倭迹迹日百襲姬命」の記述であるが、私はこれを見て後の天神伝説を思い出した。平安時代、菅原道真是藤原氏の嫉視、讒言により太宰府に流滴された。死後、道真を追い出した時平は、以後朝廷のただ一人の実力者として思うように政治を行うことが出来たが、延喜九年(九〇九)三十九歳の働き盛りで没した。既にその前年には道真の左遷に力を貸した参議藤原菅根も亡くなっている。八、九、十年と疾病・早魃の年も続いた。そして延喜二十三年(九二

三)には皇太子保明親王が二十一歳の若さで薨じたので世は挙げて「これは菅公の怨霊の祟りである」という者が多かった。そこで天皇も捨てておけずこの年四月詔して先の道真左遷の詔書を破棄し道真を本官の右大臣に復し兼ねて正二位を贈りこの年を延長元年と改元した。然し、不幸はまだ止まず、次に皇太子に立てた慶頼王(母は時平の女)は延長三年(九二五)五歳で薨じた。延長八年(九三〇)六月には雨請いを

議していた清涼殿の上に俄に黒雲が起つて雷が落ち大納言藤原清實は即死、右中弁平希世は顔を焼き天皇も病氣となり九月に讓位し、間も無く崩御された。時平の長子保忠は承平六年（九三六）大納言右大将であつたが病床で物の怪にとりつかれたかたちで四十七歳で没し第三子敦忠は天慶六年（九四三）権中納言で三十八歳で没した。女子では宇多天皇の女御の褒子も皇太子保明親王の御息所も共に早く没した。時平の係累が天神の祟りを受けると信じられた反面、その弟の忠平は生前道真と親しくその左遷にも反対したからその子孫は天神に庇護され子孫が栄えると信じられた。こうして天曆（九四七・五六）の頃には北野に道真を祭る神社が創立され一条天皇の永延元年（九八七）初めて官幣社となり北野天満宮天神の名が公式のものとなった。ついで正暦四年（九九三）道真は正一位左大臣を贈られ更に太政大臣を贈られた。（注 坂本太郎『菅原道真』吉川弘文館 平成六年）このような例を見ると、この崇神朝の例もある程度推察できるのではあるまいか。第七代孝靈天皇のまで続いた磯城一族の権勢も次の孝元天皇の時から何らかの理由で排除されているのである。また其の兄弟たちひこさしかたわけのみこと日子刺肩別命は越の国に、大吉備津日子命、若建吉備津日子命、日子寤間命ひこさめのみことはそれぞれ針間、吉備側に配属されている。そして次に台頭して来た勢力が物部氏の一族といわねばならない。このような状況に対して姉である倭迹迹日百襲姫命が考えることは想像出来るのではあるまいか。倭迹迹日百襲姫命は『記』では孝靈天皇の女として記載されているだけで以後出て来ないが『紀』でも上述のように『崇神紀』の脇役として遠慮勝ちに記載されているのである。ところで同十年九月条では、始めてその人となりについて書かれているが、それによると、「天皇の姑倭迹迹日百襲姫命、聡明くさと觀智みさちしくして能



である。因みに『古事記』によると上の神名のうち大物主神と大国玉神とは除かれているのであって別神であることがわかる。また大国主神が三諸山に祭った神が自分自身であるとは書いてないのであって、『日本書紀』が、いろいろな伝説を並べて挙げていている点に長所を見る意見もあるが、ここまでいくと単に各種文書を並べてあるだけで全く脈絡もなく整理もされていず結局、天武天皇の削偽定実の意思に背いた文書と言わざるを得ない。したがって先述のように三輪山、大物主神は古くからその周辺を押さえていた磯城一族の守護神であって、そのことは当時は知らぬものはなく、倭迹迹日百襲姫命はそのお告げを託宣する女性であって、崇神朝に大きい発言権を持っていたが、この時代に物部氏と大田田根子なる由緒不明のものに司祭権を奪われたものであり、倭迹迹日百襲姫命の墓といわれ、我が国最初の古墳ともいわれる巨大な箸墓もその崇りを恐れての築造であったのである。私見では崇神天皇の崩御は西暦三百三十一年であるから、箸墓の築造はそれ以前四世紀初頭であった。

さて鳥越憲三郎氏は神武から開化までの歴史を取り上げた稀有の学者であるが、その述べられているところは、私見とはまるで正反対の結論になっている。そこで先ず氏の論点の出発点を挙げておきたい。

「葛城山麓を發生的基盤として後には、大和平野へ都を進出させた葛城王朝も第九代の開化天皇をもって終焉し、三輪山麓に新しく王朝を築いた大和朝廷に変わる。この系譜を論ずるに当って一言述べておくことがある。それは『古事記』と『日本書紀』における際立った相違である。『古事記』は系譜において三輪山麓に発した大和朝廷との関連を持たせようとして後の出自を磯城県主の女としている。これに反して、『日

本書紀』は葛城部族内に後の出自を求めている。常識的にいっても『古事記』の方には後世の作為が認められ、『日本書紀』の記事の方が伝承の真実を伝えているとみられる」。

鳥越氏はその理由として、現在の御所市の南はしに鴨都波神社があり（南はしは誤りで北辺の御所市の中心街のちかくにある）祭神は事代主神であり、それを信仰の対象とした部族があつたのでその長の女を娶つたという伝承が正しいとされる。そして『古事記』の方は三輪山伝説を強引にくつつけた神婚譚に過ぎないと切り捨てているが、氏は三輪山伝説の時代的背景もご存知ないとみえる。それは『崇神紀』でご研究いただくとして、それでは『紀』の巻一、一書で事代主神が八尋熊罥に形を変えて三嶋の溝杭姫に通いたまうというのは神婚譚ではないのか。鴨都波神社に事代主神が奉祭されるようになったのは何時のことか。第一部で述べたように歴史家は先ず第一の尺度である年代についての自説をしてからその論議を進めないと全くの空回りになってしまうのである。

注『姓氏録』『異本大三輪神三社次第』では崇神天皇の勅により大田田根子命の孫、大賀茂都美命が葛城の加茂に事代主神を奉斎、賀茂君の氏を奉つたとし、大神神社の別宮としている。したがって最も古い伝承によっても四世紀の中以降。

さて事代主神は『古事記』では大国主神が神屋楯比売命を娶って生んだ子である。この事代主神が『記』に出てくるのは大国主神の神譲りの場面である。

「是に天照大神詔りたまう、（中略）爾、天鳥船神を、建御雷神に副えて遣わしけり。

是を以て此の二柱の神出雲国の伊那佐の小浜に降り到りて、十掬の剣を抜き、逆に

浪の穂に刺し立てて、其の劍の前に<sup>さき</sup> 踏坐して、其の大国主神に問うて曰く、「天照大御神・高木神の命以て、問いに使わせり。汝が宇志波祁流（統治する）、葦原の中つ国は、我が御子の知らさむ国と、言依さし賜えり。故、汝の心は奈何にぞ」と。爾、<sup>かれ</sup> 答えて白さく、「<sup>やじこ</sup> 僕は白すことを得ず。我が子八重事代主神、是れが白す可し。然れども鳥の遊び<sup>すなぶり</sup> 取魚しに、御大之前<sup>みほのさき</sup> に往きて、未だ還り来ず。」ともうしけり。故爾、<sup>かれこに</sup> 天鳥船神を遣わして、八重事代主神を徴し来たらしめて、問い賜う時に、其の父の大神に語りて言いけらく。「<sup>かしこ</sup> 恐之。此の国をば天神の御子に立奉りたまえ。」といいで、<sup>ただ</sup> 即ちに其の船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣<sup>あおふしがき</sup> に打ち成して隠りましき。今汝の子事代主神、如此白し訖りぬ。（中略）建御名方神<sup>たけのみかたのかみ</sup> 白しけらく、「<sup>かしこ</sup> 恐し。我を殺したまうな。此地を除きては、他処に行かじ。亦た我が父大国主神の命に違わじ、八重事代主神の言にも違わじ。此の葦原の中国をば、天つ神の御子の命の隨に献らむ。」ともうしけり。（古事記）

以上が事代主神の『古事記』における記述であり、『日本書紀』も是れまでは略ほ同様な筋書きであるが、先述の巻一の終わりの部分、一書の第六には「大三輪の神の児が姫踏鞴五十鈴姫命である」と述べた後「又曰く、事代主神、八尋熊罴に為りて三嶋の溝杙姫、或は玉櫛姫といつに通いたまう。而して児姫踏鞴五十鈴姫命を生みたまう。是を神日本磐余彦火火出見天皇の后とす」とあり、これが神武天皇即位前紀の記述になっている。巻一の又曰く或は曰くというような記述の仕方は、どれが本当かの疑いをもたせ、鳥越氏の『古事記』の記述否定の根拠をも疑わせるものである。次の第二代綏靖天皇の後は『紀』では五十鈴依姫とし事代主神の少女<sup>おとむすめ</sup>であるとし、第三代安

寧天皇の後は淳名底仲媛ぬなそこなかつひめで事代主神の孫、鴨君の女である。第四代懿徳天皇の後は天豊津媛といい、安寧天皇の第一子息石耳命おきそみのみみこの女である。鳥越説で疑問になるのは第三代の安寧天皇を何故、磯城津彦玉手看尊と申し上げるのか、またその第三子の磯城津彦命を一云としながら、その後何故すぐ本文で懿徳天皇の弟にしなければならないのか、氏の説をとれば磯城津彦はむしろ尾張彦とか葛城彦にするべきではないのか。また息石耳命は第一子で祭祀を司るので結婚しない筈ではないのか。これについては、第六代の孝安天皇の押媛を第五代孝昭天皇の第一子天足彦国押人命の女としているのに併せてここまでの記事の信用度は薄いと弁解されているのは語るに落ちたものと言わねばならない。次に事代の名は「天武紀」上の壬申の乱の記述の中に「是れより先に金網井かなづないに戦線があつたとき高市郡大領高市県主許梅みやつこが、俄に口が閉じてものを言うことが出来なくなった。三日の後の真盛りに神懸かり状態になって「私は高市社たかちに居る事代主神である。又、身狭社むさに居る名は生靈神いくたまのかみである」といい、神意を解き明かして、神日本磐余彦天皇の陵に馬及び種々の兵器を奉れといった。また、吾は皇御孫命の前後に立って不破に送り奉って還つた。今もまた官軍の中に立って守護し奉る。また西の道から敵の軍勢が来ようとしている注意しなさい。」と言いつつ醒めた」。そこで許梅を遣わして神武陵に捧げ物をして祭り又、高市・身狭の二社をも祭つた。又、村屋神（磯城郡田原本町蔵堂村屋神社）も神官にかかり「いま吾が社の中道より敵の軍勢が来る、是を塞ぐべし」と教えその通りになつたので時の人はこの「三社の神の教えが適切であつた」としたので乱の後、將軍たちが奏上してこの三神の位階を挙げまつられた。以上の記述を見ると事代主神は大国主神の子として国譲り神話に登

場し現在は美保関町の美保神社の祭神として祭られ恵比寿さんとして信仰をあつめて  
いるが、その後は大和の宇那提に「皇孫命の近き守り神」として祭られたと「延喜式  
祝詞出雲国神賀詞」にあるのがこの高市社であろう。この宇那提は現在の橿原市雲梯<sup>うなて</sup>  
町でありそこにある河俣神社が神名帳の高市郡（高市御県坐鴨事代主神社）に比定さ  
れている（飛鳥志）。そうすると現在の畝傍御陵の北西一・二km、橿原神宮の北西一  
七kmのところに位置し現存している。（したがって大系本に今の高殿町に在るとい  
うのは誤り。）この史実を基に天武天皇の了解のもとに事代主神が、神武を始めとする  
初期の天皇の後の父祖として後から付け加えられたというのが私の考えである。とこ  
ろで鳥越氏は何故かこの事実に触れていないようである。そして葛城（御所市）にあ  
る鴨都波神社や高鴨神社にのみ着目して、自説の葛城王朝の天皇が土着神である事代  
主神の女を娶ったという強化材料にされているようだ。『出雲国風土記』を見ると事  
代主神の名は全く出て来ず、そして大穴持命を所造天下大神にしているなど、同時期  
（天平五年733）に作られた『豊後国風土記』や『肥前国風土記』が『日本書紀』  
に依拠しているのに比して異彩を放っている。以上のように事代主神は本来大和の土  
着神であつたがそれが国譲り神話に出てくると一躍花形神になった。事代主神につい  
ては一言主神や阿知須岐宅比古尼神との関係があるが、ここではその本旨と違つので  
何故上のようになつたかと言つことのみを述べると、先述のように壬申の乱において  
大きい戦功があつたことが、その発言権を増したであろうことが、その時に大友連吹  
負の配下で活躍した三輪君高市麻呂矢、鴨君蝦夷等を豪傑としているのなども併  
せて推察できるのである。



### 第三節出雲国の服属

古代出雲が何時、大和朝廷に服属したかについては所説があり、『記紀』では神代に大  
国主神の国譲りとして載せられているが、国譲りを受けた天神とその後裔の瓊瓊杵尊は  
出雲には見向きもせず日向に降臨し神武天皇は大和に東遷したことになっている。

出雲がどのような形態で、大和朝廷に服属したかについては、先ず古墳と出土鏡のあり  
方を見ると、ここでは大和朝廷への服属の証しと見られている前期前方後円墳が全く見  
られないこと、三角縁神獸鏡は、

安来市大成古墳（前期方墳辺四十五<sup>センチ</sup>）

三角縁唐草文帯二神二獸鏡径二三・六<sup>センチ</sup>（二三・四）（同型）鳥取県会見町普段寺1  
号墳（二三・八）・大阪府石切周辺二四・〇・同（伝）將軍塚高槻市阿為神社所蔵鏡二  
四・〇

安来市造山1号墳（前期方墳辺四十<sup>センチ</sup>）

仿製三角縁獸文帯三神三獸鏡二四・〇<sup>センチ</sup>（同型）千葉県手古塚二三・九一 奈良（伝）  
佐味田付近二三・四（国学院大蔵鏡）（伝）宇佐市出土（二三・四）

松江市八日山1号墳（前期方墳辺二十四<sup>センチ</sup>）

三角縁波文帯四神二獸鏡二一・八五<sup>センチ</sup>（二一・九）（同型）岐阜一輪山二一・八）

大原郡加茂町神原神社古墳（前期方墳辺二九×二五<sup>センチ</sup>）景初三年銘三角縁二獸鏡（別

掲）

これを見ると三角縁神獸鏡の出土した古墳がいずれも方墳であることが注目される。最

近、奈良県御所市の鴨都波1号墳（方墳一九×一四<sup>センチ</sup>）から三角縁神獸鏡が四面も出土し、従来三角縁神獸鏡が中国の魏で作られ、大和政権が魏の権威を背景に此の鏡を地方の有力豪族に与え同盟関係を結び全国統一を進め、主として前方後円墳から出土するという説が有力であったが、大和政権のお膝元の直ぐ近くでこのような小さな方墳から四面も出土したというので、従来説の論者は困惑しているそうであるが、（二〇〇〇年六月六日付け朝日）

私が本書で取り上げた三角縁神獸鏡を帰納的に整理してみると、どうやらこの配布説は否定せざるを得ないようである。というのは、先には岡山やその周辺の地域に三角縁神獸鏡の原鏡があるのではないかとしたが、この出雲地方出土の三角縁神獸鏡も、他地方出土の同型の鏡に比して面径が最大である。最も大成古墳の三角縁唐草文帯二神二獸鏡は樋口隆康氏によればその構成から普段寺1号墳長二四・〇<sup>センチ</sup>（二三・八）が原鏡であって他の三面は全く同型の踏み返し鏡であるとされているが、普段寺1号墳の所在は鳥取県西伯郡南部町で、出雲地方に隣接する土地であるので、其処に往来があつたとして同様に扱ってもよいのではあるまいか。造山1号墳出土鏡の同型鏡については、樋口氏によれば、宇佐市出土鏡以外は後世コピーした偽鏡であるとされている。景初三年鏡については原鏡か踏み返し鏡かは一面しかないので断定はできないが、いずれにしても他所から移入されたものではないのではあるまいか。一九八五年出雲地方からは簸川郡斐川町の荒神谷遺跡から銅剣三百八十五本・銅鐸六個・銅矛十六本が出土し、九七年には加茂岩倉遺跡から三十九個の銅鐸が発見された。いずれも神原神社古墳に近いところである。出雲地方からは、今のところ青銅器鑄型は見つかっていないが、国立文化財研究

所が荒神谷遺跡出土の青銅器を成分分析した結果、銅剣と銅鐸に含まれる成分比率が一致することを突き止め、同研究所の平尾良光氏は同一工房で同時生産したとしか考えられないと結論づけた。又、鉛産地の基準となる鉛産地の基準となる鉛同位体比も一致、共に朝鮮半島産と同鋳床のものを使っていたことも確認された。又、檀原考古学研究所の久野雄一郎氏によると加茂岩倉遺跡から見つかった銅鐸（弥生時代中期のものと考えられる）は、当時としては最高の鑄造技術を駆使して造られたものであることが判った。比較的大きい四五〜五一センチの銅鐸は、いずれも二ミリ前後の薄手の造りだった。大型で薄手のものを作るには、鑄造時代に青銅の温度を一定に保つ高度の技術が要求されるそうである。島根県下には銅鋳山が多く、付近の銅山の自然銅を使用した可能性が強いという意見もある（久野邦雄著青銅器の考古学）。しかしいずれにしても、その製作年代によって埋納年代（これが恐らく出雲の大和朝廷への服属時期であろう）までを推定することは出来ない。出雲の国の服属がはっきり文章として明らかになるのは、次の出雲国造神賀詞に示される。

出雲国造神賀詞（延喜式巻八）

八十日は在れども、今日の生日の足る日に  
出雲国造姓名、  
恐み恐み申し賜はく、  
挂けまくも畏き明御神と大八嶋の国知ろしめす  
天皇命の手長の大御世と齋として、  
出雲国の青垣山の内に下津石根に宮柱太敷き立て、  
高天原に千木高知り坐す、  
伊射那伎の日真名子加夫呂伎熊野大神。  
櫛御氣野命。国作坐し大穴持命、  
二柱の神を始めて、  
百八十六社に坐す皇神等を某甲が弱肩に太禰取挂て、  
伊都幣の緒結び、  
天の美賀秘冠りて、  
伊豆の真屋に麤草を伊豆の席と苅り敷きて、  
伊都閉黒益し、  
天の颯和に齋み許母利て、

志都宮に忌み静め仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、いはひの返事の神賀吉詞を奏し賜はくと奏す。高天の神王高御魂神御魂の皇御孫命に天下大八嶋国を事避り奉りし時、出雲の臣等が遠祖天穗比命を国體見せに遣わしし時に、天の八重雲を押し別けて天翔り国翔りて、天下を見廻りて、返事申し給はく、豊葦原の水穂国は、昼は五月蠅の如、水沸き夜は火瓮の如く光く神在り、石根木立青水沫も事問ひて荒ぶる国在り。然れども鎮め平けて、皇御孫命に安国と平く知ろしめし坐しめむと申して、己命の児天夷鳥命に布都怒志命を副えて、天降し遣わして、荒ぶる神等を撥ひ平け、国作りの大神をも媚ひ鎮めて、大八嶋国の現事顕事事避しめぎ、乃ち大穴持命の申し給はく、皇御孫命の静坐む大倭国と申して、己命の和魂を八咫鏡に取り託けて、倭大物主櫛瓊玉命と名を称けて、大御和の神奈備にさせ、己命の御子阿遲須伎高彦根の命の御魂を葛木の鴨の神奈備に坐す、事代主命の御魂を宇奈提の神奈備に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇御孫命の近き守り神と貢ぎ置きて八百丹杵築宮に静め坐しき。是に親神魯伎・神魯美の命宣りたまはく、汝天穗比命は天皇命の手長の大御世を、堅磐に常石にいはひ奉り、いかしの御世にさきはえ奉ると仰せ賜ひし次ぎのままに、供齋仕え奉り朝日の豊栄登りに神の礼白臣の礼白と御禱の神賣献らくと奏す。 後略

語釈 八十日(ヤソカヒ)多くの日(、今日の生日の足る日)吉日(、日真名子(ヒマナコ)親愛の御子(、

加夫炉伎(神祖)熊野大神櫛御氣野命(素戔嗚尊の別稱)、国作坐大穴持命(大国主命)、皇神等(その地域を領する神々)、伊都幣(カヒ)神事の奉仕者が被る木綿鬘(、天の美賀秘(天より賜った鬘)、伊豆の真屋(神聖に清められた切妻作りの御殿)、鹿草(刈り取ったばかりの萱草)、席(植物性の敷物)、伊都閉黒益(神聖な土器を黒く煤つかせて)、天

の厳和に齋み許母利て、志都宮に忌み静め仕え奉りて、(神聖な齋み屋に籠って、安静な神殿に忌み静めて)、礼白(敬意を込めた贈り物)、御禱(お祝い)

注・出雲の臣等が遠祖天穗比命(『記紀』の記述では天穗比命(天菩比命)は天つ神の命を受けて大国主命に国譲りさせるために行ったが大国主命に媚びへつらって三年も復奏しなかったとある。ここに「国作らしし大神をも媚び鎮めて」とあるのは或はそれについての弁解か)、己命の児天夷鳥命(『記』では天穗比命の子は大脊飯三熊大人)、布都怒志命(『記』では経津主神と武甕槌神『記』では建御雷神と天鳥船神)、

【大八嶋国の現事顕事令事避き、……八百丹杵築宮に静め坐しき】

ここに表現されている大穴持命の言葉が、出雲側の大和朝廷に対する服従の在り方であると思われる。『記紀』では経津主神と武甕槌神の武力によって鎮圧したような表現になっているが、実際には『紀』の一書のあるように、経津主神と武甕槌神が大己貴神に「お前はこの国を天神に奉るのかどうか」と言ったところ大己貴神は「私はお前たちが本当に天神の命によってきたのかどうか疑う。前に来た天穗比命や天稚彦のように私の処でよい地位につきたいので来たのではないか、お前たちの言うことを聞くことは出来ない」と云われた。そこで経津主神が天上に還って報告したところ、高皇産靈尊は再び二人の神を遣わして大己貴神に勅して「今、お前の申すことはまことにもっともだ。そこで一つ一つ箇条書きにして示そう。それは今お前が治めている地上の現実の政治は我が皇孫に治めさせよ。お前は神事をつかさどりなさい。又、お前が住む宮殿はすぐに造ってさしあげよう。其れは千尋(一尋は両手を広げた長さ)の楮の縄で結い堅く確実に何度も結ぶことにする。其の宮を造る制を定め、柱は高く太く板は広く厚くしよう。

又、田を作って与えよう。又、お前が往来して海に遊ぶための道具として高い橋、水上に浮かべる橋及び天鳥船（船足の速い船）を作ろう。又、天安河に打橋（取り外しの出来る橋）を作ろう。亦た繰り返し縫い合わせた白楯を作ろう。お前の祭祀を司るのは天穗比命にする」と申された。

すると大己貴神はお答えして、「天つ神の勅はたいへん懇切丁寧でございます。どうして大命に従わないことが出来ましょうか。今、私が治めている地上の政治は皇孫がお治めになって下さい。私は隠退して隠れたることを治めましょう」と言い、そして猿田彦神を二神に薦めて、「これが私に代わってお仕えするでしょう。私は今、ここから去ります」といつて身に美しく大きい玉を背負って永久にお隠れになった。

現在の出雲大社は島根県出雲市大社町に鎮座。本殿は切妻造妻入りで平面は一辺が、三丈六尺（一〇・九メートル）の方形で桁行・梁間とも二間、床は約四メートル、四周に高欄つき縁をめぐらす。屋根は桧皮葺きで反りを持ち、棟上は置千木と型魚木を置き、全高は約二十四メートルである。最近、出雲大社境内を発掘調査していた島根県教委と大社町教委は平安時代（西暦十二世紀頃）に有った本殿を支えていたと見られる杉の巨大な柱の一部が出土したと発表した。現在の拜殿の北、約七・五メートルの地下約一・五メートルのころから直径一・一メートル・三メートルの杉の木三本を金属の輪で一つにまとめた柱を九本使ったという当時の記録を裏付けているという（2000年4月朝日）。続いてそれより更に太い「神が宿る」とされる心御柱の基部が出土した（2000年10月朝日）。

柱の太さから見て当時の本殿の高さは現在の時価に換算した建築費は約百二十二億円かかるという。従来、平安時代には出雲の文化は衰えたという説が一般であったが、

この発見はそういふ見方を覆すとともに従来、出雲大社の起源、従って出雲信仰の起源を七世紀と見る説も時代をもっと遡るとする説も有力視されるようになって来ている。

次に大神神社の主祭神が倭大物主櫛玉（やまとおおもとのぬくし）命（みこと）になった謂れが述べられているのである。

「つまり大穴持命（にぎみたま）の和魂を八咫鏡（皇位の象徴）の守り神として大三輪神社にお祭りするということであろう。そして御子阿遲須伎高彦根の命（あじすきたかひこね）の御魂を葛木の鴨（現在の御所市鴨神）にお祭りし、事代主命の御魂を宇奈提に、賀夜奈流美命（がやなるみのみこと）の御魂を飛鳥の皇御孫命（天皇）の近き守り神と貢り置くとある。

『神代紀上八段一書』『記』御諸山神の条にも三諸山の神の由来が載っているが（先出）、いずれにしても出雲の国作りの神であった大国主神が当初から倭の大神神社の司祭権を持っていたとは考えられないから、ここはやはり後世に挿入されたものであろう。

その時代を考えると、三輪は山城や北和からの、宇奈提は南河内の太子方面や北葛城方面からの、葛木の鴨は、五奈や水越峠方面からの、飛鳥の神奈備は吉野方面からの「飛鳥の都」の入り口、東北・西北・西南・東南を守るための守護神として出雲勢力によって祭られたと考えるのが妥当であろう。猶、最後の飛鳥の神奈備は現在、飛鳥坐神社が明日香村飛鳥字神奈備にあるが、賀夜奈流美命（がやなるみのみこと）を祭神とするのは同村栢森（かやのもり）にある賀夜奈流美神社であって、稲淵川の上流すなわち吉野方面への入り口にあたる、なお賀夜奈流美命は大国主命の女とあるが『記紀』などには出て来ない。

## 第四章古墳時代初期の出土鏡

### 画文帯神獸鏡

一九九八年黒塚古墳の発掘に際して、画文帯神獸鏡が遺体の頭部に唯一面安置され、三十三面の三角縁神獸鏡は棺外に並べ立てられており、その役割が再評価されることになった。また二〇〇〇年のホケノ山古墳の発掘調査で、かなり大型の画文帯同向式神獸鏡（径一九センチ）が内行花文鏡などと共に見つかり、三角縁神獸鏡より一層古い形式の珍重された鏡であることが判った。但しこれまでに出土している画文帯神獸鏡百五十面のうち約百面が中後期の古墳から出土しており長い間製作されたものであることが判る。画文帯同向式神獸鏡は最も早くは弥生庄内式併行期に徳島県鳴門市萩原一号墓で出土している。欠損しているが推定径一六・一センチで同型鏡が慶応大学蔵鏡にあつて（伝）北朝鮮（旧楽浪郡）大同江付近出土とされる。銘帯『吾明作鏡…天王日月・

幽 三岡・統徳序道……以下不詳』

古墳前期の徳島県では板野町阿王塚古墳（円墳径二十メートル）から吾作銘の画文帯神獸鏡二面が出土している。香川県では、さぬき市寒川町奥十四号墳から二面、同長井町丸井古墳、高松市茶臼山古墳、坂出市弘法寺山林古墳、いずれも前期前方後円墳から出土している。（四国東部で計八面）。畿内では兵庫県神戸市東求女塚古墳・西求女塚古墳二面・ヘソボ塚古墳・得能山古墳・天坊山古墳（計六面）、大阪府池田市娯三堂古墳・枚方市藤田山古墳（伝）石切周辺古墳・柏原市玉手山六号墳（計四面）、京都府竹野郡弥栄町太田南二号墳・京都市西京区百々池古墳・向日市芝山古墳・八幡市石不



動古墳・(伝)石不動古墳・内里古墳・西車塚古墳・城陽市西山四号墳・相楽郡山城町椿井大塚山古墳(計九面)、奈良県では天理市天神山古墳二面、黒塚古墳、桜井市外山茶臼山古墳三面、ホケノ山古墳二面、奈良市古市方形墳(計九面)出土している。

その他では鳥取県・和歌山県・三重県・岐阜県・静岡県・千葉県・群馬県の前期古墳から各一面、栃木県の前期古墳から二面が出土している。前期古墳から出土している画文帯神獸鏡が九州北部からではなく、先ず四国東部から出土して近畿地方に波及していることは、先の積石塚が高句麗の墓制であったことと関係が有り、四国東部の豪族が独自に楽浪郡や高句麗などと交渉をしていたことを示しているのではあるまいか。

中・後期その他の古墳出土の画文帯神獸鏡は、畿内二十二面・九州地方十四面、中国地方三面、四国地方六面、関東地方四面、中部地方五面である。

#### 紀年銘鏡

次に古墳出土の鏡の中に紀年の入ったものがあることによつて、一応の参考とされる。それを挙げて見ると

「青竜三年(二三五)顔氏作鏡……」方格規矩四神鏡、

「赤烏元年(二三八)五月廿五日丙午、造作明竟……」対置式神獸鏡、

「景初三年(二三九)陳是作竟 自有径述 本是京師……」三角縁四神四獸鏡

「景(初)三年陳(是)作 銘之保子宜孫」半円方角帯神獸鏡、

「景初四年五月丙午之日 陳是作竟 吏人詔之 位至三公……寿如金石兮」盤竜鏡、

「正始元年 陳是作竟 自有径述 本自州師 杜地命出」三角縁同向式四神四獸鏡、

「(赤)鳥(七)年(二四四)(太歳)在丙午昭如日中造(作)」対置式神獸鏡

「元康 年対置式神獸鏡(二九〇年代)十一月二十五日作竟……」城町(伝)上狛、

これ等の紀年鏡のうち問題になるのは、魏の年号である景初、正始銘のあるものであり、その作者が皆、陳是(氏)であるところから、この陳是(氏)作鏡をたどって行くことにする。従来説によれば景初三年銘や、正始元年銘鏡は、卑弥呼が魏帝から下賜された銅鏡が三角縁神獸鏡である証明とされたが、一方では下賜の銅鏡は三角縁神獸鏡ではなく、三角縁神獸鏡はヤマト政権が作った鏡であるという説があり、また紀年鏡は必ずしも鏡の製作年代を断定するものではなく、後の時代になって自分たちの先祖を由緒あらしめるために作ったという説もあって、決定的なものではなかった。その後、広峯一五号墳などの「景初四年銘」盤竜鏡の出現により、後世になって上のような理由でありもしない「四年銘」を作鏡することはあり得ず踏み返し鏡であるかどうかは別として、その原型はやはり同時代に都から遠隔地にあつた者が、または「魏」の法制に明るくなかった製作者が、これらの「紀年鏡」の原型を作つたのではないかと思うようになった。是れについて奈良女子大の広瀬和雄氏や九州大の西谷正氏は三角縁神獸鏡は魏が耶馬台国へ下賜するための特鑄品であるとの説を採り、西谷氏は「景初四年銘」のある鏡は「特注品」としてあらかじめ作っておいたものと考えればおかしくないといわれているが(一九九八年一月一〇日付読売)魏の明帝は景初三年一月一日に亡くなっており、その死後直ちに齊王曹芳が帝位についている。魏の法制は漢制を受け継いでおり、先帝死去の年にはその年号をそのまま受け継ぎその翌年に改元されるといふことは解っていた筈である。翌年の元旦の祝典と先帝の命日の

喪が重なることを忌んで景初三年は十二月あつたが、まるまる十三ヶ月も先帝の死亡の周知期間があつたのに猶、翌年も景初の年号が続くと考えることの方が全くおかしいことではなからうか。

そこで王仲殊説などを勘案して考えると、製作者の陳是（氏）は元、揚州の出身者であり、その後、呉と国交のあつた「公孫氏」の領域にいたが、公孫氏が魏に滅ぼされたことによつて「洛陽」に移りたまたま訪れた「卑弥呼」の使者と共に「倭国」に移つたのではないかと思われる。景初三年鏡銘自有径述 本是京師 杜地命出（陳氏作

鏡は中国では唯一、陝西省西安市東郊から出土している。杜地は西安市東南の杜陵か）

「陳氏作竟四夷服 多賀君家人民息 胡虜殄滅天下服 風雨時節五穀 官位尊顯

祿食 長保二親子孫力兮」れいしゅうせきつ 靈鼉鏡 径一四・三センチ

「吾作銘竟四夷服 多賀国家人民息 胡虜殄滅天下服 風雨時節五穀熟 得天力」

吾作錢文盤龍鏡 径一六・二センチ 樂浪郡出土

これについて次のような銘を持つ三角縁二神三獸車馬鏡が滋賀県大岩山古墳群二番山林古墳から出ている。

「鏡陳氏作 大工 荊募周 用青銅 君宜高官 至海東 保子宜孫」径二五・七

センチ（鏡は陳氏作り 真に大工なり 型模彫攸して青銅を用う。「君宜高官」海東に至

る。子を保ち孫に宜しからん）。同様な趣旨の三角縁四神二獸鏡が大阪府柏原市茶臼

山古墳から出土しており、銘は「吾作明竟真大巧 浮由天下四海 用青銅 至海東」

方格内「君」「宜」「高」「官」となっている。「青銅を用い海東に至る」について王

氏は「海東」を日本の意に解されたが、樋口隆康氏等は、海東は神仙思想による仙

界のことで「君宜高官」などの吉祥句がその間に入っていることをその理由として王氏説を否定されたが、文中に「君宜高官」の句をちりばめた鏡は多くあり、そんなに信仰も持たない者が神社の御守りをもつようなもので王氏説を否定する材料にはならないと思う。青銅を用いてすばやく鑄型を作り海東に到る。四海天下を巡って青銅を用い海東にいたる。海東にいたった後の活躍はその実績が示す。

陳氏作竟は次のように出土している。(以下鏡の直径は『国立歴史民俗博物館研究報告第五六集』以下「出土鏡データ集成」の略称を用いた。)

「景初三年(二三九)陳是作竟 自有径述 本是京師 杜 出 吏人 位至三公 母人銘之保子宜孫 寿如金石兮」鈕座「有節重弧文圈座」三角縁四神四獣鏡径二三・〇<sub>センチ</sub>

島根県雲南市神原神社古墳(前期方墳二九×二五<sub>メートル</sub>)  
「景(初)三年陳(是)作 銘之保子宜孫」半円方角帶神獸鏡径二三・八<sub>センチ</sub>  
和泉市上代町黄金塚古墳(前期前方後円墳長八五<sub>メートル</sub>)

「景初四年五月丙午之日 陳是作竟 吏人詔之 位至三公 母人銘之 保子宜孫 寿如金石兮」盤竜鏡

(伝)持田古墳群(宮崎県)径一七・〇<sub>センチ</sub>辰馬考古資料館蔵

福知山市天田広峯十五号墳(前期前方後円墳長四二<sub>メートル</sub>)径一六・八<sub>センチ</sub>

「正始元年 陳是作竟 自有径述 本自州師 杜地命出 寿如金石 保子宜孫兮」三角縁同向式四神四獣鏡径二二・六<sub>センチ</sub>

山口県周南市富田竹島御家老屋敷古墳(前期前方後円墳長五六<sub>メートル</sub>)径二二・八<sub>センチ</sub>

群馬県高崎市柴崎蟹沢古墳(前期円墳又は周溝墓径二二<sub>メートル</sub>)径二二・六<sub>センチ</sub>

兵庫県豊岡市森尾古墳(前期方墳三五×二四<sub>メートル</sub>)径二二・七<sub>センチ</sub>

「陳氏作鏡 用青銅 上有仙人 不知 君宜高官 保子宜孫長寿」三角縁神獸車馬鏡

福岡藤崎遺跡六号方形周溝墓二二・三<sub>センチ</sub> 岡山湯迫車塚 山梨銚子塚二二・二<sub>センチ</sub>  
群馬(伝)三本木二一・九<sub>センチ</sub>

「陳是作鏡 甚大好 上(君)有神守及龍虎(宜) 巨古有聖人(高)東王父 湯飲玉泉 全朋全食棗(官)」三角縁六神四獣鏡

福岡那珂珂川町妙法寺二号墳二一・九<sub>センチ</sub> 大阪万年山二一・六<sub>センチ</sub>

「陳是作鏡 甚大好 上有仙人不知老 君宜高官 保子宜孫 寿如金石」三角縁神獸車馬鏡

岡山湯迫車塚二六・〇<sub>センチ</sub> 奈良佐味田宝塚二五・九<sub>センチ</sub>

「陳是作鏡 甚大好 上有王父母 左有蒼竜右白虎 宜遠道相保」三角縁四神二獣鏡

椿井大塚山192 神奈川真土大塚山二一・一<sup>セ</sup> 岡山湯迫車塚二面二一・

〇<sup>セ</sup>・兵庫権現山五二号墳二一・九<sup>セ</sup>

「君」陳是作鏡 甚大好 上有神守〔宜〕及龍虎 有文章口衛 巨〔高〕 占有

聖人東王父 西王母 湯〔官〕 飲玉全飢食棗長相保」三角縁五神四獸鏡

兵庫牛谷天神山二一・一<sup>セ</sup> 兵庫西求女塚二一・八<sup>セ</sup>

「陳孝然作竟」三角縁波文帶四神二獸博山炉鏡

芦屋市阿保親王塚二一・四<sup>セ</sup>

「陳氏作鏡 甚大好 上有神守及龍虎 身有文章口衛巨古有聖人東王父西王母湯

飲玉泉」三角縁六神三獸鏡 奈良桜井茶臼山 同佐味田宝塚二一・九<sup>セ</sup>

「陳氏作鏡 甚大好 上有戲守及竜虎 身有文章口衛 巨有聖人王父母 湯飲玉

泉飢食棗」三角縁四神二獸鏡

椿井大塚山M二七破片 滋賀古富波山二一・八<sup>セ</sup>

「陳是作鏡 甚大好（公）上有仙人不知老（位）古有聖人及竜虎（至）身有文章

口衛巨（三）」三角縁四神四獸鏡

黒塚6号二一・〇<sup>セ</sup> 群馬（伝）三本木

「陳是作鏡「王父・王母」三角縁獸帶四神四獸鏡

黒塚七号 京都西山二号墳二一・三<sup>セ</sup>（伝）岡山県径二一・二<sup>セ</sup>

以上陳氏（是）作鏡三十一面の出土率は岡山五、兵庫五、奈良四、京都四、大阪二、

滋賀二、福岡二、群馬二、山梨・神奈川・宮崎・山口・鳥根各一で、畿内が十七面を占

め、陳氏はやはり畿内を中心として活動しているといえよつが、殆どが同径である中で、

福岡那珂川妙法寺二号墳出土鏡の面径が他の同型鏡に比較して三<sup>ミ</sup>以上も大きい。次に

福岡市若八幡宮古墳から出土した

「 是作竟 父母荊 位至王公 宜子孫 長保二親 利古市 買者

「三角縁二神二獸鏡径二一・五<sup>セ</sup>は、作者不明で張是、周是も考えられる

が、一応陳是作とし、判読不明のところは推定すると「陳是の作れる竟は三商（銅・

錫・鉛）を幽練し、東王父西王母の刑<sup>おきて</sup>により、位は王公に至り子孫に宜しく長え<sup>たじ</sup>

に二親を保ち古（估）市に利<sup>よ</sup>ろし買者は延寿長命ならん」と読む。古（估）市は賈

市とも書き、売買の市場のこと、延寿長命は、後漢の永康元年（一六七）鏡による。

同じ年に作られた他の鏡には「買者延壽万年」ともある。この鏡を買う者には福德があるという句は三角縁神獸鏡はヤマト政権の権力者が勢力を伸ばしたところに配布したという説では全く必要のないもので、むしろ鏡を作って売り捌こうとした鏡商人の言葉ではなからうか。私は陳氏が先ず福岡に入り、岡山、兵庫を通って畿内に入ったのだと思う。王氏は三角縁神獸鏡は中国の画像鏡の外区（鏡縁を含む）と神獸鏡の内区を組み合わせたものだと言ったら容易に人々の共感をつるであろう」というような暗示的な言い方をされているが神獸鏡と画像鏡は先ず長江流域で作られ、その年代の上限は建安年間（一九六～二一〇年）、下限は天紀年間（二七七～二八〇年）であり、その出土地点は会稽郡紹興及びその周辺が数量的に他を圧している。又、各種神獸鏡の出土地点も、紹興・鄂城・南京・江都・泰州・無錫・浙江省・湖南省・広東省などすべて「呉」の領域になっており、一例を挙げると、梅原末治氏の「紹興古鏡」によれば田氏作神人車馬画像鏡、田氏作三角縁神人靈獸画像鏡などが、浙江省紹興から出土しており、「田氏作竟大工……千秋万歳」と読める銘文を持つ神人竜虎画像鏡は福岡県大牟田市の潜塚古墳、静岡県薬師堂山古墳また「田生作竟四夷服……以下略」銘を持つ神人車馬画像鏡が京都府与謝郡岩滝町丸山古墳から出ている。これに対して洛陽を中心とする北方鏡は、主として幾何学的線模様からなっている内行花文鏡や方格規矩鏡、平面的な獸首鏡や夔鳳鏡、盤竜鏡、双頭竜文鏡などが殆どである。又、鉛同位体比においても弥生期以前の北九州において出土する鏡が、北方の鉾山で得られた鉛を原料にしていることが推定されるのに対して三角縁神獸鏡に使っている鉛は、はっきりとその地質構造の違う鉾山から

採ったものであることが明らかである。最も馬淵久夫氏によればこの地域は黄河と長江に挟まれた広大な地域であり、これによってその鉛が魏の地域化、呉の地域で採取されたかまでは判らないそうであるが、出土鏡の発掘地点の状況により、神獸鏡の工人が呉の地域の出身者であるとは言っても差し支えないと思う。

次に先の兵庫県豊岡市森尾古墳の「正始元年鏡」に共伴の三角縁四神四獸鏡径二五・

四<sup>ナ</sup>には「新作大竟 幽凍三剛 配徳君子 清而且明 銅出徐州 師出洛陽 彫文

刻鏤 皆作文章 左龍右虎 師子有名 取者大吉 長宜子孫」銘があるが（同型奈

良県河合町佐見田宝塚古墳二六・一<sup>ナ</sup>）、同様の銘文が湯迫車塚古墳から出土した

三角縁四神四獸鏡径二三・二<sup>ナ</sup>にもある。この銘文は「新作明竟 幽律三剛 配徳

君子 清而且明 銅出徐州 師出洛陽 彫文刻鏤 皆作文章 服者大吉 宜子孫」

で新作大竟が新作明竟になっており「左龍右虎 師子有名」の句が無い（同型 奈

良県黒塚古墳三号鏡・大阪府国分茶白山古墳径二三・二<sup>ナ</sup>・大津市織部古墳二三・

一<sup>ナ</sup>・京都府北山古墳二二・七<sup>ナ</sup>）王仲殊氏によると、今のところ中国ではここに

ある銘文のうち「銅出徐州」の銘文のある鏡は遼寧省遼陽の魏晋墓から出土した「方

格規矩鏡」一面だけで「師出洛陽」の銘文のある鏡は全く出て居ないと言われている。

遼寧省遼陽がかつて公孫氏の支配下にあった地域であることは考慮に入れられ

るべきであろう。青銅鏡は鑄造品であるから同じ鑄型の中に溶融した金属を流し込

めば一般的に言って同径の製品が出来る筈であるが、今、私が資料とした「出土鏡

データ集成」によれば同型鏡の多くは面径が少しずつ違っている。これを普通に考

えると同型鏡を作る際に踏み返し技法を用いたからであると思われる。踏み返しは

完成品の鏡で型取りをした鑄型の中に溶融した金属が冷却し、凝固する際に収縮が生じその率は金属によって異なるが青銅鑄物の場合は一千分の十二とされる。したがって現在の鑄物工業では、最初の型を作る際に上の場合では一千分の十二大きい鑄物尺を使う。又「データ集成」の中には単純な執筆ミス（例えば芦屋市所在の阿保親王墓を尼崎市と五回も誤記している）もあり、経験的に言って数字については特に我々が事実として指摘出来ないミスもあると思うので、本書では必要な箇所には重ねて樋口隆康氏の著書と照合した。又これから多数出土する鏡もあるので、これらはいくまで現時点での観察結果に過ぎないことは言うまでもない。又例えば径二十分の鏡として「<sup>三</sup>」程度の違いは測定誤差として同寸としてもよいかとも思われるが本書ではその労をとっていない。かつて小林行雄氏が同範鏡理論を立てられ三角縁神獸鏡は大和政権の勢力範囲に配布されたものであるとされそれを信奉する人も多かったが、私が見たことのある鑄物の製作は、先ず原型になる木型を作り、それを鑄型枠の中の鑄物砂に入れて型取りし、その中に溶融した金属を流し込み、冷えるのを待つて取り出すのであって、その砂型が何度も使えるというものは無い。同一の製品を作るためには、同一規格の木型・石膏の型などを作り、それを原型とすれば出来るのであって、この場合は同範というより同型という方が相応しいと思われる。もっとも青銅製品の原始的な製法は土の鑄型に直接に型を彫り込んでくぼみを作り、そのくぼみを乾燥させて外型を作り中型が必要な場合は中型の外面に文様を作って外型と組み合わせせて、その中に溶銅を流し込んで作った用であり、奈良県田原本町の唐古・鍵遺跡からは銅鐸の土鑄型外枠が出土しており（鏡の土鑄型は



未だ出ていない。この土鑄型の使用によって従来の石製鑄型より大型の精巧な銅鐸が出来たようになったと説明文にあるが、ただ私の見た感じでは一度製品を取り出した土鑄型は歪みやひび割れが生じたとえ修繕して使ったとしても小林氏の云われるように同一の鑄型から五面もの同範鏡が取り出せるとはとても思えないのである。まして鏡本体だけではなく鈕部分を考えればなおさらである。出土鏡には出来不出来のあるものがあって一般に精巧なものは舶載鏡で、不出来なものは彷彿鏡であり又は踏み消し鏡であるというような説を述べている人が多いが、むしろこの鑄型の取り方そのものにあるのではあるまいか。例えば岡村秀典氏は福岡平原遺跡の出土鏡は彷彿鏡を含めて金属原鏡が使用されたと想定されている。この原型によっていくつもの鑄型を作れば同一の製品が作れるのであって何度も使用出来る。その場合の型は鑄物砂によって作られており、これが現在まで我が国で古墳その他から約五千面の出土鏡がありながら、一部に石範を見るだけで土範が出土しない理由ではあるまいか。日本に於いても鑄造技術そのものは、銅鐸の製作に見られるように既に優れた技術があったのであるから問題はその原型を作る技術者を中国に頼らざるを得なかったことであって、したがって多くの場合は先述の踏み返し技法が用いられたようである。だから踏み返し鏡の多くは我が国の鑄造技術で十分製作可能であり、仕上がりも踏み返しであるから劣っているのではなく、その場合はもともとその原鏡そのものの仕上がりが悪くないものを使ったからだとは私は考える。(原型の作成には他に蠟型法がある)。

ここで大和政権の鏡配布の中枢があったとされる椿井大塚山古墳出土鏡で同範鏡を

持つとされている二十四組を「データ集成」で調べてみると、内八組が面径が最大（内二面は他古墳に同型鏡あり）であり、十六組十九面は他の古墳出土鏡の面径の方が大きかった。ということは樺井大塚山古墳出土鏡は他の同型鏡の原鏡でありその持ち主がその配布を担当したという小林行雄の同範鏡理論は成り立たず、むしろ鏡好きの樺井大塚山の被葬者或は管理者が他にあつた残り物の鏡を沢山集めていたという方が実情に合っているのではあるまいか。まして今後新たに出土するであろう鏡のことを考えるとその蓋然性はますます大きくなると思えるのである。先に踏み返し鏡の収縮率は一・二%と述べたが、これは面径二十センチの鏡では〇・二四センチとなる。然し樺井大塚山古墳出土鏡の中には最大径の他の古墳出土鏡に対して約一センチ前後も違うものが六面も含まれており、極端な201号鏡の場合は二・一センチ（滋賀雪野山）も違う。縮小したが、この表を見ると三角縁神獸鏡はその原鏡は必ずしも大和一国にあつた訳ではなく、北部九州から中国・播磨地区を東遷して畿内に入り、それから東国地方へ出て行つたという大和政権と似た足跡を辿っているといえよう

○樺井大塚山古墳（はデータ集成）同型出土鏡一覽

「張氏作鏡真巧 仙人王喬赤松子 師子辟邪世少有 渴飲玉泉飢食棗 生如金天相保令」 三角縁三神五獸鏡

香川奥三号 兵庫権現山51号墳径二一・七センチ 静岡連福寺二二・五センチ

大塚山188二二・四センチ（伝）三本木所在二二・一センチ

「陳氏作鏡 甚大好 上有戲守及竜虎 身有文章口銜 巨有聖人王父母 渴飲泉 飢食棗」 三角縁四神一獸鏡

樺井大塚山M二七破片 滋賀古富波山二一・八センチ

「吾作明鏡 甚大好 上有神守及竜虎 古有聖人東王父 渴飲玉泉全朋食棗

如金石」 三角縁三神五獸鏡

岐阜（伝）可児町二二・六センチ 千葉小見川城山1号墳二二・五六センチ 兵庫西求

女塚二二・五センチ 樺井大塚山186一八・二二センチ

「張是作鏡 甚大好 上有仙人 不知老 渴飲礼泉飢食棗 保子宜孫 位至侯

買竟者富且昌」三角縁四神四獸鏡

椿井大塚山190二一・八<sub>ナ</sub>

「吾作明竟 幽律三剛 銅出徐州 彫鏤文章 配德君子 清而且明 左龍右虎 伝世右名 取者大吉 保宜子孫」三角縁四神四獸鏡 奈良佐味田宝塚二一・六<sub>ナ</sub>

椿井大塚山一九一・ 兵庫西求女塚二二・四<sub>ナ</sub> 岐阜内山一<sub>ナ</sub>号墳六寸八分

20・6)

「陳是作鏡 甚大好 上有王父母 左有蒼竜右白虎 宜遠道相保」三角縁四神

獸鏡

椿井大塚山19二 神奈川真土大塚山二二・一<sub>ナ</sub> 岡山車塚二面二二・〇

兵庫権現山五一号墳二一・九<sub>ナ</sub>

「吾作明竟 甚大好 上有神守及竜虎 身有文章口銜 巨古有聖人 東王父西

母湯飲玉 五男二女 相保吉昌 内区「東王父西王母」三角縁四神四獸鏡

椿井大塚山193二二・四<sub>ナ</sub> 奈良新山二二・一<sub>ナ</sub>

「吾作明竟 甚大好 上有神守及竜虎 古有聖人 東王父 湯飲玉泉全朋食棗

如金石」三角縁三神五獸鏡

椿井大塚山194 同195二一・五<sub>ナ</sub> 兵庫権現山51号墳径二一・四五

愛知(伝)百々二一・三五<sub>ナ</sub>

「吾作明竟 甚大好 上有東王父西母 仙人王喬赤松子 湯飲玉泉全朋食棗

千

秋万歳不知老兮」三角縁五神四獸鏡

椿井大塚山196二一・五<sub>ナ</sub> 奈良(伝)都介野

「張氏作竟 真大好 上有仙人 赤松子 有 湯飲玉泉飢食棗

寿

金石」不知老兮」三角縁四神四獸鏡

愛知奥津社二三・八<sub>ナ</sub> 椿井大塚山197二三・六<sub>ナ</sub> 香川西山不明

「吾作明竟 甚大好 上有王喬以赤松 師子天鹿其隣龍 天下名好世無雙」三角

縁四神四獸鏡

大阪万年山 広島中小田二号二〇・一<sub>ナ</sub> 福岡石塚山二〇・〇<sub>ナ</sub> 兵庫求

一九・八<sub>ナ</sub> 椿井大塚山一九八 同一九九一九・七<sub>ナ</sub>

三角縁画文帯五神四獸鏡

岡山湯迫車塚二一・〇<sub>ナ</sub> 椿井大塚山二 福岡那珂八幡二一・八<sub>ナ</sub>

(伝)富雄丸山二一・六二<sub>ナ</sub>

「天王日月」三角縁唐草文帯四神四獸鏡

滋賀雪野山二四・二<sub>ナ</sub> 兵庫吉島二面二三・七<sub>ナ</sub> 奈良佐味田宝塚・

岡赤門上二三・六<sub>ナ</sub> 椿井大塚山二 1二二・一<sub>ナ</sub> 東京国立博物館

「天王日月」三角縁獸帯三神三獸鏡

椿井大塚山202二三・〇<sub>ナ</sub> 福岡天神森 福岡原口 大分高森赤塚二一・

<sub>ナ</sub> 福岡石塚山二一・五<sub>ナ</sub> 福岡石塚山二一・四<sub>ナ</sub> 福岡御座一<sub>ナ</sub>号墳破片

「天王日月」三角縁獸帯四神四獸鏡

神奈川加瀬白山二一・四<sub>ナ</sub> 椿井大塚山203・204・205 福

- 蔵 山口竹島御家老屋敷二二・三<sub>セ</sub>チ
- 「天王日月」三角縁獸帶四神四獸鏡  
 榑井茶臼山 愛媛広田神社上二三・〇<sub>セ</sub>チ 榑井大塚山206二二・二<sub>セ</sub>チ
- 天王日月」三角縁獸帶四神四獸鏡 榑井大塚山207二三・四<sub>セ</sub>チ (伝)  
 石切周辺二一・四<sub>セ</sub>ンチ
- 「天王日月」三角縁獸文帶四神四獸鏡  
 宮崎(伝) 持田二三・三<sub>セ</sub>チ 岐阜長良竜門寺1号墳二三・二<sub>セ</sub>チ 榑井大塚山  
 208 二二・五<sub>セ</sub>チ
- 「天王日月」三角縁獸帶同向式神獸鏡  
 岡山湯迫車塚二三・四<sub>セ</sub>チ 三重久保二三・一<sub>セ</sub>チ 静岡上平川大塚二二・九  
 榑井大塚山209 二二・四<sub>セ</sub>チ
- 「天王日月」三角縁鋸齒文帶四神四獸鏡  
 榑井大塚山210 二三・三<sub>セ</sub>チ 榑井茶臼山二三・二<sub>セ</sub>チ 京都南原 大分  
 塚二二・〇<sub>セ</sub>チ
- 「天王日月」三角縁獸帶二神二獸鏡  
 京都市百々池二二・三<sub>セ</sub>チ 榑井大塚山211 二二・一<sub>セ</sub>チ
- 「天王日月」三角縁獸帶四神四獸鏡  
 (伝) 鳥取倉吉市付近二三・六<sub>セ</sub>チ 榑井大塚山212二二・六<sub>セ</sub>チ
- 「天王日月」三角縁獸帶四神四獸鏡  
 榑井大塚山213 二二・八<sub>セ</sub>チ 岡山秦上沼二三・七<sub>セ</sub>チ
- 三角縁櫛目文帶四神四獸鏡 奈良円照寺墓山1号墳二二・二<sub>セ</sub>チ 榑井大  
 塚山214・215 二二・〇<sub>セ</sub>チ
- 三角縁波文帶盤竜鏡  
 大阪黄金塚 愛知(伝) 奥津社二四・五<sub>セ</sub>チ 榑井大塚山216二四・三<sub>セ</sub>チ
- 三角縁獸帶神獸鏡 榑井大塚山二一九破片二一・五<sub>セ</sub>チ
- 「吾作明鏡 甚大好 上有王喬以赤松師子天鹿其鄰籠天下 名好世無雙 昭吾口  
 意寿如太山」三角縁三神五獸鏡
- 静岡上平川大塚二二・九<sub>セ</sub>チ (伝) 榑井大塚山255破片京都教育大所蔵 滋  
 賀古富波山二二・〇<sub>セ</sub>チ 兵庫コヤダ二二・九<sub>セ</sub>チ

個別記載以外の主な参考図書一覧

- |                        |        |       |
|------------------------|--------|-------|
| 『中国正史日本伝』(1)(2)        | 岩波文庫版  | 一九五一年 |
| 東洋文庫 『三国史記』全四巻         | 平凡社    | 一九八六年 |
| 全 『東アジア民族史』            | 平凡社    | 一九七四年 |
| 『日本古墳大事典』              | 東京堂出版  | 平成七年  |
| 『日本古代遺跡大事典』            | 吉川弘文館  | 平成七年  |
| 『風土記』日本古典文学大系          | 岩波書店   | 昭和五一年 |
| 『続日本紀』前・後新訂増補国史大系吉川弘文館 |        | 昭和四四年 |
| 『古鏡銘文集成』               | 新人物往来社 | 一九九八年 |
| 『日本地名大事典』奈良県・大阪府ほか     | 角川書店   | 一九九〇年 |
| 大漢和辞典 全十三巻 縮写版         | 大修館    | 昭和四九年 |
| 日本国語大辞典 全十巻            | 小学館    | 昭和五五年 |
| 『日本古代史大辞典』             | 大和書房   | 二〇〇六年 |